

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月31日

【発行者名】 ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
(JAPAN FUND MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.A.)

【代表者の役職氏名】 コンダクティング・オフィサー兼取締役 井出 講仁
コンダクティング・オフィサー兼取締役 ピエール・グース
(Pierre GOES)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ムンスバッハ L - 5365、
ガブリエル・リップマン通り 1 B
(1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 十枝 美紀子
弁護士 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 外貨建マネー・マーケット・ファンド（GAIKADATE MONEY MARKET FUND）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 米ドル・ポートフォリオ受益証券（U.S. DOLLAR PORTFOLIO）20億米ドル（約2,276億円）を上限とする。
（注1）米ドルの円貨換算は、平成29年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.81円）による。
（注2）英ポンド・ポートフォリオは、平成29年2月28日付で償還された。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

- (1) 【ファンドの名称】 外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」という。）
(GAIKADATE MONEY MARKET FUND)
- (2) 【外国投資信託受益証券の形態等】 記名式無額面受益証券。トラストはサブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオからのみ成る（以下、サブ・ファンドを「ファンド」といい、ファンド受益証券を「ファンド証券」または「受益証券」という。）。ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。
ファンド証券は追加型である。
- (3) 【発行（売出）価額の総額】 米ドル・ポートフォリオ受益証券（U.S. DOLLAR PORTFOLIO）20億米ドル（約2,276億円）を上限とする。
- (注 1) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成29年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.81円）による。以下同じ。
- (注 2) トラストは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、米ドル・ポートフォリオの受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限りファンドの基準通貨をもって行う。
- (注 3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注 4) 英ポンド・ポートフォリオは、平成29年2月28日付で償還された。
- (4) 【発行（売出）価格】 各申込後最初に計算されるファンド証券1口当たりの純資産価格
- (5) 【申込手数料】 申込手数料はない。
- (6) 【申込単位】 1口単位
- (7) 【申込期間】 平成29年4月1日（土曜日）から平成30年3月30日（金曜日）まで
ただし、12月24日を除き、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグにおける銀行営業日、ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日でかつ日本における金融商品取引業者の営業日（以下「取引日」という。）に限り、申込みの取扱いが行われる。
- (注 1) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。
- (注 2) 受付終了時刻は、日本における販売会社が定める時刻とする。詳しくは、日本における販売会社に確認のこと。なお、「日本における販売会社」とは、後記「(8) 申込取扱場所」記載の申込取扱場所となる各金融商品取引業者をいう。以下同じ。
- (8) 【申込取扱場所】 ファンドの申込取扱場所については下記に照会のこと。
みずほ証券株式会社（代行協会員）
東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア
ホームページ・アドレス：<https://www.mizuho-sc.com/>
電話番号：03-5208-3210

（受付時間：日本における営業日の8時40分から17時10分まで）

（注）日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（９）【払込期日】

投資者は、申込日の翌取引日（以下「払込期日」という。）に申込金額を日本における販売会社に支払うものとする。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」に同じ。

各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社によって、払込期日に保管受託銀行であるルクセンブルグみずほ信託銀行の口座にファンドの基準通貨で払い込まれる。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

申込証拠金はない。

引受等の概要

（イ）日本における各販売会社は、管理会社との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

（ロ）日本における各販売会社は、直接または他の販売・買戻会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（注）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

（ハ）管理会社は、トラストに関して、みずほ証券株式会社を日本における管理会社の代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、１口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本における販売会社または販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため日本における販売会社または販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。投資者はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。申込金額は原則として円貨で支払うものとし、ファンドの基準通貨と円貨との換算は各申込みについての申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする（通貨の換算にかかるコストも投資者の負担とする。）。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じうる範囲で日本における販売会社または販売取扱会社のファンド基準通貨預金口座への振込みによりファンドの基準通貨で支払うこともできる。

申込金額は、各日本における販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるルクセンブルグみずほ信託銀行のファンド口座にファンドの基準通貨で払い込まれる。

日本以外の地域における発行

本募集に並行して、アメリカ合衆国とEUを除く海外でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対してのみファンド証券の販売が行われる。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」という。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および2010年12月17日の投資信託に関する法律（以下「2010年法」という。）パート の規定に基づき設立され、管理会社、保管受託銀行およびトラストの受益証券保有者（以下「受益者」という。）の間の約款（以下「約款」という。）に従いその共同所有者の利益のために運用される、トラストの有価証券およびその他の資産の契約型の共有持分型投資信託であるアンブレラ型オープン・エンド型投資信託（FCP）として、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）第1条第39項に規定されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）として適格である。トラストのサブ・ファンドである外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ（以下「米ドル・ポートフォリオ」という。）の受益証券は、需要に応じて、いつでも、その時の純資産価格で販売され、また受益者の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で管理会社が買い戻すという仕組みになっている。

米ドル・ポートフォリオは、アンブレラ型契約型ファンドであるトラストのサブ・ファンドである。現在、トラストは、サブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオのみで構成されている（以下、サブ・ファンドを「ファンド」という。）。管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、他のサブ・ファンドを追加設立することができる。

米ドル・ポートフォリオは、質の高い証券および金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定した収益を追求することを目的とする。管理会社は、米ドル・ポートフォリオの1口当たりの純資産価格を1セント（0.01米ドル）に維持するよう最善を尽くすものとする。

ファンドにおける信託金の限度額については、定められていない。

ファンドは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券規制当局委員会（CESR）のガイドライン（10-049）（随時改訂または補足済）により「短期マネー・マーケット・ファンド」として運用されている。欧州証券規制当局委員会は、2011年1月1日付で欧州証券監督機構（ESMA）に承継された。

トラストおよびファンドの投資目的および投資方針は、受益者による決議なくして変更されることがある。トラストおよびファンドの投資目的および投資方針に変更がある場合、受益者は、当該時点の財務状態およびニーズに鑑みてファンドが適切な投資対象を保持しているかにつき判断することを要する。本書は、その投資目的および投資方針ならびに／または本書に記載されるファンドの投資目的および投資方針の変更を反映するために修正される。受益者は、トラストおよび／またはファンドの投資目的および投資方針の関連ある重大な変更について、書面にて通知される。

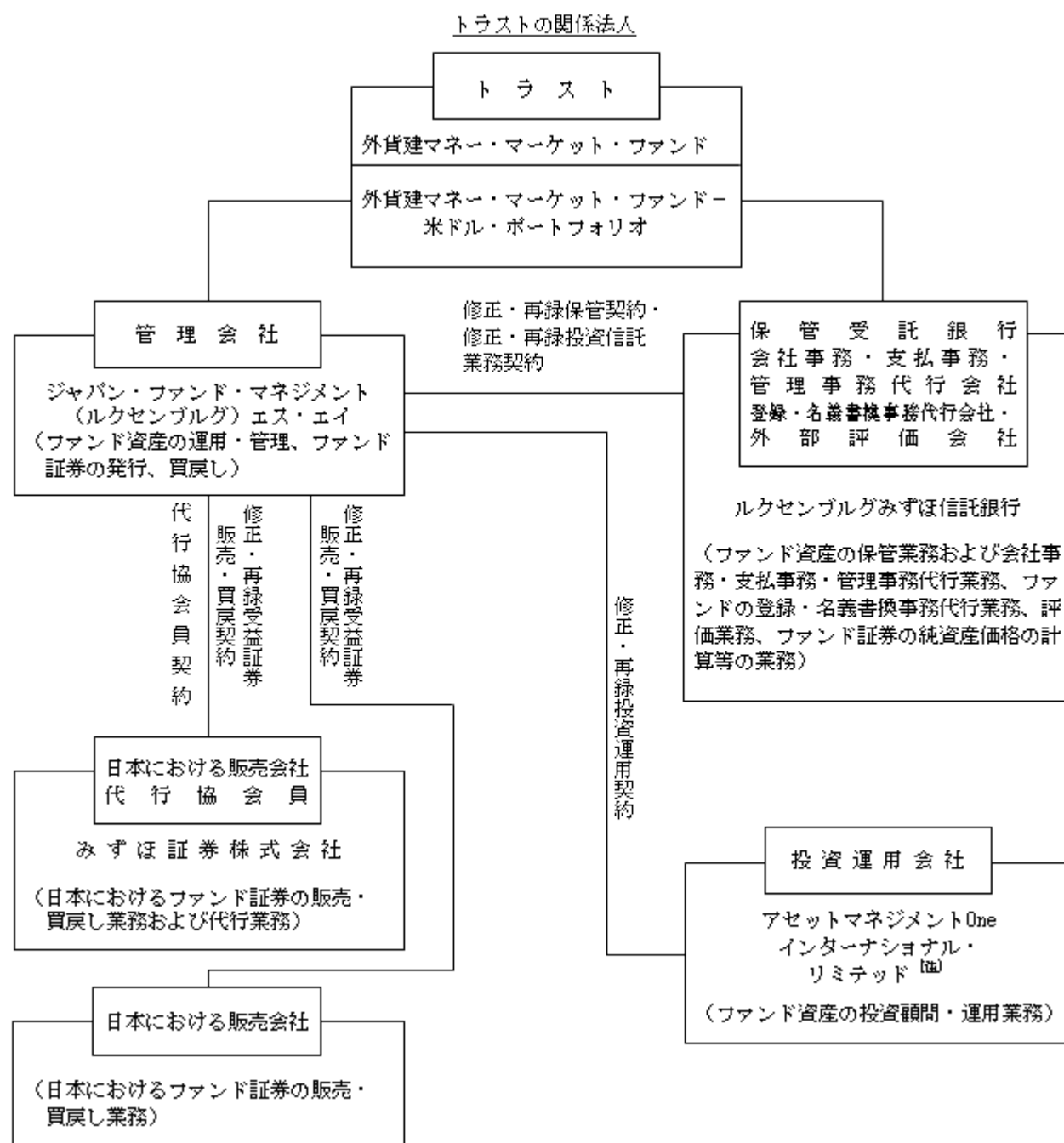
（2）【ファンドの沿革】

1994年1月28日	管理会社の設立
1997年9月11日	トラスト約款締結
1997年10月9日	米ドル・ポートフォリオの運用開始
1998年8月13日	英ポンド・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオの運用開始
1998年12月17日	改定約款締結
2001年5月21日	管理会社名称変更
2004年3月16日	トラスト約款変更（2004年4月2日効力発生）
2011年7月21日	トラスト約款変更（2011年7月26日効力発生）

2012年 3 月23日	トラスト約款変更（2012年 3 月31日効力発生）
2014年 6 月 2 日	ユーロ・ポートフォリオの償還
2014年 9 月 4 日	トラスト約款変更（2014年 9 月11日効力発生）
2015年 3 月18日	トラスト約款変更（2015年 4 月 1 日効力発生）
2017年 2 月28日	英ポンド・ポートフォリオの償還
2017年 3 月10日	トラスト約款変更（2017年 3 月31日効力発生）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) ダイアム・インターナショナル・リミテッド (DIAM International Ltd) は、2016年10月1日付で、アセット
マネジメントOneインターナショナル・リミテッド (Asset Management One International Ltd.) に商号を変
更した。以下同じ。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.）	管理会社	1997年9月11日付（1997年10月8日に効力発生）（最終改正は2017年3月10日（2017年3月31日に効力発生））で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
ルクセンブルグみずほ信託銀行（Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.）	保管受託銀行 会社事務・支払事務・管理事務 代行会社 登録・名義書換事務代行会社 外部評価会社	2017年3月17日付で管理会社との間で修正・再録保管契約（注1）を締結。ファンド資産の保管業務およびその他の関連業務について規定している。 2017年3月17日付で管理会社との間で修正・再録投資信託業務契約（注2）を締結。ファンドの会社事務・支払事務・管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務および外部評価会社の業務について規定している。
アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッド（Asset Management One International Ltd.）	投資運用会社	2017年3月17日付で管理会社との間で修正・再録投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資顧問・運用業務について規定している。
みずほ証券株式会社	代行協会員	1997年9月11日および1998年7月21日付で管理会社との間で代行協会員契約（注4）（改訂済）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。
有価証券届出書「第一部証券情報（8）申込取扱場所」を参照のこと。	日本における販売会社	管理会社と日本における各販売会社との間で修正・再録受益証券販売・買戻契約（注5）を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務について規定している。

- （注１）修正・再録保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行がファンド資産の保管業務およびその他の関連業務を行うことを約する契約である。
- （注２）修正・再録投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された会社事務・支払事務・管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社および外部評価会社が、ファンドの会社事務・支払事務・管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務を行うことを約する契約である。
- （注３）修正・再録投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社がファンド資産の投資顧問・運用業務を行うことを約する契約である。
- （注４）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券１口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- （注５）修正・再録受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概要

（イ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年8月10日の商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1994年1月28日に設立された。

1915年法は、設立および運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。2010年法第15章に基づき、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）の管理会社としての資格を有している。2013年法に基づき、2013年法第1条第46項の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）としての資格を有している。

管理会社は、2014年7月1日付でトラストのAIFMとして認可されている。

（ロ）事業の目的

管理会社の目的は、2013年法に従ってAIFのAIFMとして行為することおよび2013年法別表 1. に記載する活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表 2. に記載する活動を遂行することができる。

また、管理会社の目的は、2010年法第15章に従い、管理会社として行為することであり、ルクセンブルグおよび/または外国の投資信託（以下「UCI」という。）の設定、販売促進、事務管理、運用およびマーケティング、ならびにとりわけ2010年法パート 1. に基づくUCIの設定および2007年2月13日付専門投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2007年法」という。）に基づくAIFであるルクセンブルグ専門投資信託（以下「SIF」という。）の設立を含むが、これらに限られない。更に、管理会社は、一般的に、AIF、UCIおよびUCITS（以下、総称して「AIF等」という。）の運用、事務管理、マーケティングならびに販売促進に関連する活動を行うことができる。管理会社は、AIF等のために、証券、財産およびより一般的にはAIF等の認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を名簿登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、ならびに、AIF等およびAIF等の受益者のために、全ての権利および特権（とりわけ、AIF等の資産を構成する証券に付随する全ての議決権）を行使することができる。これらの権限は、網羅的なものではなく、例示的なものとみなされるべきである。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するAIF等の目的の達成に直接的もしくは間接的に関連する活動ならびに/またはかかる達成のために有益および/もしくは必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法第15章および2013年法の規定に定める制限内に限る。

（ハ）資本金の額

管理会社の資本金は2,500,000ユーロ（約3億438万円）で、平成29年1月末日現在全額払込済である。なお、1株25ユーロ（約3,044円）の記名式株式10万株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成29年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝121.75円）による。以下同じ。

（ニ）会社の沿革

1994年1月28日設立。

2001年5月21日名称をIBJファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイからジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイに変更。

（ホ）大株主の状況

（平成29年1月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ルクセンブルグみずほ信託銀行	ルクセンブルグ大公国、 ミュンスバッハ L - 5365、 ガブリエル・リップマン通り 1 B	100,000株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、トラストは、2010年法、勅令ならびに金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）の規則および通達に従っており、2013年法第1条第39項の意味の範囲内でのA I Fとして適格である。

準拠法の内容

（イ）民法

トラストは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。トラストは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、ルクセンブルグの民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条）、2010年法および2013年法に従っている。

（ロ）2010年法

2010年法は、欧州議会および欧州理事会の2009年7月13日付通達（2009/65/EC）（以下「UCITS通達」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

a．2010年法は、以下の5つのパートにより構成されている。

パート - 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パート 」という。）

パート - その他の投資信託（以下「パート 」という。）

パート - 外国投資信託（以下「パート 」という。）

パート - 管理会社（以下「パート 」という。）

パート - 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託およびその他の投資信託に適用される一般規定（以下「パート 」という。）

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取扱っている。

b．欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法のパートに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

c．2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

（ ）公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法の第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

（ ）投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

d．2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS

- E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるU C I T S
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

e . 2013年法

- () 2013年法は、主にA I F Mを規制するが、更に、運用会社のみならず運用会社が運用するA I Fに影響を与える多くの規定により構成されている。

2013年法は、欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「A I F M D」という。)を施行し、主に(a) 2010年法、(b) 2007年法および(c) リスク・キャピタルに投資する投資法人(S I C A R)に関するルクセンブルグの法律を改訂したもので、A I F M Dに関するこれらの法律における「プロダクツ」に関する要件を反映している。

- () 2013年法は、A I Fを以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義している。
- (a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
 - (b) U C I T S通達に基づき認可を必要としない投資信託(すなわちU C I T Sとしての適格性を有しない投資信託)。
- () 2013年法はまた、A I Fの販売に関する規定を含む。A I F Mは、2013年法に基づき一旦認可された場合、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、A I Fの投資証券または受益証券をE Uの他の加盟国において販売することができる。

f . 法的形態

2010年法パートIまたはパートIIに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- () 契約型投資信託(fonds commun de placement, contractual common fund)(F C P)
- () 投資法人(investment companies)
 - 変動資本を有する投資法人(S I C A V)
 - 固定資本を有する投資法人(S I C A F)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

（５）【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

（イ）ＣＳＳＦに対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、ＣＳＳＦへの登録およびその承認が要求される。いずれの場合でも、目論見書、年次財務報告書および半期報告書等をＣＳＳＦに提出しなければならない。

さらに、後記「（６）監督官庁の概要 財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、ＣＳＳＦに提出されなければならない。トラストの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers, Société cooperative）のルクセンブルグ事務所である。さらに、トラストは、ＣＳＳＦ通達15/627に基づき、ＣＳＳＦに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

（ロ）受益者に対する開示（2012年12月19日付委員会委任規則（ＥＵ）No. 231/2013（レベル 規則）108条および109条）

受益者は、監査済年次報告書および未監査半期報告書を管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、無料で入手することができる。

トラストの過去の運用実績、日々の純資産価格、受益証券の発行および買戻価格ならびに評価の停止といったトラストおよび管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表される。

受益者に対する通知は、受益者名簿記載の住所宛に各受益者に送付され、ルクセンブルグの法律で求められる場合、ルクセンブルグの「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアション」（以下「RESA」という。）に公告される。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

a．金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における１億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）等においてこれを開覧することができる。

ファンド証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から交付の請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

b．投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、トラストの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載

した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、トラストの約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のトラストの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。トラストの運用報告書は、代行協会員のホームページに掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

（６）【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストはＣＳＳＦの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

（イ）ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（ルクセンブルグのリザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンドを除く。）は、ＣＳＳＦの監督に服し、ＣＳＳＦに登録しなければならない。

（ロ）ＥＵ加盟国の監督官庁により認可されているＵＣＩＴＳは、欧州議会および欧州理事会の2009年7月13日付通達（2009／65／ＥＣ）（改正済）の要件を遵守しなければならない。ルクセンブルグ以外のＥＵ加盟国で設立されたＵＣＩＴＳは、ルクセンブルグの金融機関をＵＣＩＴＳの支払事務代行会社として任命し、ＵＣＩＴＳ所在のＥＵ加盟国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきＣＳＳＦに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内において投資信託証券を販売することができる。ＣＳＳＦに対して通知が送付された旨を、ＵＣＩＴＳ所在のＥＵ加盟国の所轄官庁よりＵＣＩＴＳが連絡を受けた時に、当該ＵＣＩＴＳはルクセンブルグ市場において販売が可能となる。

トラストは、2010年法上のパート の投資信託として設定されており、受益証券は、ＥＵ加盟国では公衆に対する販売が行われない。2010年法第88 - 1条に従い、トラストは、ＡＩＦＭＤおよびその施行規則（以下「ＡＩＦＭ規則」という。）ならびにＡＩＦＭ規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定されるＡＩＦとして適格である。

（ハ）外国法に準拠して設立され、運営されているオープン・エンド型の投資信託が、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその投資信託証券を販売するためには、当該投資信託が、設立・設定されたＥＵ加盟国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければならない。さらに、これらの投資信託は、ＣＳＳＦにより、2010年法に規定されるものと同等とみなされる監督に服していなければならない。

（ニ）ＥＵおよびＥＵ以外のＡＩＦのルクセンブルグの機関投資家への販売は、ＡＩＦＭ規則に規定される適用規則ならびにＡＩＦＭ規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとする。

登録の拒絶または取消

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令もしくはＣＳＳＦ通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務もしくはＣＳＳＦに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、ルクセンブルグの投資信託またはＡＩＦＭの役員または取締役がＣＳＳＦにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。

ルクセンブルグの投資信託の登録が取り消された場合、ルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

目論見書等に対する査証の交付

受益証券の販売に際し使用される英文目論見書は、事前にC S S Fに提出されなければならない。C S S Fは、書類が適用ある法律、規則およびC S S F通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければならない。

公認監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負う。公認監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿、記録を含む。）をC S S Fに提出しなければならない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

米ドル・ポートフォリオは、質の高い証券および金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定した収益を追求することを目的とする。管理会社は、１口当たりの純資産価格を0.01米ドルに維持するよう最善を尽くすものとする。

（２）【投資対象】

米ドル・ポートフォリオの投資対象は、アメリカ合衆国政府またはその機関が発行する証券、コマーシャル・ペーパー（以下「ＣＰ」という。）、銀行引受手形、譲渡可能定期預金証書、定期預金証書および買戻し条件付契約（現先契約）等の米ドル建て短期債券および証書である。米ドル・ポートフォリオは、買戻し請求に適切に対応するため、金融市場証券の資産の一定割合を翌日満期の形で保有する。米ドル・ポートフォリオは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

米ドル・ポートフォリオは、法定の償還日までの残存期間が、397日を超えない証券および証書のみに投資する。ポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間は、60日を超えない。ポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限は、120日を超えない。

米ドル・ポートフォリオ資産の50%超は、大量の買戻しが予想される場合または管理会社の支配の及ばないその他の避けられない事情がある場合を除いて、常に金融商品取引法上の「有価証券」に該当するものに投資される。

米ドル・ポートフォリオの投資証券は、主として以下のもので構成される。

アメリカ合衆国政府証券 - 米ドル・ポートフォリオは、元本および利息につき、アメリカ合衆国政府が発行または保証し、またアメリカ合衆国財務省の全面的な信用力によりサポートされた様々な短期市場証券に投資することができる。

アメリカ合衆国政府機関の証券 - 米ドル・ポートフォリオは、アメリカ合衆国政府関連企業、同機関および国際機関が発行する様々な債券に投資することができる。かかる証券は、財務省の直接債務ではないが、アメリカ合衆国政府の支援やアメリカ合衆国政府機関または同企業の保証が付されている。

銀行債務 - かかる債務には、譲渡可能定期預金証書、銀行引受手形、および定期預金証書が含まれるが、これらに限定されない。アメリカ合衆国の銀行債務への米ドル・ポートフォリオの投資は、一流のアメリカ合衆国の銀行（外国銀行の支店を含む。）の債務に限り、投資時に、10億米ドル超の総資産を有する連邦準備銀行制度の構成員であるか、または通貨会計監査院による監査を受けているかもしくは連邦預金保険会社によりその預金に保険が付されている銀行の債務に限られる。アメリカ合衆国以外の銀行債務への米ドル・ポートフォリオの投資は、一流の銀行の債務に限り、投資時に（ ）100億米ドル超（または他通貨での相当額）の総資産を有し、（ ）総資産で（アメリカ合衆国外の）世界の75位以内の銀行であり、（ ）アメリカ合衆国内に支店または代理機関を有し、（ ）米ドル・ポートフォリオの投資運用会社の判断で、米ドル・ポートフォリオが買付けることのできるアメリカ合衆国の銀行債務と同じ程度の投資適格性を有する銀行債務に限られる。

定期預金証書は、アメリカ合衆国の銀行の海外支店またはアメリカ合衆国外の銀行の債務であり、確定金利が付され確定満期日に支払われる。米ドル・ポートフォリオは、満期前の引出しに解約違約金が課される定期預金には投資しない。

企業の短期債務証書 - 米ドル・ポートフォリオは、ＣＰ（短期資金需要のため企業の発行する短期、無担保の約束手形）に投資することができる。

米ドル・ポートフォリオは、また、金融市場証券と考えられている、法定の償還日までの残存期間が、397日を超えない転換不能の企業債務証券（ボンド、ディベンチャー等）に投資することができる。

米ドル・ポートフォリオは、証券または証書にのみ投資することができ、ＣＰは、スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーション（以下「Ｓ＆Ｐ」という。）の「Ａ－１」格以上またはムーディーズ・インベスターズ・サービスズ・インク（以下「ムーディーズ」という。）の「Ｐ－

1」格以上の格付を有し、または格付がないものについては、投資運用会社の裁量によりそれらと同等と判断するものに限られる。米ドル・ポートフォリオが投資する社債は、ムーディーズの「Aa」格またはS & Pの「AA」格以上の格付を有するものに限られる。

買戻し条件付契約（現先契約） - 米ドル・ポートフォリオは、かかるタイプの取引を専門とする高格付の金融機関（銀行、ブローカー・ディーラー等）と買戻し条件付契約（現先契約）を締結することができる。買戻し条件付契約（現先契約）とは、買主（米ドル・ポートフォリオ）が債券を買付け、売主が合意された価格、日付、利息でその債券を買い戻すことに合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。対象となる証券は、アメリカ合衆国政府証券またはアメリカ合衆国の政府機関の証券のみであり、それぞれの場合保管受託銀行が対象となる証券または連邦準備制度理事会のブック・エントリー制度を採用する米ドル・ポートフォリオの受益権を保管する。買戻し条件付契約（現先契約）は通常1週間程度の短期間のものである。

買戻し条件付契約の存続期間中、米ドル・ポートフォリオは、（ ）契約の相手方当事者による証券の買戻しが遂行される前、または（ ）買戻し期間が経過するまでは契約の目的である証券を売却しないものとする。

米ドル・ポートフォリオは、常に受益証券の買戻し義務を充足できるレベルで購入した証券の重要性を維持することを確認する。

管理会社は、米ドル・ポートフォリオのために、いかなる種類の株式または出資に対しても投資をしてはならない。

米ドル・ポートフォリオの表示通貨は、米ドルとする。

（３）【運用体制】

アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドは、管理会社との間の2017年3月17日付の修正・再録投資運用契約によって、トラストのポートフォリオ運用業務を委任されている。

ファンドは、資産の保全、流動性の提供、収益の最大化を企図して運用され、アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドの債券運用チームによって、そのポートフォリオおよびリスクが管理されている。

アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドの債券運用チームは、総勢5名で構成されている。

運用にあたっては、アナリストらによる経済ファンダメンタルズ分析、金利分析（金利の方向性や期間構造の分析）、クレジット分析、テクニカル分析（市場タイミングや市場のセンチメントおよびモメンタムの分析）を通して、アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドにおいては毎週開催される投資委員会において投資方針が決定され、月1回開催される投資実績およびリスク委員会において確認される。

アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドの債券運用チーム

E. Watatani（E. ワタタニ）
債券運用チーム責任者（CIO）

担当者	マーケット
E. Watatani (CIO) (E. ワタタニ)	市場全般
G. Casella (G. キャセラ)	グローバル、米国
S. Pirie (S. ピリエ)	新興市場、外国為替市場
A. Mills (A. ミルズ)	ヨーロッパクレジット、ヨーロッパ、 ヨーロッパ政府
H. Cotton (H. コットン)	ヨーロッパクレジット

（注）上記の運用体制は、平成29年1月末日現在の記載であり、今後変更されることがある。

（４）【分配方針】

管理会社は、ファンド証券の1口当たりの純資産価格を、米ドル・ポートフォリオについて0.01米ドルに維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。新たに発行されるファンドの受益証券については、当該ファンド証券の支払日（当日を含む。）から償還日（当日を除く。）（以下に定義する。）までの期間について、分配金が発生する。毎月の最終取引日に、（当該最終取引日の直前の日（当日を含む。）までに）宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者の関係国において支払われる分配金についての源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきファンドの受益証券が発行される。販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資にかえ、小切手または銀行送金により現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国の外国為替管理法に従うものとする。

分配の結果、トラストの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低限を下回るようになるような場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属する。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

（５）【投資制限】

管理会社またはその委任を受けた代理人は、ファンド資産の運用にあたり、以下の制限を遵守する。

管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行する有価証券を保有することとなるような投資を行うことはできない。ただし、本制限は、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する有価証券には適用されない。

管理会社は、ファンドのために、当該投資の結果、トラストが同一発行者の発行するいずれかの種類の有価証券の10%を超えて所有することとなるような投資を行うことはできない。管理会社は、当該購入の結果、いずれかの会社または団体のいずれかの種類の有価証券の15%を超えて、トラストと管理会社が運用する他の投資信託とが所有することとなるような購入はできない。本制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する有価証券には適用されない。上記の10%および15%の制限（同種の有価証券または特定の種類の有価証券に関するもの）は、ファンドが一発行体の1銘柄のすべての譲渡可能定期預金証書またはCPを購入することを妨げるものではない。

管理会社は、支配または経営を目的として投資を行うことはできない。

管理会社は、ファンドの純資産総額の5%を超えてオープン・エンド型の会社型投資信託の株式または契約型投資信託の受益証券に投資を行うことはできない。管理会社と共通の経営もしくは管理または直接もしくは間接の実質的保有の関係がある、管理会社または他の会社が運用する会社型投資信託の株式または契約型投資信託の受益証券への投資は、特定の地域または経済分野への投資を専門としてきた会社型投資信託または契約型投資信託の場合にのみ認められる。かかる場合、管理会社は、当該株式または受益証券に関する取引に関し、いかなる報酬または費用も請求することはできない。投資方針がファンドの投資方針に類似していない会社型投資信託または契約型投資信託に、投資を行ってはならない。さらに、プロモーターがファンドと同様である会社型投資信託または契約型投資信託に投資を行う場合、発行手数料またはその他の取得費用および運用報酬または顧問報酬を、かかる投資されたファンドの資産に対し、請求することはできない。ただし、管理会社の取締役会の決定に従い、トラストが、2010年法の第174条に基づき、金

融市場証券を投資対象とする投資信託に適用される軽減税率に適格を有する期間、管理会社は、トラストのために、他の投資信託の株式または受益証券に対する投資は行わない。

管理会社は、ファンドのために、（i）株式に投資を行う契約型投資信託の受益証券または（ ）会社型投資信託に投資してはならない。

管理会社は、ファンドのために、不動産を購入してはならない。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産もしくは不動産上の権利を担保としている証券、または不動産もしくは不動産上の権利に投資している会社が発行する証券を売買することができる。

管理会社は、ファンドのために、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表章する有価証券に関する取引契約を締結してはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属も含まれる。ただし、管理会社は、ファンドのために、商品により担保されている有価証券および商品に投資しまたは商品を取引する会社の有価証券の売買を行うことができる。

管理会社は、ファンドのために、有価証券を信用で購入しない（ただし、管理会社は、組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができる。）。また、有価証券の空売りを行わずまたはショート・ポジションを保有しない。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約（ならびにこれに関するオプション）に関し、当初および継続証拠金を預託することができる。

管理会社は、ファンドのために借入れを行う場合、その総額が、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとする。借入れは、一時的措置としてのみ行うことができる。さらに、管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて一部未払込証券に投資することはできない。

管理会社は、上記 記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドが所有もしくは保有する有価証券に譲渡担保、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しない。ただし、将来発行時または後日引渡約束による有価証券の売買、およびオプションの発行、先渡契約もしくは先物取引の売買またはスワップ契約に関する手続は、資産の担保とはみなされない。

管理会社は、ファンドのために、公認の証券取引所または他の規制ある市場において取引されていない有価証券にファンドの純資産総額の10%を超えて投資することはできない。ただし、本制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する有価証券には適用されない。さらに、本制限は、定期的に取り引される金融市場証券には適用されない。

管理会社は、ファンドの資産をもって有価証券を引受けまたは下引受けを行うことはできない。

管理会社は、ファンドのために、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある有価証券に関する技法と手段を用いることができる。ただし、かかる技法と手段は、効率的なポートフォリオの運用を目的として使用される場合に限る。

オプションに関し、

(イ) 管理会社は、ファンドのために、以下の場合を除いて、有価証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができない。

）当該オプションが証券取引所に上場されている場合、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ

）当該オプションの取得価格（プレミアム）が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。

(ロ) 管理会社は、ファンドのために、管理会社が保有していない有価証券のコール・オプションを発行することができない。ただし、管理会社は、ファンドのために、行使価格の総額が、ファンドの純資産の25%を超えない場合で、管理会社が常に当該オプションの発行の結果生じるポジションを常にカバーできる場合には裏付けのないコール・オプションを発行することができる。

- (ハ) 管理会社は、ファンドのために、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有する場合を除いて、有価証券のプット・オプションを発行することができない。

管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、スワップ契約および為替先渡契約を締結し、または通貨のコール・オプションを発行しもしくは通貨プット・オプションを購入する場合を除いて、為替先渡契約を取得もしくは締結することができない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (イ) 当該取引が定期的な取引が行われ、公認かつ公開の規制ある市場において取引される契約である場合。ただし、管理会社は、ファンドのために、かかる種類の取引を専門とする高格付を有する金融機関との私的契約に基づき、為替先渡売買または為替交換を行うことができる。
- (ロ) ファンドの一通貨建ての取引が原則として同一通貨建ての資産総額を超えないものとし、かつかかる資産の保有期間を超えない場合。ただし、当該取引コストがファンドにとり有利である場合は、管理会社は、ファンドのために、（同一の取引対象に関する）クロス取引により関係通貨を買付けることができる。

管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行わない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (イ) 管理会社は、ファンドのために、組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入証券の対応部分の資産価格変動のリスクに対応する範囲内で金融先物売却契約に関する契約残高を保有することができる。
- (ロ) 管理会社は、ファンドのために、効率的なポートフォリオの運用を目的として、ファンド資産の市場間の配分比率変更を円滑に行うため、また市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に金融先物買付契約を締結することができる。ただし、当該先物ポジションに潜在するリスク（エクスポージャー）に見合う十分な現金、短期債券もしくは短期証書（上記（ハ）記載の流動資産を除く。）または事前に決められている価格で売却可能な有価証券をファンド内に保有する場合に限る。

管理会社は、ファンドのために、インデックス・オプション取引を行わない。

管理会社は、ファンドのために、金利変動に対する全般的なヘッジの目的で、金利先物契約を売却することができる。管理会社は、同一の目的で金利コール・オプションを発行し、もしくは金利プット・オプションを購入し、または金利スワップ取引に専門化した高格付を有する金融機関と金利スワップ契約を締結することができる。金利先物契約、オプションおよびスワップ取引に関する契約総額は、ヘッジされかつ当該契約に対応する通貨建てでファンドが保有している資産の推定市場価格の合計を超えることはできない。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式または出資に対しても投資をしてはならない。

ルクセンブルグの適用法令（2010年法ならびに現行もしくは将来の関係するルクセンブルグ法、またはC S S Fの施行令、通達および解釈、ならびにより具体的には、投資信託が活用する譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法および手段に適用されるC S S F 通達08 / 356の規定（各々随時改正済））により許容される最大限の範囲およびこれらにより定められる限度内で、管理会社は、トラストのために、追加の資本もしくは収益を生み出すためまたはコストもしくはリスクを軽減するために、買戻権付売買取引、買戻し条件付契約（レポ契約）および逆買戻し条件付契約（リバースレポ契約）の取引を行うことができる。

管理会社は、ファンド資産である有価証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

管理会社が支配できない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、ファンドにかかる有価証券の売却に際して、ファンドの受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させる。

管理会社は、ファンドのために、金銭の貸与を行うことまたは第三者のために保証人となることができない。

管理会社は、ファンドの証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課することができる。

レバレッジおよび借入れ

投資方針の必須部分ではないものの、投資制限第8項では、10%を上限とする借入れが認められている。トラストは、管理会社が受益者の利益を考慮した上で適切とみなす目的（投資のための資金調達、費用の補填および買戻代金の支払を含む。）で借入れを行うことができる。

負債は、管理会社が随時承認する方法（トラストの純資産価額を決定する目的のものを含む。）を利用するかかる負債の値洗い価格で計上される。

トラストのエクスポージャーは、「グロス法」および「コミットメント法」の2種類の累積的な方法に従って管理会社により計算される。グロス法はトラストの全体的なエクスポージャーを付与し、コミットメント法は管理会社が使用するヘッジ手法およびネットティング手法に対する識見を付与する。レバレッジ効果は、デリバティブ・ポジションにおいてレバレッジを組み入れた現金または有価証券の借入れを通じてまたはその他の方法によるかにかかわらず、管理会社がトラストのエクスポージャーを増加させる方法として、AIFMDにより決定される。レバレッジにより、トラストにリスクが生じる。レバレッジは高い頻度で管理されており、米ドル・ポートフォリオについては、グロス法では純資産価額の120%およびコミットメント法では純資産価額の125%を上回らないものとする。上記にかかわらず、投資運用会社の支配の及ばない理由によりおよび/または例外的な事情により、一時的に、上記のレバレッジの上限を上回ることがあり得る。例えば、為替先渡契約が新しい決済日にロールされているとき、またはファンドが相当のキャッシュフローを取り扱っている日においては、例外的な市況によりレバレッジ比率が一時的により高い水準に増加することがある。このようにレバレッジが上記の上限よりも高くならざるを得ない場合、その旨は関連する監査済年次報告書を通じて受益者に開示される。

管理会社は、トラストの投資対象に関するリスクおよびかかるリスクがトラストのリスク特性に及ぼす影響を検出し、測定し、管理しおよび追跡するためにリスク管理手続を実施する。管理会社は、規模、ポートフォリオの構造、とりわけ本書に定めるトラストの戦略および投資目的を考慮してトラストのリスク特性が関連することを確保する。投資運用会社は当該リスク管理手続に従うものとする。

担保は再利用することができる。

AIFMDにより要求される追加的な情報は、請求により、管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

投資予定者は、トラストに投資するか否かにつき考慮する際には以下のリスク要因に留意すべきである。以下の記載は、トラストに対する投資に含まれるリスクの完全な説明を意図するものではない。

ファンドの投資が成功するか、またはその投資目的が達成されるかについて保証することができない。また、ファンドの組入証券は、全ての投資対象および市場に内在するリスクに服する。したがって、受益証券1口当たりの純資産価格は下落することも上昇することもある。さらに、トラストに対する投資は、とりわけ以下に記載されるものを含む多数の要因に起因する重大なリスクを伴う。

債券に投資するファンドについて、投資先の投資対象の価格は、金利および発行体の信用度に依拠する。固定利付証券に投資されるファンドの純資産価額は金利および為替相場の変動に応じて変化する。ファンドには、保有する一部の有価証券の下落およびキャピタル・ロスの実現のリスクが回避できないハイ・イールド証券に投資するものがある。さらに、中格付から低格付の有価証券および格付が付与されていない同等の質を有する有価証券は、高格付の有価証券よりも利回りおよび市場価格の変動が大きいことがある。

複数の国に投資するファンドは、いずれか1か国のリスクに対してはエクスポージャーが少ないものの、多数の国のリスクにさらされる。ファンドの投資先の投資対象の多くは、特定のファンドの通貨と異なる通貨建てであることがある。これは、投資先の投資対象の為替変動がファンドの受益証券価格の価値に著しく影響を及ぼすことがあることを意味する。

ファンドは、店頭デリバティブ契約を締結することができる。店頭デリバティブ、中央決済機関および取引情報蓄積機関に関する欧州議会および理事会の2012年7月4日付規制（EU）No. 648/2012（以下「欧州市場インフラ規制」という。）は、店頭デリバティブ契約に対する一定要件（強制決済の義務、双務的なリスク管理要件および報告要件を含む。）を確立している。欧州市場インフラ規制を実行するために要求される、リスク管理手続を明記する規制上の技術基準（担保の水準および種類ならびに分別管理に関する取決めを含む。）の全てが完了しているわけではなく、よって確定的となり得ないものの、投資家は、自らの店頭デリバティブ契約の取引について、欧州市場インフラ規制の一定の規定がファンドに対し義務を課する可能性があることに留意すべきである。

欧州市場インフラ規制がトラストに対して及ぼすと予想される影響は以下を含むがこれらに限られない。

- a) 決済義務：一定の標準的な店頭デリバティブ取引は、中央決済機関（以下「中央決済機関」という。）を介した強制的な決済の対象となる。中央決済機関を介したデリバティブの決済は追加費用の支出につながることもあり、またかかるデリバティブが中央決済を要求されなかった場合よりも有利でない条件となることがある。
- b) リスク軽減手法：中央決済の対象ではない店頭デリバティブのリスクについて、トラストは、リスク軽減要件（全ての店頭デリバティブの担保化を含む。）を導入する義務を負うこととなる。かかるリスク軽減要件は、自らの投資方針を追及するファンドの費用（またはその投資方針から生じるヘッジ・リスク）を増加させることがある。
- c) 報告義務：ファンドの店頭デリバティブ取引は、取引情報蓄積機関または欧州証券市場監督局に報告しなければならない。当該報告義務は、店頭デリバティブを利用するファンドに対し費用を増加させることがある。

レバレッジ・リスク

レバレッジはファンドの総収益を増加させる機会を提供する一方で、同様に損失を増加させる効果も有する。したがって、直接的または間接的にかかわらず投資対象の価格に悪影響を及ぼすいずれの事由も、レバレッジが利用されている範囲内で増幅される可能性がある。レバレッジを利用する事業体の投資対象にマイナスに展開する市場におけるファンドまたは裏付ファンドによる直接的または間接的なレバレッジの利用の累積的な効果は、レバレッジが当該ファンドまたは当該裏付ファンドによって利用されていない場合よりも大きな損失を当該ファンドにもたらすことがある。

市場リスク

市場リスクは、株式、債券、通貨もしくは他の市場価格、指標の不利な変動またはかかる変動に対するボラティリティの変化に起因する組入金融商品の価格変動の可能性と説明されることがある。典型的な取引またはポジションは、多数の各種市場リスクにさらされることがある。市場リスクの種類は、金利リスク、外国為替相場リスクおよび株式リスクを含む。金利リスクは、イールド・カーブの水準、勾配および曲率の変動、デリバティブの金利の予想ボラティリティの変動、モーゲージの期限前返済の金利の変動およびクレジット・スプレッドの変動から生じることがある。外国為替相場リスクは、スポット価格および通貨デリバティブの予想ボラティリティの変動から生じることがある。株式リスクは、個々のエクイティ証券の価格および指標の変動、株式デリバティブの予想ボラティリティの変動および配当リスクから生じることがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、流動性の低い保有による損失のリスクをいう。これは、合理的な価格で適時にポジションを決済することができないことから生じることがある。また、流動性リスクは、投資運用会社が顧客の買戻しに応じるために十分な資産を決済することができない場合における費用の借入れを含む。

当該時点において、設立されたサイト・ポケットは存しない。

取引相手方リスク

信用リスクとは、取引相手方がファンドに対する金融上の債務の履行を怠った場合における損失のリスクをいう。元本および金利を適時に支払わないことにより取引相手方が履行を怠る可能性がある。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、「不適当なまたは機能しない内部プロセス、人員およびシステムまたは外部事由から生じる損失のリスク」と定義される。当該定義は規制上のリスクおよび法的リスクを含むが、事業リスクおよび戦略リスクを除く。オペレーショナル・リスクはトラストの活動の様々な側面に内在するものであり、多くの異なるリスクを構成する。一貫性のある枠組みはリスクの特定、評価、管理および報告を促進するために使用される。

政治リスク

政府の政治制度にかかる政治的な経験不足および不安定性は、短期間において国家の経済および政治を根本的に変化させるリスクを増加させる。かかるリスク増加の影響は無補償による資産の没収、資産を処分する権利の制限、または、国家介入または国家による監視制御メカニズムの導入に起因する資産価値の劇的な減少を含む。

金利リスク

公社債や短期金融商品などの固定利付証券は、原則として、借入額および特定の期間の金利を投資家（または貸付人）に支払う発行体の義務を表章する。典型的な固定利付証券は、借入額（元本）全額の支払期日が到来する日である確定日（満期日として知られる。）を明記し、かつ、当該固定利付証券の存続期間中に定期的な金利（クーポン）が支払われる日を明記する。

固定利付証券は各種存在し、金利の算定方法、支払額およびその頻度、担保（もしあれば）の種類および特別な特性（例えば、転換権）の有無において異なる。固定利付証券の価格は変動し、とりわけ、様々な主要なリスク（金利リスク、信用リスク、期限前弁済リスクおよびスプレッド・リスクを含むがこれらに限られない。）の対象となる。

金利リスクは、固定利付証券の購入後における市場金利水準の一般的な変動に起因して生じる。原則として、固定利付証券の価格は金利の変動に反比例する。原則として、金利が下落する期間において大部分の残存する固定利付証券の価格は上昇し、金利が上昇する期間においては大部分の固定利付証券の価格は下落する。長期の最終満期を有する固定利付証券は、往々にして、短期の満期を有するそれよりも高い利回りを有する一方で、通常、金利およびその他の要因の変化に対し高い価格感応度を有する。従来、満期までの残存期間は、固定利付証券の金利の変動に対する感応度のバロメーターとして利用されてきた。ただし、当該手段は最終的な元本の支払までの期間のみを考慮するものであり、満期前の元本または金利の支払パターンまたはその金額を勘案するものではない。デュレーションは利回り、クーポン、金利および元本支払、最終満期および繰上償還（期限前弁済）の特性といった考慮すべき要素を組み合わせる。デュレーションは、一般的な金利水準が僅かに平行移動することを想定した場合における固定利付証券価格の予想される割合変化を測定する。また、デュレーションは、ある固定利付証券の残存キャッシュフローの加重平均償還期間の見積りとなる。ほぼ全ての場合において、固定利付証券のデュレーションはその満期より短い。

また、デフォルト・リスクとしても知られる信用リスクは、発行体が予定された金利および元本の支払義務に応じることができなくなる可能性をいう。信用リスクは、他の固定利付証券に存在することがあるが、往々にして、社債に関連するものである。信用格付および定量的モデルは、固定利付証券の信用リスク度の測定を試み、かつ、実勢利回り格差がかかるリスクに対して十分な補償を提供するかに関する識見を提供する。他の条件が同等であれば、高度の信用リスクを有する固定利付証券は、低度の信用リスクを有する固定利付証券よりも市場において低価格で（および高利回りで）取引されるべきである。一般に、債務不履行が発生または予想される場合は、固定利付証券の価格が下落する。

繰上償還リスクとしても知られる期限前弁済リスクは、上記の最終満期日前に全てのまたは大部分の固定利付証券につき期限前弁済を行う発行体の能力に起因して生じる。期限前弁済は、原則として、債務者がその債務をリファイナンスする機会を利用する場合における金利の減少に応じて生じる。当該リスクは、償還規定を有する社債または他の種類の債券にも存在する可能性があるが、往々にして、対象となるモーゲージ貸付がリファイナンスすることができる場合においてモーゲージ証券に関連するものである。期限前弁済が生じた場合、ファンドは、利回りの低い固定利付証券に再投資する義務を負うことがある。定量的モデルは、期限前弁済リスク度を評価する一助となり、かつ、実勢利回り格差がかかるリスクに対して十分な補償を提供するかに関する識見を提供する。

スプレッド・リスクとは、スプレッドの拡大により組入証券の資産価額が下落する可能性をいう。固定利付証券は原則として、高い利率で金利を支払うことにより高度な信用リスクを補償する。有価証券の利回りとベンチマークの利回りとの差異（または「スプレッド」）は、信用リスクについて支払われる追加的な金利を測定する。有価証券に対するスプレッドが拡大（または増加）した場合、当該有価証券の価格（または価値）は下落する。スプレッドの拡大は、とりわけ、市場の安定性に対する市場懸念、供給過剰、他の市場に対する一般的な信用懸念、有価証券または市場に内在する信用懸念、または、リスク許容度の一般的な下落の結果として生じることがある。

また、経済的、政治的およびその他の事由に関連するリスクは金利の実勢水準の変動、信用リスク、期限前弁済リスクまたはスプレッド・リスクによって市場に伝達されるものの、かかる事由は広範な債券市場の価格に影響を及ぼすことがある。

為替リスク

トラストの米ドル・ポートフォリオは米ドルを基準通貨としている。したがって、円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって、円換算した投資元本を割り込むことがある。

デリバティブ商品の使用

経験豊富な投資運用会社／顧問会社によるデリバティブ商品の巧みな使用が有益となりうるが、デリバティブ商品は、従来型の投資対象から生じるリスクと異なり、場合によってはそれよりも大きなリスクを伴うこともある。デリバティブの使用により、レバレッジの一形態が生じることがあり、かかるレバレッジは、レバレッジが行われなかった場合よりもトラストの変動性を大きくすることがあ

る。なぜならば、レバレッジは、トラストの組入証券の価格の増減による影響を過大評価する傾向があるからである。

投資家がトラストに投資する前に理解しておくべきデリバティブ商品の使用に関する主なリスク要因および問題は、一般的に以下に記載されるとおりである。

市場リスク—市場リスクとは、すべての投資対象に伴うものであり、特定の投資証券の価格がファンドの利益を害する方法で変動する一般的なリスクをいう。

運用リスク—デリバティブ商品は非常に専門性の高い商品であるため、株式および債券に関連するものと異なる投資技法およびリスク分析を要する。デリバティブ商品の使用は、あらゆる潜在的な市場におけるデリバティブ商品のパフォーマンスを監視することなく、原商品のみならずデリバティブ商品自体の理解を要する。特に、デリバティブ商品の使用および複雑性は、実行される取引、デリバティブ商品がファンドにもたらすリスクを評価する能力、および価格、利率または為替レートの変動を正確に予測する能力を監視するため、適切な運用を維持することを要する。

信用リスク—信用リスクとは、デリバティブ商品の他の当事者（通常「取引相手方」という。）がデリバティブ商品契約の要項を遵守しなかったことにより、ファンドが被ることがある損失に関するリスクをいう。上場デリバティブ商品の信用リスクは、各上場デリバティブ商品の発行体または取引相手方である決済機関がパフォーマンスを保証するため、概して、相対取引されるデリバティブ商品の信用リスクよりも低い。かかる保証は、信用リスク全体を軽減するため、決済機関により運営される日常決済システム（すなわち、委託保証金）によって裏付けられる。相対取引されるデリバティブ商品については、類似する決済機関による保証はない。したがって、投資運用会社は、潜在的な信用リスクを評価するにあたって、相対取引されるデリバティブ商品の各取引相手方の信用力を考慮する。

流動性リスク—流動性リスクは、特定の投資対象の購入または売却が困難な場合に生じる。デリバティブ商品の取引が特に大きいかまたは関連する市場が（多くの相対取引されるデリバティブ商品の場合と同様に）流動性を欠く場合、有利な価格で取引を開始するかまたはポジションを清算することができない可能性がある。

その他のリスク—デリバティブ商品を使用する際のその他のリスクは、デリバティブ商品の評価が誤っているかまたは不適切であるリスクならびにデリバティブ商品が原資産、金利および指数と完全に相関できないリスクを含む。デリバティブ商品の多く、特に相対取引されるデリバティブ商品は、複雑であり、かつ主観的に評価されることが多い。不適切な評価により、取引相手方に対する現金支払要件が増加するかまたはファンドの価値が減少する可能性がある。デリバティブ商品は、常に完全にまたは高度に、追従するように策定されている資産、金利または指数の価値と相関するかまたはそれに追尾するというわけではない。したがって、トラストによるデリバティブ商品の使用は、ファンドの投資目的を進めるための効果的な手段であるというわけではなく、逆効果となる場合もある。

譲渡性のない非公開取引証券、私募および譲渡制限付き証券

ファンドは、証券取引所に上場されておらずかつ店頭市場で取引されていない証券（私募発行されかつ譲渡制限が付された証券を含む。）に投資することがある。かかる未上場証券は、実質的な損失を生じる可能性のある高度の事業リスクおよび財務リスクを伴うことがある。かかる証券の公開取引市場がないことから、当該証券は、公開有価証券よりも流動性が低いことがある。また、一定の譲渡性のない証券は、第三者または発行体の同意なくしてその他の当事者に対する譲渡について制限があることがある。当該証券が相対取引において転売されることがあるにもかかわらず、かかる売却により実現された価格は、ファンドが当初支払った価格を下回るか、または当該証券の公正価格とみなされる価格を下回ることがある。更に、証券が公開されていない会社は、証券が公開されていた場合に適用されうる開示およびその他投資家保護要件に服さないことがある。

ファンドは、翌日物預金を含むファンドの表示通貨建ての質の高い証券および金融市場証券に投資することを目的とし、元本を維持し流動性を保つことを企図する。それ故、投資予定者は、通常、ファンドへの投資を「低リスクの投資」と考えることができる。それにもかかわらず、ファンドの

ポートフォリオはまた、金利の変動および投資証券の発行体が金融危機に陥り、破産または債務不履行に直面することを含むがこれらに限定されない、すべての投資および市場の潜在的リスクに晒されているため、投資予定者は、ファンドへの投資について成功が保証されているものではなく、または投資方針の達成が保証されているものではないことを理解すべきである。ファンドのリターンは、随時採用される、ファンドの表示通貨の実勢市場金利に沿ったものとなることが見込まれる。

（２）リスクに対する管理体制

ファンドは、アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドの債券運用チームによってリスクが管理されている。

債券運用チームは、ファンドが所有する証券の日々の信用格付および金利感応度をモニタリングしている。これによりファンドが持つ主なリスク要因の大部分を低減することが可能になる。

（注）上記のリスク管理体制は今後変更されることがある。

参考情報

● ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル・ポートフォリオ



※ファンドの分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した理論上のもので、2011年2月28日の純資産価格(0.01米ドル)に合わせて指数化している。したがって、実際の純資産価格とは異なる。以下同じ。

※ファンドの年間騰落率(各月末における1年間の騰落率を示したもの)は、分配金再投資純資産価格をもとに計算しているため、実際の純資産価格をもとに計算した騰落率とは異なる場合がある。

<各資産クラスの指数>

米ドル・ポートフォリオ

日本株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (米ドルベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)

日本国債 … J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (米ドルベース)

先進国債 … J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (米ドルベース)

新興国債 … J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グロース・ディバースファイド(米ドルベース)

※ 日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算している。

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.3%	33.6%	28.7%	25.9%	31.2%	8.4%	17.1%
最小値(%)	0.1%	△11.4%	△10.6%	△23.1%	△21.6%	△4.9%	△21.5%
平均値(%)	0.1%	7.1%	9.6%	△0.6%	△2.2%	2.3%	△1.5%

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限らない。

※上記は2012年2月から2017年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものである。

※ファンドの年間騰落率は、分配金再投資純資産価格をもとに計算しているため、実際の純資産価格をもとに計算した騰落率とは異なる場合がある。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は徴収されない。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

管理報酬、A I F M報酬および投資運用報酬

管理会社は、ファンドの資産から、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.06%を上限とする、管理会社としての活動に対する報酬（以下「管理報酬」という。）およびA I F Mとしての活動に対する報酬（以下「A I F M報酬」という。）（四半期毎に最低5,500米ドル（米ドル・ポートフォリオ））を四半期毎に受領する権利を有する。

平成28年10月31日に終了した会計年度中の米ドル・ポートフォリオの管理報酬およびA I F M報酬は、161,771米ドルである。

投資運用会社は、ファンドの資産から、当該四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.18%を上限とする投資運用報酬（以下「投資運用報酬」という。）を四半期毎に受領する権利を有する。

投資運用報酬は、修正・再録投資運用契約に基づくファンド資産の投資顧問・運用業務への対価として、投資運用会社に支払われる。

米ドル・ポートフォリオ

2億米ドル以下		年率0.18%
2億米ドル超	5億米ドル以下	年率0.15%
5億米ドル超	20億米ドル以下	年率0.10%
20億米ドル超		年率0.09%

平成28年10月31日に終了した会計年度中の米ドル・ポートフォリオの投資運用報酬は、424,442米ドルである。

保管受託銀行の報酬

保管受託銀行は、ファンドの資産から、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.032%を上限とする保管報酬（以下「保管報酬」という。）を四半期毎に受領する権利を有する。これに加えて、保管受託銀行は、ファンドの純資産総額の平均額から、各四半期末に支払われる年率0.008%（該当ある場合には、付加価値税を加える。）を上限とする監督報酬およびモニタリング報酬（以下「監督報酬およびモニタリング報酬」という。）を請求する権利を有する。保管受託銀行に発生したすべての合理的な立替費用（電話、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）は、ファンドが負担する。

保管報酬ならびに監督報酬およびモニタリング報酬は、修正・再録保管契約に基づくファンド資産の保管業務への対価として、保管受託銀行に支払われる。

平成28年10月31日に終了した会計年度中の米ドル・ポートフォリオの保管報酬ならびに監督報酬およびモニタリング報酬は、111,477米ドルである。

登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、会社事務代行会社および外部評価会社の報酬

登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、会社事務代行会社および外部評価会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.035%を上限とする管理事務代行報酬（以下「管理事務代行報酬」という。）（四半期毎に最低3,205米ドル（米ドル・ポートフォリオ））を各四半期末に管理会社より受領する。

管理事務代行報酬は、修正・再録投資信託業務契約に基づくファンドの登録・名義書換事務代行業務、管理事務・支払事務・会社事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務への対価として、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、会社事務代行会社および外部評価会社に支払われる。

日本における販売会社に対する報酬

日本における販売会社は、ファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.30%を上限とする報酬（以下「販売報酬」という。）をファンドの資産から四半期毎に受領する権利を有する。複数の販売会社が日本において任命されている場合、日本における販売会社間の配分は、当該販売会社が当該四半期中に販売した当該四半期中のファンドの受益証券の日々の残存数の平均値に基づき決定される。

販売報酬は、修正・再録受益証券販売・買戻契約に基づき、日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務への対価として、日本における販売会社に支払われる。

平成28年10月31日に終了した会計年度中の米ドル・ポートフォリオの販売報酬は、810,678米ドルである。

代行協会員報酬

代行協会員には、報酬の支払は行われない。

上記に記載の各種報酬は、ファンドの業績の増減や金融市場の一般的状況を考慮し、場合に依りて管理会社、保管受託銀行、投資運用会社および日本における販売会社との間の契約により随時変更されることがある。かかる変更について、受益者は30日前に通知され、目論見書が変更に応じて更新される。

また、いずれの四半期においても、当該当事者にかかる上記に記載のいずれかの報酬合計金額が最低報酬額に満たない場合には、当該最低報酬額は当該当事者により完全に放棄され、当該四半期における当該報酬の金額が当該当事者に支払われるものとする。

トラストにより管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および代行協会員（以下「関係法人」という。）に支払われる報酬ならびにトラストにより他の取引相手方および／または業務提供者に対し支払われる報酬および費用（印刷費用、弁護士報酬、監査報酬および届出費用ならびに租税および費用償却等を含むがこれらに限定されない。）は、前記「2 投資方針（1）投資方針」に詳述されるとおり、1口当たりの純資産価格を可能な限り一定に維持するため、関係法人間での書面による合意により、随時、当該関係法人により減額および／または費用負担されることがある。かかる関係法人の書面による合意は、関係法人がファンドのために保証を付すものではなく、また1口当たりの純資産価格がすべての状況において一定に維持されることを保証するものではない。

（4）【その他の手数料等】

後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価」の項に規定されている分配規則に従い、ファンドが負担し、トラストに請求される費用には以下のものが含まれる。

ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。

トラストの事業取引により発生した一般的な仲介手数料、銀行手数料および報告手数料（当該手数料は投資対象のコストに含まれ、売却代金から差し引かれる。）。

ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差し引かれる。）。

保管受託銀行に発生した合理的な立替費用（電話、電報および郵送料を含むがこれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管および取引費用（副保管銀行での口座開設費用および口座維持費用を含む。）。

トラストの管理に関連する管理会社の報酬および費用（場合による。）（欧州市場インフラ規制、FATCA（以下に定義される。）およびAEOI/CRS（以下に定義される。）の要件の遵守ならびに上記の投資運用会社/副投資運用会社に関する費用を含む。）

受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用。

いずれかの国または領域において管轄当局にトラストを登録することまたは管轄当局によるトラストの承認もしくは許可を得ることに関連して発生した報酬および費用、ならびにかかる登録、承認または許可を維持することに関連して発生したすべての報酬および費用

（イ）約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むトラストに関するその他一切の書類を作成し、預託し、翻訳および公告し、トラストまたはトラストの証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局および証券取引所（各地の証券業協会を含む。）へ提出する費用、（ロ）上記関係当局の所管する適用法令の下で要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者（実質上の受益者を含む。）の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、（ハ）会計、記帳および毎日の純資産価額計算に要する費用、（ニ）受益者への通知公告を作成しかつ配布する費用、（ホ）弁護士および監査人の報酬（弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等）、（ヘ）（トラストの証券が上場される場合）証券取引所への上場費用および上場された受益証券のかかる証券取引所での上場維持費用、（ト）以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、管理会社が別段の決定をしない限り、一切の広告宣伝費およびトラストの証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除くものとする。

経常費用以外の費用は、2年にわたり償却することができる。新しいファンドの設定に関して発生した費用は新ファンドそれぞれの負担とし、5年を超えない期間にわたり償却される。

その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限等を示すことができない。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なるため、表示することができない。

平成28年10月31日に終了した会計年度中の米ドル・ポートフォリオのその他の費用は、328,981米ドルである。

（５）【課税上の取扱い】

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機

関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

- (ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

以下の概要は、ルクセンブルグ大公国で現在有効な法律および実務に対する管理会社の理解に基づいており、かつ、その変更に従うものであり、また、法律上または税務上の助言に相当するものとみなされない。

投資予定者は、自らが服する法域の関連する法律に基づく受益証券の取得、保有または償還が投資予定者に与える影響（税効果および為替管理要件を含む。）について、自らの専門アドバイザーに確認すべきである。かかる影響（投資家に係る減税の利用可能性および減税額を含む。）は、投資家の市民権、居住地、住所地または設立地の国の法律および実務ならびにその個別事情によって異なる。

ルクセンブルグみずほ信託銀行は、税務顧問ではない。潜在的受益者および現受益者は、自らの税務顧問またはその他財務コンサルタントに、トラストおよび受益証券への投資から生じる税務上の問題の更に詳細な分析について相談すべきである。

トラストは、その課税上の地位に関して、ルクセンブルグの法律に従う。ルクセンブルグで現在有効な法律および規則に基づき、ファンドは、その純資産に対して四半期毎に計算されかつ支払われる年率0.01%の資本税を課される。

現在の法律のもとでは、トラストおよび受益者（ルクセンブルグに登記上の事務所を有するかまたは恒久的施設を有している者または会社を除く。）は、ルクセンブルグの所得税またはキャピタル・ゲイン税および源泉徴収税または相続税を課せられない。トラストは、関連する国々の源泉徴収税を控除した上で、組入証券から生じる収益を獲得する。

自動的情報交換（「AEOI」）

ルクセンブルグは、課税分野における強制的な自動的情報交換に関する理事会通達2011/16/EUを改正する理事会通達2014/107/EU（以下「DAC」という。）および2014年10月29日付多国間協定の規定を施行し、これにより2015年12月18日、OECDが共通報告基準（以下「CRS」という。）をルクセンブルグ国内法に導入した（以下「CRS法」という。）。このような背景のもと、2015年11月10日に理事会通達2003/48/EC（以下「EU貯蓄課税指令」という。）は廃止された。CRS法に基づき自動的に報告される支払の範囲は、EU貯蓄課税指令で従前見込まれていた自動的情報の範囲よりも広いものとなっている。

FATCAおよびCRS法に基づき、報告金融機関としてのトラスト（またはこの目的のためにトラストが指定するその他の法主体）は、特にその投資家の本人確認を実施すること、ならびに場合により投資および割当可能な収益に関する情報を含む一定の投資家情報をルクセンブルグ税務当局（Administration des Contributions Directes）に報告することを義務付けられることがある。ルクセンブルグ税務当局は、報告を受けた後、CRSに関する場合にはその他の参加法域の管轄権を有する外国当局に、FATCAに関する場合には米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に、当該情報を転送する。

受益者は、CRS法が自らの投資に実際に与える影響を判断するにあたり、自らの税務専門家に相談すべきである。

外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）

外国口座税務コンプライアンス法（通常「FATCA」という。）は、2010年3月に米国法として署名された追加雇用対策法（以下「雇用対策法」という。）に規定される。かかる規定は、米国市民による脱税を減らすことを目的とする米国の法律である。当該法律は、米国外の金融機関（以下「外国金融機関」または「FFI」という。）に対して、2014年3月28日に米国とルクセンブルグの間で締結されたIGA（以下に定義される。）第1条第ee）項および第ff）項に定義される「特定米国人」により保有される「米国口座」に関する情報を、米国税務当局である内国歳入庁に対して直接または間接的に毎年提供することを求めている。

トラストは、FATCAおよびIGAを遵守する。その結果、米国の要報告口座または不参加FFIにより保有される口座はすべて、現地の税務当局（Administration des Contributions directes）に報告される。

当該要件を遵守しないFFIの一定の米国源泉所得について、30%の源泉徴収税が課せられる。かかる制度は、2014年7月1日から2017年まで有効である。

ファンドを通じたトラストなど非米国ファンドは、概ねFFIであり、「みなし遵守」FFIの資格を有する場合を除くか、またはモデル1政府間協定（以下「IGA」という。）に従い現地のIGAを遵守する場合、内国歳入庁とFFI契約を締結する必要がある。IGAは、FATCA遵守の導入のため米国と外国法域の間で締結される取決めである。2014年3月28日付で、米国とルクセンブルグはモデル1IGAを締結した。その結果、ルクセンブルグの法域に住所地を有する金融機関または事業体は、当該IGAを適宜遵守しなければならない。トラストは、スポンサード投資事業体に分類されることを選択した。

管理会社は、トラストのために、FATCAおよび特にルクセンブルグIGAが課す可能性のある要件の範囲を評価している。遵守する目的で、管理会社は、とりわけ、全受益者に対して、「特定米国人」の資格を有するか否かを証明するために、税務上の居住国に関する必要的書証を提供するよう求めることができる。

受益者および受益者のために行う仲介人は、トラストの現方針が、受益証券を米国人の勘定のために提供または売却しないこと、また、その後米国人に対して受益証券を譲渡することを禁止することであることを留意すべきである。受益証券が米国人により実質的に保有される場合、管理会社は、その裁量で、当該受益証券を強制的に償還することができる。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

米ドル・ポートフォリオ

(2017年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	オランダ	84,881,992.71	15.39
	イギリス	41,942,031.99	7.61
	アメリカ合衆国	40,474,968.85	7.34
	フランス	39,986,806.44	7.25
	オーストラリア	39,943,753.55	7.24
	シンガポール	39,896,999.51	7.24
	フィンランド	31,916,904.50	5.79
	日本	19,948,796.45	3.62
譲渡可能定期預金証書	イギリス	79,827,115.98	14.48
	ベルギー	39,875,395.34	7.23
小計		458,694,765.32	83.19
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		92,703,367.48	16.81
合計		551,398,132.80 (約62,755百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

米ドル・ポートフォリオ（全銘柄）

（2017年1月末日現在）

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	（米ドル）			投資 比率 （％）
						額面金額	取得金額	時価	
1	SCHLUMBERGER FINANCE BV	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	オランダ	-	2017/ 2 /21	45,000,000.00	44,895,039.19	44,977,427.77	8.16
2	TORONTO DOMINION BANK LONDON	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	イギリス	-	2017/ 3 /20	42,000,000.00	41,887,764.06	41,942,031.99	7.61
3	ZURICH HOLDING CO.	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	アメリカ 合衆国	-	2017/ 2 /24	40,500,000.00	40,390,927.10	40,474,968.85	7.34
4	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	-	2017/ 2 /15	40,000,000.00	39,913,299.44	39,986,806.44	7.25
5	MACQUARIE BANK	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	オースト ラリア	-	2017/ 3 /20	40,000,000.00	39,891,097.30	39,943,753.55	7.24
6	KOREA DEVELOPMENT BANK LONDON	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2017/ 4 /12	40,000,000.00	39,906,220.38	39,927,060.30	7.24
7	JT INTERNATIONAL FINANCIAL SERVICE BDS	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	オランダ	-	2017/ 4 /21	40,000,000.00	39,898,524.75	39,904,564.94	7.24
8	MITSUBISHI UFJ TRUST & BANKING CO	譲渡可能 定期預金 証書	イギリス	-	2017/ 4 /24	40,000,000.00	39,889,086.18	39,900,055.68	7.24
9	STANDARD CHARTERED BANK	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	シンガ ポール	-	2017/ 4 /25	40,000,000.00	39,888,312.72	39,896,999.51	7.24
10	KBC BANK NV	譲渡可能 定期預金 証書	ベルギー	-	2017/ 5 / 9	40,000,000.00	39,866,403.25	39,875,395.34	7.23
11	OP CORPORATE BANK PLC	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィン ランド	-	2017/ 4 /28	32,000,000.00	31,912,073.37	31,916,904.50	5.79
12	CHUGOKU BANK LTD	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	日本	-	2017/ 4 /21	20,000,000.00	19,942,963.13	19,948,796.45	3.62

【投資不動産物件】

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2017年１月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

米ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		１口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第10会計年度末 (2007年10月末日)	429,142	48,841	0.01	1
第11会計年度末 (2008年10月末日)	527,537	60,039	0.01	1
第12会計年度末 (2009年10月末日)	537,301	61,150	0.01	1
第13会計年度末 (2010年10月末日)	591,791	67,352	0.01	1
第14会計年度末 (2011年10月末日)	588,674	66,997	0.01	1
第15会計年度末 (2012年10月末日)	570,105	64,884	0.01	1
第16会計年度末 (2013年10月末日)	708,718	80,659	0.01	1
第17会計年度末 (2014年10月末日)	664,281	75,602	0.01	1
第18会計年度末 (2015年10月末日)	603,847	68,724	0.01	1
第19会計年度末 (2016年10月末日)	582,930	66,343	0.01	1
2016年２月末日	520,815	59,274	0.01	1
３月末日	493,809	56,200	0.01	1
４月末日	504,222	57,386	0.01	1
５月末日	491,534	55,941	0.01	1
６月末日	509,477	57,984	0.01	1
７月末日	614,491	69,935	0.01	1
８月末日	564,315	64,225	0.01	1
９月末日	581,961	66,233	0.01	1
10月末日	582,930	66,343	0.01	1
11月末日	573,865	65,312	0.01	1
12月末日	549,672	62,558	0.01	1
2017年１月末日	551,398	62,755	0.01	1

【分配の推移】

ファンド証券の１口当たりの純資産価格を、米ドル・ポートフォリオについて0.01米ドルに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終取引日に、（当該最終取引日の直前の日（当日を含む。）までに）宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者の関係国において支払われる分配金についての源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるファンドの１口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきファンドの受益証券が発行される。

以下は、2017年１月までの１年間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金（源泉課税後）の額を表示した。

	米ドル・ポートフォリオ
最終営業日	100口当たり分配金累計（源泉課税後）
	米ドル
2016年２月26日	0.000172
３月30日	0.000191
４月27日	0.000174
５月27日	0.000212
６月29日	0.000184
７月28日	0.000164
８月30日	0.000216
９月29日	0.000227
10月28日	0.000249
11月29日	0.000275
12月29日	0.000276
2017年１月30日	0.000307

下記会計年度における前記月次分配金（源泉課税後）の単純合計は、以下のとおりである。

	米ドル・ポートフォリオ
	100口当たり分配金合計（源泉課税後）
	米ドル
第10会計年度	0.036247
第11会計年度	0.022126
第12会計年度	0.007110
第13会計年度	0.002127
第14会計年度	0.001341
第15会計年度	0.001421
第16会計年度	0.000684
第17会計年度	0.000643
第18会計年度	0.000777
第19会計年度	0.002075

【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）
	米ドル・ポートフォリオ
第10会計年度 （2007年10月末日）	3.6247%
第11会計年度 （2008年10月末日）	2.2126%
第12会計年度 （2009年10月末日）	0.7110%
第13会計年度 （2010年10月末日）	0.2127%
第14会計年度 （2011年10月末日）	0.1341%
第15会計年度 （2012年10月末日）	0.1421%
第16会計年度 （2013年10月末日）	0.0684%
第17会計年度 （2014年10月末日）	0.0643%
第18会計年度 （2015年10月末日）	0.0777%
第19会計年度 （2016年10月末日）	0.2075%

（注）ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出された。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものである。

$$\text{収益率（％）} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 当該会計年度末の1口当たりの純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格（分配落の額）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

米ドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	期末発行済口数
第10会計年度	70,184,732,469 (70,184,732,469)	65,025,540,318 (65,025,540,318)	42,914,166,157 (42,914,166,157)
第11会計年度	56,250,014,633 (56,250,014,633)	46,410,493,616 (46,410,493,616)	52,753,687,174 (52,753,687,174)
第12会計年度	36,804,914,255 (36,804,914,255)	35,828,542,861 (35,828,542,861)	53,730,058,568 (53,730,058,568)
第13会計年度	54,363,101,744 (54,363,101,744)	48,914,061,748 (48,914,061,748)	59,179,098,564 (59,179,098,564)
第14会計年度	60,477,426,295 (60,477,426,295)	60,789,142,011 (60,789,142,011)	58,867,382,848 (58,867,382,848)
第15会計年度	43,137,600,262 (43,137,600,262)	44,994,466,736 (44,994,466,736)	57,010,516,374 (57,010,516,374)
第16会計年度	84,980,681,591 (84,980,681,591)	71,119,404,115 (71,119,404,115)	70,871,793,850 (70,871,793,850)
第17会計年度	86,618,381,980 (86,618,381,980)	91,062,090,974 (91,062,090,974)	66,428,084,856 (66,428,084,856)
第18会計年度	89,073,573,272 (89,073,573,272)	95,116,961,244 (95,116,961,244)	60,384,696,884 (60,384,696,884)
第19会計年度	83,359,051,004 (83,359,051,004)	85,450,788,603 (85,450,788,603)	58,292,959,285 (58,292,959,285)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび期末発行済口数である。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売手続等

ファンド証券は、管理会社により各取引日に発行されるが、毎年12月24日には発行されない。取引日において、買付申込書は、当該取引日のルクセンブルグ時間午前10時前に、登録・名義書換事務代行会社により受領されなければならない。午前10時以降に受領されたものは翌取引日に受領されたものとみなされる。

ファンド証券の確認書は、当該代金の支払が保管受託銀行に受領された場合、登録・名義書換事務代行会社により交付される。

1口当たりの発行価格は、ファンド証券の買付注文が受領されたかまたは受領されたとみなされる取引日に決定される1口当たりの純資産価格である。前述の分配方針に基づき、ファンドは、合理的に可能な限り、1口当たりの純資産価格を常に米ドル・ポートフォリオについて0.01米ドルに維持するよう努力する。

販売手数料は徴収されない。

日本国外に居住する投資家による受益証券の買付申込書は、各取引日に、ルクセンブルグみずほ信託銀行の事務所で受け付けられる。

買付代金の支払は、ファンド証券の買付注文が受領されたかまたは受領されたとみなされる取引日の翌取引日に、保管受託銀行に対し電信送金により米ドルで行う。

受益証券の券面または確認書は、買付代金支払日から7銀行営業日以内に、保管受託銀行の事務所で、買付者または同人の銀行に入手可能となる。

管理会社は、ファンド証券の発行に関し、ファンド証券が募集される国々の法令を遵守する。管理会社は、その裁量により、いつでも特定の国や領土の居住者やそれらの国、領土に設立された法人へのファンド証券の発行を一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびトラストの保護に必要な場合、特定の人または法人にファンド証券の取得を禁止することができる。

さらに、管理会社は、

- a. ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、
- b. ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買い戻すことができる。

より厳密には、以下のとおりである。

- () 管理会社は、ファンド証券の販売をEU内またはその一部において、一般公衆に対して販売促進を行わない。
- () ファンド証券について、アメリカ合衆国1933年証券法（改正済）（以下「1933年法」という。）に基づく登録は行われていない。以下に記載する場合を除き、アメリカ合衆国もしくはその領土、属領、管轄地域（以下「米国」という。）内において、または米国人に対して、直接または間接的に、募集、販売、譲渡または交付してはならない。

本書の目的上、「米国人」とは、IGA第1条第ee)項および第ff)項に定義されるところに従い、FATCAを遵守する目的で、米国の市民、国民もしくは居住者（米国またはその政治的機構内においてまたはその法律に基づき組織され設立された会社、パートナーシップもしくはその他の事業体、または米国に所在する外国事業体の代理店もしくは支店を含む。）または米国人の遺産管理人、財産管理人もしくは受託者を有する財団もしくは信託、もしくは米国証券法上未登録の証券に主に投資するために米国人により組織されている場合には米国外の法域の法律に基づき組織され設立された事業体（ただし、正当な事業目的で代理店または支店として組織され、銀行または保険業務に従事し、実質的な現地の規制に従う米国人により組織された事業体は、米国人とみなされない。）、および必要に応じたその他のカテゴリーの者をいう。

トラストは、1940年アメリカ合衆国投資会社法（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されていない。管理会社は、意識的に100名超の米国人または米国在住者をいずれかのファンドの受益者として認めていない。上記の禁止に従い、限定的な数の米国におけるまたは米国人である専門的機関投資家への一部ファンド証券の私募による販売は随時行うことができる。かかる場合には、1933年法に基づくファンド証券の登録が要求されるような販売、トラストを投資会社法に服させるような販売、またはトラストを米国の税金に服させるような販売を妨げるため禁止条項や状況下（投資者によるファンド証券の交付前の一定の表明や合意を含んだ書簡の提示を含む。）で行われるものとする。

米国人によるファンド証券の実質的保有を禁止および防止（米国人が私募により取得する場合を除く。）するために、ファンド約款（第7条）は、管理会社またはその代理人が以下の事項をなしうると定めている。

- (a) ファンド証券の発行または登録簿の名義書換により、米国人が証券の実質的保有者となる場合またはそのおそれのある場合において、当該発行または名義書換を拒否すること。
- (b) 登録簿に記載されているかまたは名義書換をしようとしている者に対して、米国人が実質的保有者であるかまたは名義書換の結果米国人が実質的保有者になるか否かを判断するために必要と考える情報を、宣誓書とともに提出するよういつでも要求すること。
- (c) 管理会社の判断の下で、米国人が単独または他の者と共同でファンド証券の実質的保有者となっている場合、約款に詳細に定める方法により、当該証券の全部または一部を強制買戻しまたは買戻しさせること。

身元確認およびマネー・ロンダリング防止の手続

適用あるルクセンブルグの法律および規則、EU通達およびC S S Fにより発行された通達に基づき、マネー・ロンダリングおよびテロ活動のための資金供与を目的とする投資信託の利用を防止するため、すべての金融セクターの専門家は、その専門的業務上の義務を課されている。

また、I G Aに従い、金融機関は、米国の要報告口座およびI G A別紙Iに定義される一定の不参加金融機関に対する支払を確認しかつ報告するデュー・デリジェンス義務を履行しなければならない。

かかる規定の制定により、金融セクターの専門家は、ルクセンブルグの法律および規則に従い、申込者の身元確認を行わなければならない。登録・名義書換事務代行会社は、身元確認のために必要とみなされる書類の提供を申込者に要求することができる。

必要書類の提出が遅滞または不履行となる場合には、買付けの申込みは受諾されず、買戻しの場合には、買戻代金の支払は遅延する。投資信託および登録・名義書換事務代行会社は、申込者が書類の提出を行わないか不完全な書類を提供した結果生じた手続の遅延または不履行について責任を負わない。

関連する法律および規則の下での継続中の顧客身元確認手続に従い、受益者は、随時、追加または更新された身元証明書の提供を要求されることがある。

時間外取引およびマーケット・タイミングの禁止

時間外取引とは、取引日における申込み、買戻しまたは転換の注文の受諾について定められた締切時間（以下「締切時間」という。）後の申込み、買戻しまたは転換の注文の受諾および同取引日に適用される純資産価額に基づく価格での当該注文を執行することであると理解されている。時間外取引は厳重に禁止されている。

マーケット・タイミングとは、トラストの純資産価額の決定方法に関する時差および／または欠陥もしくは不備を利用して、投資家が短期間にトラストの受益証券の系統的な申込みおよび買戻しまたは転換をシステムティックに行う裁定取引であると理解されている。マーケット・タイミングの実務は、コストの増加によりトラストのパフォーマンスに影響を及ぼし、および／または利益の希薄化を伴う可能性がある。

かかる実務を回避しかつ受益者の利益を保護するために、受益証券は、先渡し価格で発行され、管理会社および販売会社は、締切時間後に受領した注文を受諾しないものとする。

管理会社は、マーケット・タイミング行為を行っている疑いのある者からのトラストへの申込みおよび転換注文を拒絶する権利を留保する。

(2) 日本における販売手続等

日本においては有価証券届出書「第一部 証券情報（７）申込期間」に記載される募集期間中の取引日に、同書「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。投資家はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。販売の単位は、米ドル・ポートフォリオについては0.01米ドル単位である。

米国の市民もしくは居住者等は、購入の申込みをすることができない。

ファンド証券１口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した取引日の１口当たりの純資産価格である。申込みが行われた取引日の翌取引日に口座約款および累積投資約款に基づき受渡しを行う。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し累積投資契約を締結した投資者に対し、代金の受領と引換えに取引明細証を交付する。代金の支払は、原則として円貨によるものとし、ファンドの基準通貨との換算は申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする（通貨の交換に掛かるコストも投資者の負担とする。）。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じうる範囲で日本における販売会社または販売取扱会社のファンドの基準通貨預金口座への振込みによりファンドの基準通貨で支払うこともできる。

申込手数料はない。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益者は、取引日にいつでもファンド証券の買戻しを請求することができるが、毎年12月24日には買戻しは行われぬ。買戻し請求は、当該取引日のルクセンブルグ時間午前10時前に登録・名義書換事務代行会社により受領されなければならない。午前10時以降に受領された買戻し請求は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻しは、買戻し請求が受領されたかまたは受領されたとみなされる取引日に決定される1口当たりの純資産価格により行われる。買戻し手数料はない。

買戻し請求の場合、買い戻されるファンド証券について宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、買戻し代金とともに支払われる。受益者が保有するファンド証券の一部の買戻しの場合、受益者、日本における販売会社、または管理会社と締結された契約に基づきノミニー・サービスを提供しているその他のノミニー受益者は、買い戻される受益証券を特定して指示しなければならない。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻し請求後遅滞なく行うことができるようにするため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとする。

管理会社は、合理的に可能な限り、ファンド証券1口当たりの純資産価格を米ドル・ポートフォリオについて0.01米ドルに維持するよう最善の努力を行うが、買戻し価格は、買戻し日に適用される純資産価格に応じ、買付時の価格より高くなることも低くなることもありうる。

買戻し代金および分配金の支払は、買戻し請求が受領されたかまたは受領されたとみなされる取引日の翌取引日（以下「償還日」という。）に行われる。

管理会社は、前述の環境や状況において強制的買戻しの遂行を決定することができる。

取引日における買戻し請求が、ファンドの発行済受益証券の総口数の20%を超過する場合には、管理会社は、20%を超過することのないよう買戻し請求の全部または一部の処理を延期する権限を有する。かかる削減された当該取引日における買戻し請求は、常に20%制限を条件とし、翌取引日に優先的に受領される買戻し請求として取扱われる。当該制限は、当該取引日に有効な買戻し請求を行ったすべての受益者に対して比例按分して適用され、各受益証券の買戻し請求の割合は、当該全受益者について平等である。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでも買戻しを請求することができる。買戻し請求は、手数料なしで、各取引日に日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。

ファンド証券1口当たりの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した日に計算される1口当たりの純資産価格である。買戻し代金（および発生済・未払いの分配金）は、口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻し請求が行われた取引日の翌取引日に支払われる。買戻し代金（および発生済・未払いの分配金）が円貨で支払われる場合、ファンドの基準通貨との換算は申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じうる範囲で当該受益者のファンドの基準通貨預金口座への振込みによりファンドの基準通貨で支払われる（通貨の交換に掛かるコストも投資者の負担とする。）。ファンド証券の買戻しは1口を単位とする。

取引日における買戻し請求が管理会社の決定するファンドの発行済受益証券の総口数の一定割合を超過する場合には、管理会社により、当該レベルを超過することのないよう買戻し請求の全部または一部の処理が延期されることがある。かかる削減された当該取引日における買戻し請求は、常に上記制限を条件とし、翌取引日に優先的に受領される買戻し請求として取扱われる。当該制限は、当該取引日に有効な買戻し請求を行ったすべての受益者に対して比例按分して適用され、各受益証券の買戻し請求の割合は、当該全受益者について平等である。

3【転換手続】

複数のファンドが設定される場合、受益者は、一つのファンド（以下「旧ファンド」という。）の受益証券を他のファンド（以下「新ファンド」という。）の受益証券へ転換することを申し出ることができる。

転換の申込みは、新ファンドおよび旧ファンドのいずれにとっても取引日である日（以下「共通取引日」という。）の午前10時（ルクセンブルグ時間）前に登録・名義書換事務代行会社により受領されなければならない。午前10時（ルクセンブルグ時間）前に受領された転換の申込みは、共通取引日に取扱われる。取引日の午前10時（ルクセンブルグ時間）以降に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされ、翌共通取引日に取扱われる。

ただし、いずれかのファンドの純資産価格の決定が停止されている場合、当該停止期間が終了するまで、転換は行われない。転換される旧ファンドの受益証券数は、1口単位とする。

転換において受益者が権利を取得する新ファンドの受益証券の数は、下記の公式により決定される。

$$N1 = \frac{NAV2 \times N2 \times CCR}{NAV1}$$

N1 新ファンドの発行される受益証券の数

N2 旧ファンドの転換される受益証券の数

NAV1 転換が取扱われる取引日の新ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格

NAV2 転換が取扱われる取引日の旧ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格

CCR 新ファンドと旧ファンドの表示通貨間の有効な為替レートとして、登録・名義書換事務代行会社が共通取引日に決定する通貨換算因数。ただし、旧ファンドと新ファンドが同一通貨で表示されている場合、通貨換算因数は1とする。

転換手数料はない。

転換の日までに旧ファンドの受益証券に関して生じた分配金は、新ファンドおよび旧ファンドの基準通貨間の有効な為替レートにより換算され、転換が取扱われる取引日の1口当たりの純資産価格で新ファンド受益証券に投資される。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

ファンドの受益証券の１口当たりの純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。

「取引日」とは、（ ）ロンドン、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日、（ ）ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日および（ ）日本の金融商品取引業者の営業日である日（ただし、12月24日を除く。）をいう。

ファンドの１口当たりの純資産価格は、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に決定され、管理会社の事務所において入手可能である。

ファンドの組入証券は均等償却法により評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。

管理会社は、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンドの受益証券の１口当たりの純資産価格を、米ドル・ポートフォリオについて0.01米ドルで安定させる手続きを設けている。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に見直される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。かかる措置には、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによるファンドの発行済受益証券口数の減少（かかる買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。）、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく１口当たりの純資産価格の決定が含まれる。受益証券の１口当たりの純資産価格を、米ドル・ポートフォリオについて0.01米ドルに維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買い戻される受益証券口数は、組入証券の均等償却法による評価と市場価格に基づく評価との差を表わしている。各受益者は、ファンドへの投資により、かかる強制的買戻しに同意したものとみなされる。

上記の管理会社またはその指定する代理人の決定は、管理会社の役員またはこれにより指定された者による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた管理会社が随時採択する方針に従って行われる。

すべての場合、ファンドの純資産価格は、ファンドに帰属するすべての組入証券およびその他の資産を合計し、ファンドの債務を控除し、ファンドの発行済証券の口数で除することにより決定される。

通信手段の一時的な故障やトラストの投資対象の市場価格が一時的に入手できないという理由により、ある取引日における１口当たりの純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格、買戻価格および転換価格の決定のために、直前の取引日に決定された純資産価格および１口当たりの分配金を使用することを決定することができる。

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

ファンドの資産および債務を決定するため、ファンドの資産プールは以下の方法で設定される。

- (イ) ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、ファンドのための資産プールに計上され、ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、約款の条項に従い当該プールに計上される。

- (ロ) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加または減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上される。
- (ハ) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させる。
- (二) トラストの資産または債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産または債務は、ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させる。ただし、どのプールに帰属させるにせよ、すべての債務は、債権者がこれと異なる合意をしない限り、トラスト全体を拘束する。
- (ホ) ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、ファンドの受益証券の純資産価格は、当該配当金の金額分だけ減少させる。

通信手段の一時的な故障やトラストの投資対象の市場価格が一時的に入手不能であることを理由として、いずれかの取引日のファンド証券の1口当たりの純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格、買戻価格および転換価格の決定のために、直前の取引日に決定されたファンド証券の1口当たりの純資産価格および1口当たりの分配金の使用を決定することができる。異常な事態により評価が実行不可能か不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

純資産価格は、権限を付与された管理会社の役員、代理人または代表者により認証され、かかる認証は、明らかな誤りの場合を除いて最終的なものである。

ルクセンブルグみずほ信託銀行は、管理会社により、ファンドについて宣言される日々の1口当たりの純資産価格と1口当たりの分配金額の決定のため任命されている。

ファンドの毎取引日に宣言される1口当たりの純資産価格と分配金額についての情報は、毎取引日のルクセンブルグ時間午後6時頃に管理会社および保管受託銀行で入手できる。日本においては、代行協会の本支店において入手できる。

純資産価格の決定の停止

管理会社は、次の場合においてファンドの純資産価格の決定を一時的に停止することができ、その結果として、ファンド証券の販売、買戻しおよび転換（該当する場合）を一時的に停止することができる。

- (イ) ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。
- (ロ) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (ハ) 通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が要求されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
- (二) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

かかる停止は、販売、買戻しおよび転換（該当する場合）を行う受益者に通知され、必要とみなされる、または法律により要求される場合、新聞またはR E S Aで公表される。

(2) 【保管】

ファンド証券または確認書は、受益者の責任において保管される。日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。受益者に対しては、日本における販売会

社または販売取扱会社からファンド証券の取引明細書が交付される。ただし、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、外国為替管理法上の許可が必要なときはこれを得て、自己の責任においてこれを保管する。

（３）【信託期間】

トラストおよびファンドの存続期間は、無期限である。

（４）【計算期間】

トラストおよびファンドの決算日は、毎年10月31日である。

（５）【その他】

発行限度額

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができる。

トラストおよびファンドの解散

トラストは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、解散することができる。さらに、トラストは、ルクセンブルグ法により要求される場合に解散する。解散通知は、R E S Aおよび適切な発行部数をもつ少なくとも２つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうち少なくとも１紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、（ ）いつでもファンドを解散することができ、ファンドの受益者は、ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または（ ）いつでもファンドを解散することができ、他のファンドに、解散されるファンドの資産（監査報告により評価される。）を拠出し、他のファンドの受益証券を、解散されるファンドの受益者に分配することができる。上記（ ）の解散および拠出は、当該解散されるファンドの規模、ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。

上記（ ）に記載される解散の場合、解散の効力発生日は、郵便またはファックスで受益者に通知される。上記（ ）のファンドの解散および拠出の場合、当該ファンドの全受益者には解散の１か月前に郵便により通知するものとする。ファンドの解散の効力発生日まで、受益者は、ファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した適用ある純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができる。

ワラント、新受益証券引受権またはオプションの発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を付与しない。

約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができる。

約款の変更は、受益者名簿に記載される受益者宛に通知されなければならない。法律により必要とみなされるか、または法律により要求される場合、新聞またはR E S Aで公表される。さらに、約款の変更は、規制当局の認可、必要な登録および預託がそれぞれなされていることを条件とし、保管受託銀行および管理会社の署名により効力を生じる。約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

関係法人との契約の更改等に関する手続

修正・再録投資運用契約

本契約は、各当事者による90日前までの通知をもって終了する。ただし、本契約は、トラストもしくはファンドが解散された日または管理会社がトラストのためにA I F Mとして行為することを終了した日に、自動的に終了するものとする。

本契約のいかなる規定も、本契約の両当事者により署名された証書によらない限り、これを変更し、放棄し、適用を免除しまたはこれを廃止することができないものとする。

本契約は、ルクセンブルグ法に準拠して解釈されるものとする。

修正・再録保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約日（解約に関する通知を発した日の後90日未満の日には設定されないものとする。）を明記した書面による通知を行うことにより、本契約を解約することができる。保管受託銀行は、新しい保管受託銀行が任命されない限り、管理会社により解任されることはない。

本契約は、当事者間により適式に署名された書面による変更の合意が行われた場合には、いつでも変更することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

修正・再録投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、解約日（解約に関する通知を発した日の後90日未満の日には設定されないものとする。）を明記した書面による通知を行うことにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法により従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

修正・再録受益証券販売・買戻契約

本契約は、一当事者が他の全当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

本契約のあらゆる修正または変更は、当事者間で書面にて合意された場合に限り有効となる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

新ファンドの設定

管理会社は、随時保管受託銀行の同意を得て、トラストの約款を変更することにより新しいファンドを設定することができる。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者は、トラストに対し自らの受益権を直接行使するため、受益者名簿に登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、受益者名簿に登録されていないため、トラストに対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

分配請求権

受益者は、トラストのために行為する管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じてトラストのために行為する管理会社に請求する権利を有する。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、トラストに帰属する。

買戻請求権

受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができる。

残余財産分配請求権

トラストが解散される場合、受益者はトラストのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（注）受益者は、約款に基づき受益者集会を開催する権利を有していない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に失効する。

業務提供者に対する投資家の権利

トラストは、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、外部評価会社および監査人を含む第三者業務提供者（以下「業務提供者」という。）のパフォーマンスに依存している。

受益者は、いずれの業務提供者に対しても、当該業務提供者の不履行に関して、直接的な契約による請求を行うことができない。トラストへの投資に関して業務提供者に対して請求を行うことができると考える受益者は、各自の法律顧問に相談すべきである。

保管受託銀行の責任は、修正・再録保管契約および2013年法に準拠する。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

東京都港区元赤坂一丁目２番７号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはトラストおよびファンドに対する日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しおよび転換の取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

また日本国関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出に関する代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の監査済財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条5項ただし書の規定適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるブライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。
- 1）米ドル・ポートフォリオ＝米ドル
 - 2）英ポンド・ポートフォリオ＝英ポンド

日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、下記に掲げた各通貨の株式会社三菱東京UFJ銀行の平成29年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1 米ドル＝113.81円

1 英ポンド＝142.43円

1 【財務諸表】

（ １ ）【2016年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

外貨建マネー・マーケット・ファンド

ルクセンブルグ籍契約型投資信託

連結純資産計算書

2016年10月31日現在

（単位：サブ・ファンドの通貨および米ドル）

		米ドル・ポートフォリオ		英ポンド・ポートフォリオ		連結	
	注	米ドル	千円	英ポンド	千円	米ドル	千円
資産							
投資有価証券時価評価額	2.3	429,812,981	48,917,015	10,993,516	1,565,806	443,197,037	50,440,255
投資有価証券取得原価		429,490,594	48,880,325	10,990,545	1,565,383	442,871,033	50,403,152
現金預金		153,456,765	17,464,914	1,780,360	253,577	155,624,264	17,711,597
未収銀行利息		220,783	25,127	-	-	220,783	25,127
前払費用		1,070	122	-	-	1,070	122
資産合計		583,491,599	66,407,179	12,773,876	1,819,383	599,043,154	68,177,101
負債							
未払管理報酬およびA I F M報酬	4	56,494	6,430	506	72	57,110	6,500
未払投資運用報酬	5	143,948	16,383	1,519	216	145,797	16,593
未払専門家報酬		15,047	1,712	334	48	15,454	1,759
未払保管報酬	6	38,717	4,406	347	49	39,139	4,454
未払販売会社報酬	7	282,471	32,148	2,532	361	285,554	32,499
未払発行税	8	4,858	553	106	15	4,987	568
その他の未払金		20,471	2,330	515	73	21,098	2,401
負債合計		562,006	63,962	5,859	834	569,139	64,774
期末現在純資産総額		582,929,593	66,343,217	12,768,017	1,818,549	598,474,015	68,112,328
発行済受益証券		58,292,959,285 口		1,276,801,672 口			
1 口当たり純資産価格		0.01 米ドル	1 円	0.01 英ポンド	1 円		

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

外貨建マネー・マーケット・ファンド
 ルクセンブルグ籍契約型投資信託
 連結運用および純資産変動計算書
 2016年10月31日終了年度
 （単位：サブ・ファンドの通貨および米ドル）

	注	米ドル・ポートフォリオ		英ポンド・ポートフォリオ		連結	
		米ドル	千円	英ポンド	千円	米ドル	千円
期首現在純資産額*		603,846,969	68,723,824	16,279,803	2,318,732	623,666,815	70,979,520
収益							
定期預金利息		787,801	89,660	16,470	2,346	807,852	91,942
収益合計		787,801	89,660	16,470	2,346	807,852	91,942
費用							
管理報酬およびA I F M報酬	4	161,771	18,411	2,972	423	165,389	18,823
投資運用報酬	5	424,442	48,306	8,881	1,265	435,254	49,536
販売会社報酬	7	810,678	92,263	14,860	2,117	828,769	94,322
専門家報酬		69,680	7,930	2,246	320	72,414	8,241
保管報酬	6	111,477	12,687	2,037	290	113,957	12,969
発行税	8	52,040	5,923	1,335	190	53,665	6,108
その他の費用		207,261	23,588	8,627	1,229	217,765	24,784
費用合計		1,837,349	209,109	40,958	5,834	1,887,213	214,784
投資純損失		(1,049,548)	(119,449)	(24,488)	(3,488)	(1,079,361)	(122,842)
投資有価証券売却に係る実現純利益	12	2,402,755	273,458	59,625	8,492	2,475,345	281,719
当期実現純利益		2,402,755	273,458	59,625	8,492	2,475,345	281,719
投資有価証券に係る未実現評価利益 / 損失の変動純額	13	97,171	11,059	(7,792)	(1,110)	87,685	9,979
運用による純資産の増加		1,450,378	165,068	27,345	3,895	1,483,669	168,856
受益証券発行による収益		833,590,510	94,870,936	2,057,918	293,109	836,095,922	95,156,077
受益証券買戻費用		(854,507,886)	(97,251,543)	(5,569,704)	(793,293)	(861,288,722)	(98,023,269)
		(20,917,376)	(2,380,607)	(3,511,786)	(500,184)	(25,192,800)	(2,867,193)
宣言された分配金	9	(1,450,378)	(165,068)	(27,345)	(3,895)	(1,483,669)	(168,856)
期末現在純資産総額		582,929,593	66,343,217	12,768,017	1,818,549	598,474,015	68,112,328

* 期首の連結残高は、2016年10月31日現在の為替レートを使用して合算されたものである。2015年10月31日現在の為替レートを使用して合算された場合の同期首の同残高は、628,785,185米ドルである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

ルクセンブルグ籍契約型投資信託

統計情報

	2016年10月31日終了年度		2015年10月31日終了年度		2014年10月31日終了年度	
米ドル・ポートフォリオ	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
期末現在発行済受益証券口数	58,292,959,285	口	60,384,696,884	口	66,428,084,856	口
期末現在純資産総額	582,929,593	66,343,217	603,846,969	68,723,824	664,280,849	75,601,803
期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円
	2016年10月31日終了年度		2015年10月31日終了年度		2014年10月31日終了年度	
英ポンド・ポートフォリオ	英ポンド	千円	英ポンド	千円	英ポンド	千円
期末現在発行済受益証券口数	1,276,801,672	口	1,627,980,325	口	1,876,906,042	口
期末現在純資産総額	12,768,017	1,818,549	16,279,803	2,318,732	18,769,060	2,673,277
期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円

外貨建マネー・マーケット・ファンド

ルクセンブルグ籍契約型投資信託

財務書類に対する注記

2016年10月31日現在

注１．概況

外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグの2010年12月17日法（改正済）のパート およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下、本注記において「AIFM法」という。）の規定により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（以下「契約型投資信託」という。）である。ファンドは、CESR - 10 - 049に定義される短期マネー・マーケット・ファンドとして運用される。

ファンドは、ルクセンブルグ法に基づき設立され、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 B に登記上の事務所を有し、AIFM法第2章に基づきファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）として行為する権限を付与された管理会社であるジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「JFML」という。）によって管理・運用される。2014年7月以降、管理会社の資本金は2,500,000ユーロであった。

ファンドは、1997年10月8日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル C ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアション紙（以下「メモリアル」という。）に公告されたファンドの約款（以下「約款」という。）に従って管理・運用される。約款の変更に関する通知は、メモリアルにおいて、2014年9月18日に公告された。2015年4月1日に効力を生じた直近の総合約款は、商業登記簿（Registre de Commerce et des Sociétés）に届出が行われており、閲覧および複製を入手することができる。

管理会社の目的は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）としてルクセンブルグの2013年7月12日の法律（以下「2013年AIFMD法」という。）に従いオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のために行うことおよびUCITSの管理会社として譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）のためにルクセンブルグの2010年12月17日法（以下「UCITS法」という。）に従い行為することである。

ルクセンブルグの2016年5月27日法に従って、ファンドは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてK164番として登録されている。

2016年10月31日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドは、存続期限の定めなく設立されており、2つのサブ・ファンドを有している。

- 米ドル・ポートフォリオ、1997年10月9日付で運用開始
- 英ポンド・ポートフォリオ、1998年8月13日付で運用開始

注２．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。

2.2 連結財務書類

連結純資産計算書、連結運用および純資産変動計算書は、個々のサブ・ファンドの純資産計算書および運用計算書の合計を表しており、年度末現在の実勢為替レートで米ドルに換算されている。

2.3 有価証券への投資

各サブ・ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。各ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社は、ファンドの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

2.4 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

外国為替取引における利益および損失は、当期の損益を決定する運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.5 共通費の割当

各サブ・ファンドについて共通して発生した費用は、各サブ・ファンドの間で純資産に応じて比例配分される。

注３．2016年10月31日現在の実勢為替レート

2016年10月31日現在の以下の為替レートが使用されている。

1 英ポンド = 1.21745米ドル

1 日本円 = 0.009520636米ドル

注４．管理報酬およびA I F M報酬

管理会社は、各ポートフォリオの純資産から、四半期毎に当該四半期中の各ポートフォリオの日々の平均純資産総額の最大年率0.06％で支払われる管理報酬（四半期毎に最低5,500米ドル（米ドル・ポートフォリオ）および3,300英ポンド（英ポンド・ポートフォリオ）を受領する権利を有する。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2016年10月31日に終了した会計年度に適用された平均料率は、以下のとおりである。

- | | |
|----------------|---------|
| - 米ドル・ポートフォリオ | 0.0299％ |
| - 英ポンド・ポートフォリオ | 0.0222％ |

注５．投資運用報酬

米ドル・ポートフォリオ

投資運用会社は、当該四半期中のサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額に基づき四半期毎に計算された、サブ・ファンドの資産から四半期毎に米ドルで後払いされる投資運用報酬を受領する権利を有する。

- | | |
|--------------------|---------|
| - 2 億米ドル以下 | 年率0.18％ |
| - 2 億米ドル超 5 億米ドル以下 | 年率0.15％ |
| - 5 億米ドル超 20億米ドル以下 | 年率0.10％ |
| - 20億米ドル超 | 年率0.09％ |

英ポンド・ポートフォリオ

投資運用会社は、投資運用会社が当該報酬を受領する権利を放棄する場合を除いて、当該四半期中のサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額に基づき四半期毎に計算された、サブ・ファンドの資産から四半期毎に英ポンドで後払いされる投資運用報酬を受領する権利を有する。

- | | |
|---------------------------|---------|
| - 1 億 2 千万英ポンド以下 | 年率0.18％ |
| - 1 億 2 千万英ポンド超 3 億英ポンド以下 | 年率0.15％ |
| - 3 億英ポンド超 12億英ポンド以下 | 年率0.10％ |
| - 12億英ポンド超 | 年率0.09％ |

年間最低報酬を36,000英ポンドとする。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2016年10月31日に終了した会計年度に適用された平均料率は、以下のとおりである。

- | | |
|----------------|---------|
| - 米ドル・ポートフォリオ | 0.0785％ |
| - 英ポンド・ポートフォリオ | 0.0663％ |

注 6．保管報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われる各サブ・ファンドの日々の純資産総額の平均の最大で年率0.032%の保管報酬、ならびに最大で年率0.008%の監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該サブ・ファンドが負担する。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2016年10月31日に終了した会計年度に適用された平均料率は、以下のとおりである。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| - 米ドル・ポートフォリオ保管報酬 | 0.0160% |
| - 米ドル・ポートフォリオ監督報酬およびモニタリング報酬 | 0.0046% |
| - 英ポンド・ポートフォリオ保管報酬 | 0.0118% |
| - 英ポンド・ポートフォリオ監督報酬およびモニタリング報酬 | 0.0034% |

注 7．販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンド資産から、四半期毎に支払われる当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大で年率0.30%の報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、当該販売会社により、関連する四半期中に販売された各サブ・ファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2016年10月31日に終了した会計年度に適用された平均料率は、以下のとおりである。

- | | |
|----------------|---------|
| - 米ドル・ポートフォリオ | 0.1499% |
| - 英ポンド・ポートフォリオ | 0.1109% |

注 8．発行税

ファンドは課税上、ルクセンブルグの法律の対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、ファンドは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の対象となっている。

組入有価証券へのファンドの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

注 9．分配金

管理会社は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産額を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。各サブ・ファンドの発行済受益証券に関する分配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の年度について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび/または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定される各サブ・ファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつき当該サブ・ファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法令に従うものとする。

注10．報酬補償

ファンドにより管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および日本における代行協会員（以下「関係法人」という。）に支払われる報酬ならびにファンドにより他の取引相手方および／または業務提供者に対し支払われる報酬および費用は、ファンドの投資方針に詳述されるとおり、受益証券１口当たりの純資産価格を可能な限り一定に維持するため、関係法人間での書面による合意により、随時、当該関係法人により減額および／または費用負担されることがある。かかる報酬補償は、2016年10月31日に終了した年度においては発生していない。

注11．取引費用

2015年11月１日から2016年10月31日までの期間にファンドに発生した取引費用は、譲渡性のある証券、金融派生商品またはその他の適格資産の購入または買戻しに関連する。取引費用には、手数料、決済報酬、仲介報酬、保管取引報酬が含まれる。2015年11月１日から2016年10月31日までの年度に発生した取引費用は、運用計算書における「その他の費用」に記載されており、以下のとおりである。

- 米ドル・ポートフォリオ 20.44米ドル
- 英ポンド・ポートフォリオ 11.23英ポンド

すべての取引費用が個別に識別可能なわけではない。

注12．投資有価証券の売却に係る実現純損益

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、売却有価証券の平均原価に基づいて決定される。

2016年10月31日に終了した年度における各サブ・ファンドの投資有価証券に係る実現損益の内訳は、以下のとおりである。

	外貨建マネー・マーケット・ ファンド - 米ドル・ポートフォリオ	外貨建マネー・マーケット・ ファンド - 英ポンド・ポートフォリオ
	米ドル	英ポンド
投資有価証券の売却に係る実現利益	2,402,755	59,625
投資有価証券の売却に係る実現損失	-	-
投資有価証券の売却に係る実現純損益 合計	2,402,755	59,625

注13．投資有価証券に係る未実現評価利益／損失の変動純額

2016年10月31日に終了した年度における投資有価証券に係る未実現評価利益／損失の変動額の内訳は、以下のとおりである。

	外貨建マネー・マーケット・ ファンド - 米ドル・ポートフォリオ	外貨建マネー・マーケット・ ファンド - 英ポンド・ポートフォリオ
	米ドル	英ポンド
投資有価証券に係る未実現評価利益の 変動額	97,171	(7,792)
投資有価証券に係る未実現評価損失の 変動額	-	-
投資有価証券に係る未実現評価利益／ 損失の変動純額合計	97,171	(7,792)

注14．後発事象

外貨建マネー・マーケット・ファンドの管理会社として行為するジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、サブ・ファンドである英ポンド・ポートフォリオの投資運用会社であるアセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッド（旧ダイヤモンド・インターナショナル・リミテッド）と協議の上、元本維持しつつ運用を継続することがサブ・ファンドにとり困難であるとの結論に達した。

管理会社は、2017年1月31日に、サブ・ファンドである英ポンド・ポートフォリオを2017年2月28日付で償還することを決定した。最終の買戻代金は、その後実現可能な限り早く支払われる。

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍契約型投資信託
未監査情報

2015年11月1日から2016年10月31日までの報告期間（以下「報告期間」という。）において、その非流動的な性質により特別な取決めの対象となっているAIFの資産の比率は0%であった。

報告期間中、AIFの流動性の管理に関する新たな取決めはなかった。

報酬：

AIFMDの要件に基づき、JFMLは、関連するステークホルダーにより定期的に更新され、また取締役会により最終的な確認を受けて承認された報酬方針を詳細に定めている。

これに伴い、特に、重要なリスクテイクとして認定されたスタッフのため、報酬に関するすべての要件が分析された。これらの要件を充足するため、JFMLは、以下の要素を考慮に入れることを決定した。

- 小規模な組織（報告期間の最終日現在においては8名の従業員）
- 認定されたスタッフの限定的な範囲（報告期間の最終日現在においては6名の認定されたスタッフ）
- 運用におけるファンドの性格
- AIFの投資戦略の低い複雑性

このように、AIFMとしてのJFMLの仕組みにとって適切な方法で規則に対応するため、人事部（以下「人事部」という。）は、JFMLの取締役会とともに、すべての報酬要件（AIFMD：第22(2)(e)条ならびに第22(2)(f)条およびレベル 規則第107(1)条ないし第107(4)条）を作成した。すべてのこれらの情報は、機密保持のために人事部に保管される。これらは、各投資家からの要請に応じた協議において利用できるように備置される。各要請は、AIFMの2名のコンダクティング・オフィサーにより予備的に審査される。

レバレッジ

AIFM法に従い、2016年10月31日（報告期間の最終日現在）のレバレッジ水準は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	NAVに対する割合で示す、コミットメント法に基づき算出されるレバレッジ額	NAVに対する割合で示す、グロス法に基づき算出されるレバレッジ額
外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ	100	100
外貨建マネー・マーケット・ファンド - 英ポンド・ポートフォリオ	100	100

現在のリスク特性

A I Fの現在のリスク特性は、以下の表に要約されるとおりである。

ファンド名	主要な投資戦略	評価頻度	コミットメント・レバレッジ		グロス・レバレッジ		市場リスク	信用リスク	取引相手方リスク	流動性リスク	オペレーショナル・リスク	評価リスク
			コミットメント・レバレッジ水準	上限（NAVに対する割合（％））	グロス・レバレッジ水準	上限（NAVに対する割合（％））						
外貨建マネー・マーケット・ファンド・米ドル・ポートフォリオ	マネー・マーケット商品	毎日	100	125	100	120	低	低	低	中	低	低
外貨建マネー・マーケット・ファンド・英ポンド・ポートフォリオ	マネー・マーケット商品	毎日	100	125	100	120	低	低	低	中	低	低

管理会社が当該リスクを管理するために採用しているリスク管理システム

J F M Lは、管理会社としての地位において、リスク管理がその中核業務であり、リスクに対するかかる姿勢により、各A I Fに影響を及ぼし得るすべての要因の潜在的なプラス面およびマイナス面を理解し管理する継続的な取組みが推進されることを十分に認識している。それにより、A I Fの全体的な投資目的の達成における成功の見込みが上昇し、失敗の見込みおよび不確実性が低下する。

管理会社は、リスク管理の重要性を認識しており、リスク管理をさらに重視し、以下のような方針を展開した。

- * 管理会社の事業の性質、規模および複雑性ならびに管理会社が実施するすべての活動に応じる方針。
- * 恒久的に機能し、適切に人材を配置する方針。
- * 定期的に評価および監視される方針。
- * 文化、慣行および組織または環境の変化を反映するために継続的に更新される方針。

リスク管理部門の役割

管理会社のリスク管理部門は、ポートフォリオ管理部門を含む運用ユニットから機能的かつ階層的に独立しているものとみなされる。リスク管理部門は、リスク管理を担当する管理会社のコンダクティング・オフィサーに直接報告を行う。リスク管理部門は、主に以下の3つの責任を負っている。

- ）各A I Fの全リスクおよび当該リスクの構成要素を評価および数値化すること。
- ）A I FをA I Fの目論見書にその概要が記載されるリスク特性と一致するように確保するために適切とみなされる措置を講じるように、投資運用会社に通知すること。
- ）A I Fの目論見書に定義され、内部で合意されたリスクの上限および基準値を監視し、違反行為が生じた場合には是正措置を講じること。

リスク管理方針

管理会社は、管理会社が運用するA I Fが晒されるまたは晒されることがあるすべてのリスクを見極める、適切かつ文書化されたリスク管理方針を確立し、実施し、また、維持している。リスク管理方針は、管理会社が運用する各A I Fの市場リスク、流動性リスク、取引相手方リスクおよび運用する各A I Fに重大な影響を及ぼすことがあるその他の関連するすべてのリスク（オペレーショナル・リスクを含む。）を評価できるようにするために必要な手続で構成されている。リスク管理方針は、（ ）一般のおよび例外的な流動性の条件下でA I Fの流動性リスクを評価および監視するための方法、手段および取決め（定期的実施される流動性ストレステストの使用を含む。）、（ ）管理会社におけるリスク管理に関する責任配分、（ ）各A I Fについて設定されたリスク特性およびリスク制限、ならびに（ ）常設のリスク管理部門に

よる報告の条件、内容、頻度および宛先ならびにその独立性を確保し、その職務によって生じる可能性のある利益相反を管理するための保護措置について詳述したものである。

レバレッジ

報告期間中、レバレッジの限度に変更はなかった。

重要な変更

2016年10月31日に終了した報告期間において、重要な変更はなかった。

【投資有価証券明細表等】

外貨建マネー・マーケット・ファンド

ルクセンブルグ籍契約型投資信託

米ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2016年10月31日現在

（単位：米ドル）

額面	銘柄	通貨	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	時価の対 純資産比率 (%)
金融市場商品					
コマーシャル・ペーパー					
オーストラリア					
40,000,000	MACQUARIE BANK LTD (USD) CP 18/11/16	米ドル	39,913,299	39,983,037	6.85
	オーストラリア合計		39,913,299	39,983,037	6.85
フィンランド					
42,000,000	OP CORPORATE BANK PLC (USD) CP 25/01/17	米ドル	41,899,348	41,905,913	7.19
	フィンランド合計		41,899,348	41,905,913	7.19
フランス					
40,000,000	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL (USD) CP 10/11/16	米ドル	39,924,145	39,991,572	6.85
	フランス合計		39,924,145	39,991,572	6.85
アイルランド					
28,500,000	CATERPILLAR INT FIN DAC (USD) CP 21/11/16	米ドル	28,486,263	28,489,697	4.89
	アイルランド合計		28,486,263	28,489,697	4.89
スウェーデン					
40,000,000	SBAB BANK AB (USD) CP 19/01/17	米ドル	39,910,733	39,921,952	6.85
	スウェーデン合計		39,910,733	39,921,952	6.85
イギリス					
40,000,000	MITSUBISHI CORPORATION FINANCE (USD) CP 26/01/17	米ドル	39,903,168	39,907,425	6.85
40,000,000	STANDARD CHARTERED BANK (USD) CP 23/01/17	米ドル	39,865,575	39,907,445	6.85
	イギリス合計		79,768,743	79,814,870	13.70
	コマーシャル・ペーパー合計		269,902,531	270,107,041	46.33
譲渡可能定期預金証書					
ベルギー					
40,000,000	KBC BANK NV CD (USD) 23/01/17	米ドル	39,891,673	39,903,196	6.85
	ベルギー合計		39,891,673	39,903,196	6.85
イギリス					
15,000,000	KOREA DEVELOPMENT BANK (USD) ECD 06/01/17	米ドル	14,957,371	14,974,946	2.57
25,000,000	KOREA DEVELOPMENT BANK (USD) ECD 06/01/17	米ドル	24,924,106	24,958,252	4.28
40,000,000	NORINCHUKIN BANK LONDON (USD) CD 25/01/17	米ドル	39,909,229	39,915,149	6.85
40,000,000	SUMITOMO TRUST AND BANKING LONDON (USD) CD 14/12/16	米ドル	39,905,684	39,954,397	6.85
	イギリス合計		119,696,390	119,802,744	20.55
	譲渡可能定期預金証書合計		159,588,063	159,705,940	27.40
	金融市場商品合計		429,490,594	429,812,981	73.73

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

ルクセンブルグ籍契約型投資信託

米ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の業種別分類

2016年10月31日現在

（対純資産比率）

	対純資産比率％
銀行	68.84
機械	4.89
	73.73

投資有価証券の地域別分類

2016年10月31日現在

（対純資産比率）

	対純資産比率％
イギリス	34.25
フィンランド	7.19
フランス	6.85
オーストラリア	6.85
スウェーデン	6.85
ベルギー	6.85
アイルランド	4.89
	73.73

外貨建マネー・マーケット・ファンド
ルクセンブルグ籍契約型投資信託
英ポンド・ポートフォリオ
投資有価証券明細表
2016年10月31日現在
（単位：英ポンド）

額面	銘柄	通貨	取得原価 (英ポンド)	時価 (英ポンド)	時価の対 純資産比率 (%)
金融市場商品					
コマーシャル・ペーパー					
フィンランド					
1,000,000	OP CORPORATE BANK PLC (GBP) CP 23/01/17	英ポンド	999,089	999,149	7.83
	フィンランド合計		999,089	999,149	7.83
フランス					
1,000,000	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL CP (GBP) 10/11/16	英ポンド	999,113	999,901	7.83
1,000,000	NATIXIS PARIS (GBP) CP 01/11/16	英ポンド	999,708	999,992	7.83
	フランス合計		1,998,821	1,999,893	15.66
ドイツ					
1,000,000	TOYOTA KREDITBANK GMBH (GBP) CP 21/11/16	英ポンド	999,839	999,879	7.83
	ドイツ合計		999,839	999,879	7.83
スウェーデン					
1,000,000	SBAB BANK AB (GBP) CP 19/01/17	英ポンド	998,968	999,102	7.83
	スウェーデン合計		998,968	999,102	7.83
イギリス					
1,000,000	MITSUBISHI CORPORATION FINANCE (GBP) CP 26/01/17	英ポンド	998,980	999,036	7.82
1,000,000	STANDARD CHARTERED BANK CP (GBP) 22/12/16	英ポンド	999,212	999,544	7.83
	イギリス合計		1,998,192	1,998,580	15.65
	コマーシャル・ペーパー合計		6,994,909	6,996,603	54.80
譲渡可能定期預金証書					
ベルギー					
1,000,000	KBC BANK NV CD (GBP) 23/01/17	英ポンド	999,253	999,334	7.83
	ベルギー合計		999,253	999,334	7.83
イギリス					
1,000,000	KDB DEVELOPMENT BANK (GBP) ECD 06/01/17	英ポンド	998,698	999,285	7.83
1,000,000	NORINCHUKIN BANK LONDON (GBP) CD 25/01/17	英ポンド	999,144	999,200	7.83
1,000,000	SUMITOMO TRUST AND BANKING LONDON (GBP) CD 16/01/17	英ポンド	998,541	999,094	7.82
	イギリス合計		2,996,383	2,997,579	23.48
	譲渡可能定期預金証書合計		3,995,636	3,996,913	31.31
	金融市場商品合計		10,990,545	10,993,516	86.11

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

ルクセンブルグ籍契約型投資信託

英ポンド・ポートフォリオ

投資有価証券の業種別分類

2016年10月31日現在

（対純資産比率）

	対純資産比率％
銀行	78.28
多角的金融サービス	7.83
	86.11

投資有価証券の地域別分類

2016年10月31日現在

（対純資産比率）

	対純資産比率％
イギリス	39.13
フランス	15.66
ドイツ	7.83
ベルギー	7.83
フィンランド	7.83
スウェーデン	7.83
	86.11

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Combined statement of net assets as at October 31, 2016
(expressed in the Sub-fund currency and in US dollars)

ASSETS	Notes	US Dollar Portfolio USD	Sterling Pound Portfolio GBP	Combined USD
Investments in securities at market value	2.3	429 812 981	10 993 516	443 197 037
<i>Investment in securities at cost</i>		<i>429 490 594</i>	<i>10 990 545</i>	<i>442 871 033</i>
Cash at bank		153 456 765	1 780 360	155 624 264
Bank interest receivable		220 783	-	220 783
Prepaid expenses		1 070	-	1 070
Total assets		583 491 599	12 773 876	599 043 154
LIABILITIES				
Management Company fees and AIFM fees payable	4	56 494	506	57 110
Investment Management fees payable	5	143 948	1 519	145 797
Professional fees payable		15 047	334	15 454
Depository fees payable	6	38 717	347	39 139
Distributors fees payable	7	282 471	2 532	285 554
Subscription tax payable	8	4 858	106	4 987
Other payable		20 471	515	21 098
Total liabilities		562 006	5 859	569 139
Total net asset value at the end of the year		582 929 593	12 768 017	598 474 015
Number of units outstanding		58 292 959 285	1 276 801 672	
Net asset value per unit		USD 0.01	GBP 0.01	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2016
(expressed in the Sub-fund currency and in US dollars)

	Notes	US Dollar Portfolio USD	Sterling Pound Portfolio GBP	Combined USD
Net assets at the beginning of the year *		603 846 969	16 279 803	623 666 815
INCOME				
Interest on time deposits		787 801	16 470	807 852
Total income		787 801	16 470	807 852
EXPENSES				
Management Company fees and AIFM fees	4	161 771	2 972	165 389
Investment Management fees	5	424 442	8 881	435 254
Distributors fees	7	810 678	14 860	828 769
Professional fees		69 680	2 246	72 414
Depositary fees	6	111 477	2 037	113 957
Subscription tax	8	52 040	1 335	53 665
Other expenses		207 261	8 627	217 765
Total expenses		1 837 349	40 958	1 887 213
Net investment (loss)		(1 049 548)	(24 488)	(1 079 361)

* The opening balance was combined using the foreign exchange rates as of October 31, 2016. The same net assets when combined using the foreign exchange rates ruling as of October 31, 2015 reflected a figure of USD 628 785 185.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2016
(cont.)

(expressed in the Sub-fund currency and in US dollars)

	Notes	US Dollar Portfolio USD	Sterling Pound Portfolio GBP	Combined USD
Net investment (loss) (brought forward)		(1 049 548)	(24 488)	(1 079 361)
Net realised gain on sales of investments	12	<u>2 402 755</u>	<u>59 625</u>	<u>2 475 345</u>
Net realised gain for the year		2 402 755	59 625	2 475 345
Net change in unrealised appreciation/ depreciation on investments	13	<u>97 171</u>	<u>(7 792)</u>	<u>87 685</u>
Increase in net assets as a result of operations		1 450 378	27 345	1 483 669
Proceeds from units issued		833 590 510	2 057 918	836 095 922
Payments for units redeemed		(854 507 886)	(5 569 704)	(861 288 722)
		<u>(20 917 376)</u>	<u>(3 511 786)</u>	<u>(25 192 800)</u>
Dividends declared	9	(1 450 378)	(27 345)	(1 483 669)
Total net asset value at the end of the year		<u><u>582 929 593</u></u>	<u><u>12 768 017</u></u>	<u><u>598 474 015</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Statistical information

	Year ended October 31, 2016	Year ended October 31, 2015	Year ended October 31, 2014
US Dollar Portfolio			
Number of units outstanding at the end of the year	58 292 959 285	60 384 696 884	66 428 084 856
	USD	USD	USD
Total net asset value at the end of the year	582 929 593	603 846 969	664 280 849
Net asset value per unit at the end of the year	0.01	0.01	0.01
	Year ended October 31, 2016	Year ended October 31, 2015	Year ended October 31, 2014
Sterling Pound Portfolio			
Number of units outstanding at the end of the year	1 276 801 672	1 627 980 325	1 876 906 042
	GBP	GBP	GBP
Total net asset value at the end of the year	12 768 017	16 279 803	18 769 060
Net asset value per unit at the end of the year	0.01	0.01	0.01

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2016

Note 1 - General

Gaikadate Money Market Fund (the “Fund”) is an open-ended mutual investment umbrella fund (“Fonds Commun de Placement ”) regulated by the provisions of part II of the Luxembourg law of December 17, 2010, as amended, and the law of July 12, 2013 on Alternative Investment Managers (the “AIFM Law”). The Fund intends to be managed as a short-term Money Market Fund as defined by CESR-10-049.

The Fund is managed by Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. (“JFML”), a management company incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg, having its registered office at 1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach and authorised to act as the Alternative Investment Fund Manager (AIFM) of the Fund in accordance with Chapter 2 of the AIFM Law. Since July 2014, the AIFM's share capital amounted to EUR 2 500 000.

The Fund is managed in accordance with the management regulations of the Fund (the “Management Regulations”) which became effective on October 8, 1997 and were published on November 10, 1997 in the Mémorial C, Recueil des Sociétés et Associations (the “Mémorial”). Notices of amendments to the Management Regulations were published in the Mémorial on September 18, 2014. The latest consolidated Management Regulations which became effective on April 1, 2015 and are on file with the Registre de Commerce et des Sociétés, where they may be inspected and copies obtained.

The purpose of the Management Company is to act as Alternative Investment Fund Manager (“AIFM ”) in accordance with the Luxembourg Law of July 12, 2013 (“ the 2013 AIFMD Law ”) for Alternative Investment Funds (“ AIFs ”) and as UCITS Management Company for Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities (“ UCITS ”) in accordance with the Luxembourg Law of December 17, 2010 (“ the UCITS Law ”).

In accordance with the Luxembourg Law of May 27, 2016, the Fund is registered at the Trade and Companies Register of Luxembourg under the number K164.

As of October 31, 2016, Gaikadate Money Market Fund, which has been created for an undetermined period, has two Sub-funds:

- US Dollar Portfolio, launched on October 9, 1997
- Sterling Pound Portfolio, launched on August 13, 1998.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2016 (cont.)

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 Presentation of financial statements

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investment.

2.2 Combined financial statements

The combined statement of net assets and combined statement of operations and changes in net assets represent the total of the statements of net assets and statements of operations of the individual Sub-funds, translated in USD at the exchange rates prevailing at the year- end.

2.3 Investments in securities

Each Sub-fund's portfolio securities are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortization to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. Each Fund's portfolio holdings is monitored by or under the direction of the AIFM to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to investors, the AIFM will take corrective action as specified in the prospectus of the Fund.

2.4 Translation of foreign currencies

Assets and liabilities denominated in currencies other than the Sub-fund's currency are translated into that currency at the exchange rates prevailing at year-end. Income and expenses denominated in currencies other than the Sub-fund's currency are translated at the exchange rates prevailing at the transaction date.

The cost of securities denominated in currencies other than the Sub-fund's currency is translated at the exchange rate prevailing at purchase date.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2016 (cont.)

2.4 Translation of foreign currencies (cont.)

Gains and losses on foreign exchange transactions are recognised in the statement of operations and changes in net assets determining the result for the year.

2.5 Common costs allocation

The costs incurred in common for the different Sub-funds are distributed between each of them in proportion to their respective net assets.

Note 3 - Exchange rates prevailing as at October 31, 2016

The following exchange rates have been used as at October 31, 2016:

1 GBP = 1.21745 USD
1 JPY = 0.009520636 USD

Note 4 - Management Company fees and AIFM fees

The AIFM is entitled to a management fee payable quarterly out of the assets of each Portfolio at a maximum annual rate of 0.06 per cent of the average of the daily net asset values of each Portfolio during the relevant quarter, with a minimum of USD 5 500 per quarter for the US Dollar Portfolio and GBP 3 300 per quarter for the Sterling Pound Portfolio.

This fee described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus. The average rates applied for the financial year ended October 31, 2016 are:

- US Dollar Portfolio 0.0299%
- Sterling Pound Portfolio 0.0222%

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2016 (cont.)

Note 5 - Investment Management fees

US Dollar Portfolio

The Investment Manager is entitled to receive an investment management fee out of the assets of the Portfolio calculated quarterly based on the average daily aggregate net asset values of the Portfolio during the relevant quarter and payable in USD quarterly in arrears:

- | | |
|---|------------|
| - up to USD 200 million: | 0.18% p.a. |
| - over USD 200 million and up to USD 500 million: | 0.15% p.a. |
| - over USD 500 million and up to USD 2 billion: | 0.10% p.a. |
| - over USD 2 billion: | 0.09% p.a. |

Sterling Pound Portfolio

The Investment Manager is entitled to receive an investment management fee out of the assets of the Portfolio calculated quarterly based on the average daily aggregate net asset values of the Portfolio during the relevant quarter and payable in GBP quarterly in arrears:

- | | |
|---|------------|
| - up to GBP 120 million: | 0.18% p.a. |
| - over GBP 120 million and up to GBP 300 million: | 0.15% p.a. |
| - over GBP 300 million and up to GBP 1.2 billion: | 0.10% p.a. |
| - over GBP 1.2 billion: | 0.09% p.a. |

with a minimum of GBP 36 000 per year unless the Investment Manager waives its right to payment of such fees.

Those fees described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus. The average rates applied for the financial year ended October 31, 2016 are:

- US Dollar Portfolio 0.0785%
- Sterling Pound Portfolio 0.0663%.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2016 (cont.)

Note 6 - Depositary fees

The Depositary is entitled to receive a Depositary fee at a maximum annual rate of 0.032% and a supervisory and monitoring fee at a maximum annual rate of 0.008% of the average of the daily net assets of each of the Sub-fund payable quarterly. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of a Fund is entrusted, are borne by such Sub-fund.

Those fees described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus. The average rates applied for the financial year ended October 31, 2016 are:

- US Dollar Portfolio Depositary fee 0.0160%
- US Dollar Portfolio supervisory and monitoring fee 0.0046%
- Sterling Pound Portfolio Depositary fee 0.0118%
- Sterling Pound Portfolio supervisory and monitoring fee 0.0034%.

Note 7 - Distributors fees

Each distributor in Japan is entitled to a fee at a maximum annual rate of 0.30% of the average of the daily net assets of each of the Sub-fund payable quarterly. Allocation among the distributors will be decided based on the average of daily outstanding balance of units of each Sub-fund during the relevant quarter sold by such distributors.

This fee described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus. The average rates applied for the financial year ended October 31, 2016 are:

- US Dollar Portfolio 0.1499%
- Sterling Pound Portfolio 0.1109%.

Note 8 - Subscription tax

The Fund is subject to Luxembourg law with respect to its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a “Taxe d'abonnement” on its net asset value at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly on the basis of the net assets at the end of the relevant quarter.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2016 (cont.)

Note 8 - Subscription tax (cont.)

Income derived from the Fund's investments in securities held may be subject to withholding taxes withheld at source in the countries of the issuers of such securities and which may not always be recoverable.

Note 9 - Dividends

The AIFM intends to declare daily dividends in an amount necessary to maintain each Sub- Fund's net assets per unit at the amount specified in its investment policy. The dividends in respect of the units of each Sub-fund issued are accrued during the year from (and including) the payment date of the units up to (but excluding) the repayment date of such units.

On the last Dealing Day in each month all dividends declared, accrued (up to and including the day immediately preceding the last Dealing Day) and not yet paid (after deducting withholding and other taxes required to be paid (if any) in Luxembourg and/or countries of unitholders in respect of dividends), are automatically reinvested against issue of further units of the relevant Sub-fund at the net assets per unit of such Sub-fund determined on the Dealing Day preceding the aforesaid last Dealing Day.

If the Distributor or Selling Dealer, on behalf of the unitholder, has so indicated to the Transfer Agent, dividends will instead be paid in cash on the next Dealing Day following the aforesaid last Dealing Day by check or bank transfer, subject to applicable foreign exchange regulations applicable in the country where the payment has been requested to be made.

Note 10 - Fees compensation

The fees paid by the Fund to the AIFM, the Investment Manager, the Depositary and the Agent Securities Company in Japan (the "Parties") as well as the fees and expenses paid by the Fund to other counterparties and/or service providers may, by written agreement between the Parties, be reduced and/or compensated by such Parties from time to time in order to maintain to the extent possible a constant Net Asset Value per Unit as more fully described in the investment policy of the Fund. Such fee compensation did not occur for the year ended October 31, 2016.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2016 (cont.)

Note 11 - Transaction Costs

The transaction costs incurred by the Fund from November 1, 2015 to October 31, 2016 relate to the purchase or sale of transferable securities, derivatives or other eligible assets. Transaction costs include commission costs, settlement fees, broker fees and custody transaction fees. Transaction costs incurred for the year November 1, 2015 to October 31, 2016 are recorded in the statement of operations under the caption “Other expenses” and were as follows:

- US Dollar Portfolio: USD 20.44
- Sterling Pound Portfolio: GBP 11.23

Not all transaction costs are separately identifiable.

Note 12 - Net realised gain/(loss) on sales of investments

The net realised gain/(loss) on sales of investments is determined on the basis of the average cost of investments sold.

The split of realised gain/(loss) on investments for each Sub-fund for the year ended October 31, 2016 is as follows:

	Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio	Gaikadate Money Market Fund - Sterling Pound Portfolio
	USD	GBP
Realised gain on sales of investments	2 402 755	59 625
Realised loss on sales of investments	-	-
Total net realised gain/(loss) on sales of investments	2 402 755	59 625

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2016 (cont.)

Note 13 - Net change in unrealised appreciation/depreciation on investments

The split of change in unrealised appreciation/depreciation on investments for the year ended October 31, 2016 is as follows:

	Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio	Gaikadate Money Market Fund - Sterling Pound Portfolio
	USD	GBP
Change in unrealised appreciation on investments	97 171	(7 792)
Change in unrealised depreciation on investments	-	-
Total net change in unrealised appreciation/depreciation on investments	97 171	(7 792)

Note 14 - Subsequent event

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A., acting as the Management Company of the Gaikadate Money Market Fund, in consultation with Asset Management One International Ltd (previously DIAM International Ltd), the Investment Manager of the Sub-fund Sterling Pound Portfolio have reached to the conclusion that it is difficult for the Sub-fund to continue investing while preserving capital.

The Management Company decided on January 31, 2017 to put the Sub-Fund Sterling Pound Portfolio into liquidation effective February 28, 2017 and the final redemption proceeds will be paid as soon as practicably feasible thereafter.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Unaudited information

During the reporting period starting from November 1, 2015 to October 31, 2016 (hereafter “reporting period”), the percentage of the AIFs' assets which are subject to special arrangements arising from their illiquid nature was 0%.

During the reporting period there were no new arrangements for managing the liquidity of the AIF.

Remuneration:

As per AIFMD requirements, JFML has elaborated a Remuneration Policy which is regularly updated by relevant stakeholders and ultimately reviewed and approved by the Board of Directors.

As such, all requirements in terms of remuneration have been analyzed, especially for the staff identified as material risk takers. In order to comply with these requirements JFML has decided to take into account the following parameters:

- Low-size organization (8 employees as at the end of the reporting period)
- Limited perimeter of Identified Staff (6 identified staff as at the end of the reporting period)
- Nature of the funds under management
- Low complexity of AIFs' investment strategies

Thus, to comply with the regulations in a manner that is appropriate to the structure of JFML as the AIFM, the Human Resources Department (“ HR Department ”) with JFML Board of Directors have prepared all remuneration requirements (AIFMD: Articles 22(2)(e) and 22(2)(f), as well as Level II Regulations Articles 107(1)to 107(4)). All these information are kept within the HR Department for confidentiality reasons. They will be made available for consultation upon request of any investor. Each request will be preliminary screened by the two Conducting Officers of the AIFM.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Unaudited information (cont.)

Leverage

In accordance with the AIFM Law, the level of leverage on 31 October 2016 (as at the end of the reporting period) is as follows:

Sub-funds	Leverage value under commitment method expressed as a percentage of the NAV	Leverage value under gross method expressed as a percentage of the NAV
Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio	100	100
Gaikadate Money Market Fund - Sterling Pound Portfolio	100	100

Current risk profiles

The current risk profiles of the AIFs are summarized in the below table:

Fund name	Main Investment Strategy	Valuation frequency	Commitment Leverage		Gross Leverage	
			Commitment Leverage Level	Max limit (NAV%)	Gross Leverage Level	Max limit (NAV%)
Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio	Money Market Instruments	Daily	100	125	100	120
Gaikadate Money Market Fund - Sterling Pound Portfolio	Money Market Instruments	Daily	100	125	100	120

Fund name	Market risk	Credit risk	Counterparty risk	Liquidity risk	Operational risk	Valuation risk
Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio	Low	Low	Low	Medium	Low	Low
Gaikadate Money Market Fund - Sterling Pound Portfolio	Low	Low	Low	Medium	Low	Low

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Unaudited information (cont.)

Risk management systems employed by the AIFM to manage those risk

JFML in its capacity of AIFM fully recognises that Risk Management is a core activity and this attitude toward risk drives our constant efforts to understand and manage the potential upside and downside of all those factors which can affect each of the AIFs. It increases the probability of success, and reduces both the probability of failure and uncertainty of achieving the AIF's overall investment objectives.

The AIFM recognises the importance and increased focus on Risk Management and has developed a policy that is:

- * Tailored to the nature, scale and complexity of the AIFM's business and to all range of activities it carries out,
- * Permanent function and appropriately staffed,
- * Subject to regular measurement and monitoring,
- * Continually updated to reflect culture, practice and organisation or environment change.

Roles of the risk management function

The risk management function at the AIFM is considered as functionally and hierarchically separated from the operating units, including the portfolio management function. The risk management function reports directly to the Conducting Officer of the AIFM in charge of risk management. The risk management function has 3 main responsibilities:

- i) to measure and to quantify the total risk of each AIF and the components of that risk,
- ii) to inform the investment manager to take such action as may be deemed appropriate to ensure that the AIF conforms to the risk profile outlined in the AIF Prospectus; and
- iii) to monitor risk limits and thresholds as defined in the AIF prospectus and internally agreed and implement remedial actions should breaches occur.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Unaudited information (cont.)

Risk Management Policy

The AIFM has established, implemented and maintain an adequate and documented risk management policy which identifies all the relevant risks to which the AIFs it manages are or may be exposed. The risk management policy comprises such procedures as are necessary to enable the AIFM to assess for each AIF it manages the exposure of that AIF to market, liquidity and counterparty risks, and the exposure of the AIF to all other relevant risks, including operational risks, which may be material for each AIF it manages. The risk management policy details the techniques, tools and arrangements that enable liquidity risk of the AIF to be assessed and monitored under normal and exceptional liquidity conditions including through the use of regularly conducted liquidity stress tests; the allocation of responsibilities within the AIFM pertaining to risk management; the risk profiling and the risk limits set up for each AIF; the terms, contents, frequency and addressees of reporting by the permanent risk management function and a description of the safeguards in place to ensure its independency and manage any potential conflict of interest arising from its duties.

Leverage

There was no change in the leverage limits during the reporting period.

Material changes

No material changes occurred during the reporting period that ended on October 31, 2016.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

US Dollar Portfolio
Statement of investments as at October 31, 2016
(expressed in US dollars)

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Market value as a percentage of net assets
			USD	USD	%
Money Market Instruments					
Commercial Papers					
Australia					
40 000 000	MACQUARIE BANK LTD (USD) CP 18/11/16	USD	39 913 299	39 983 037	6.85
	Total Australia		39 913 299	39 983 037	6.85
Finland					
42 000 000	OP CORPORATE BANK PLC (USD) CP 25/01/17	USD	41 899 348	41 905 913	7.19
	Total Finland		41 899 348	41 905 913	7.19
France					
40 000 000	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL (USD) CP 10/11/16	USD	39 924 145	39 991 572	6.85
	Total France		39 924 145	39 991 572	6.85
Ireland					
28 500 000	CATERPILLAR INT FIN DAC (USD) CP 21/11/16	USD	28 486 263	28 489 697	4.89
	Total Ireland		28 486 263	28 489 697	4.89
Sweden					
40 000 000	SBAB BANK AB (USD) CP 19/01/17	USD	39 910 733	39 921 952	6.85
	Total Sweden		39 910 733	39 921 952	6.85
United Kingdom					
40 000 000	MITSUBISHI CORPORATION FINANCE (USD) CP 26/01/17	USD	39 903 168	39 907 425	6.85
40 000 000	STANDARD CHARTERED BANK (USD) CP 23/01/17	USD	39 865 575	39 907 445	6.85
	Total United Kingdom		79 768 743	79 814 870	13.70
	Total Commercial Papers		269 902 531	270 107 041	46.33

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

US Dollar Portfolio
Statement of investments as at October 31, 2016 (cont.)
(expressed in US dollars)

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Market value as a percentage of net assets
			USD	USD	%
Money Market Instruments (cont.)					
Deposit Certificates					
Belgium					
40 000 000	KBC BANK NV CD (USD) 23/01/17	USD	39 891 673	39 903 196	6.85
	Total Belgium		39 891 673	39 903 196	6.85
United Kingdom					
15 000 000	KOREA DEVELOPMENT BANK (USD) ECD 06/01/17	USD	14 957 371	14 974 946	2.57
25 000 000	KOREA DEVELOPMENT BANK (USD) ECD 06/01/17	USD	24 924 106	24 958 252	4.28
40 000 000	NORINCHUKIN BANK LONDON (USD) CD 25/01/17	USD	39 909 229	39 915 149	6.85
40 000 000	SUMITOMO TRUST AND BANKING LONDON (USD) CD 14/12/16	USD	39 905 684	39 954 397	6.85
	Total United Kingdom		119 696 390	119 802 744	20.55
	Total Deposit Certificates		159 588 063	159 705 940	27.40
	Total Money Market Instruments		429 490 594	429 812 981	73.73

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

US Dollar Portfolio

Economic classification of investments as at October 31, 2016
(as a percentage of net assets)

	%
Banks	68.84
Machinery	4.89
	73.73

Geographical classification of investments as at October 31, 2016
(as a percentage of net assets)

	%
United Kingdom	34.25
Finland	7.19
France	6.85
Australia	6.85
Sweden	6.85
Belgium	6.85
Ireland	4.89
	73.73

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Sterling Pound Portfolio
Statement of investments as at October 31, 2016
(expressed in Pounds sterling)

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Market value as a percentage of net assets
			GBP	GBP	%
Money Market Instruments					
Commercial Papers					
Finland					
1 000 000	OP CORPORATE BANK PLC (GBP) CP 23/01/17	GBP	999 089	999 149	7.83
	Total Finland		999 089	999 149	7.83
France					
1 000 000	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL CP (GBP) 10/11/16	GBP	999 113	999 901	7.83
1 000 000	NATIXIS PARIS (GBP) CP 01/11/16	GBP	999 708	999 992	7.83
	Total France		1 998 821	1 999 893	15.66
Germany					
1 000 000	TOYOTA KREDITBANK GMBH (GBP) CP 21/11/16	GBP	999 839	999 879	7.83
	Total Germany		999 839	999 879	7.83
Sweden					
1 000 000	SBAB BANK AB (GBP) CP 19/01/17	GBP	998 968	999 102	7.83
	Total Sweden		998 968	999 102	7.83
United Kingdom					
1 000 000	MITSUBISHI CORPORATION FINANCE (GBP) CP 26/01/17	GBP	998 980	999 036	7.82
1 000 000	STANDARD CHARTERED BANK CP (GBP) 22/12/16	GBP	999 212	999 544	7.83
	Total United Kingdom		1 998 192	1 998 580	15.65
	Total Commercial Papers		6 994 909	6 996 603	54.80

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Sterling Pound Portfolio
Statement of investments as at October 31, 2016 (cont.)
(expressed in Pounds sterling)

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Market value as a percentage of net assets
			GBP	GBP	%
Money Market Instruments (cont.)					
Deposit Certificates					
Belgium					
1 000 000	KBC BANK NV CD (GBP) 23/01/17	GBP	999 253	999 334	7.83
	Total Belgium		999 253	999 334	7.83
United Kingdom					
1 000 000	KDB DEVELOPMENT BANK (GBP) ECD 06/01/17	GBP	998 698	999 285	7.83
1 000 000	NORINCHUKIN BANK LONDON (GBP) CD 25/01/17	GBP	999 144	999 200	7.83
1 000 000	SUMITOMO TRUST AND BANKING LONDON (GBP) CD 16/01/17	GBP	998 541	999 094	7.82
	Total United Kingdom		2 996 383	2 997 579	23.48
	Total Deposit Certificates		3 995 636	3 996 913	31.31
	Total Money Market Instruments		10 990 545	10 993 516	86.11

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund
A Luxembourg Mutual Investment Fund

Sterling Pound Portfolio

Economic classification of investments as at October 31, 2016
(as a percentage of net assets)

	%
Banks	78.28
Diversified financial services	7.83
	86.11

Geographical classification of investments as at October 31, 2016
(as a percentage of net assets)

	%
United Kingdom	39.13
France	15.66
Germany	7.83
Belgium	7.83
Finland	7.83
Sweden	7.83
	86.11

(2) 【2015年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

外貨建マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 連結純資産計算書
 2015年10月31日現在
 (単位：サブ・ファンドの通貨および米ドル)

		米ドル・ポートフォリオ		英ポンド・ポートフォリオ		連結	
	注	米ドル	千円	英ポンド	千円	米ドル	千円
資産							
投資有価証券時価評価額	2.3	447,823,618	50,966,806	12,492,009	1,779,237	466,959,502	53,144,661
投資有価証券取得原価		447,598,402	50,941,174	12,481,246	1,777,704	466,717,798	53,117,153
現金預金		156,173,783	17,774,138	3,794,840	540,499	161,986,908	18,435,730
未収銀行利息		70,207	7,990	4,942	704	77,778	8,852
前払費用		1,074	122	29	4	1,119	127
資産合計		604,068,682	68,749,057	16,291,820	2,320,444	629,025,307	71,589,370
負債							
未払管理報酬およびA I F M報酬	4	19,284	2,195	1,045	149	20,885	2,377
未払投資運用報酬	5	49,170	5,596	3,171	452	54,027	6,149
未払専門家報酬		20,811	2,368	574	82	21,690	2,469
未払保管報酬	6	13,218	1,504	716	102	14,315	1,629
未払販売会社報酬	7	96,412	10,973	5,226	744	104,418	11,884
未払発行税	8	4,863	553	131	19	5,064	576
その他の未払金		17,955	2,043	1,154	164	19,723	2,245
負債合計		221,713	25,233	12,017	1,712	240,122	27,328
純資産		603,846,969	68,723,824	16,279,803	2,318,732	628,785,185	71,562,042
発行済受益証券		60,384,696,884口		1,627,980,325口			
1口当たり純資産価格		0.01米ドル	1円	0.01英ポンド	1円		

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

連結運用および純資産変動計算書

2015年10月31日終了年度

（単位：サブ・ファンドの通貨および米ドル）

	注	米ドル・ポートフォリオ		英ポンド・ポートフォリオ		連結	
		米ドル	千円	英ポンド	千円	米ドル	千円
期首現在純資産額*		664,280,849	75,601,803	18,769,060	2,673,277	693,032,234	78,873,999
収益							
定期預金利息		289,083	32,901	22,374	3,187	323,356	36,801
その他の収益	10	119,765	13,630	1,911	272	122,692	13,964
収益合計		408,848	46,531	24,285	3,459	446,048	50,765
費用							
管理報酬およびA I F M報酬	4	75,242	8,563	4,170	594	81,629	9,290
投資運用報酬	5	188,098	21,407	12,545	1,787	207,315	23,595
販売会社報酬	7	376,193	42,815	20,849	2,970	408,133	46,450
専門家報酬		101,356	11,535	3,000	427	105,951	12,058
保管報酬	6	51,566	5,869	2,858	407	55,944	6,367
発行税	8	61,294	6,976	1,717	245	63,923	7,275
その他の費用		164,690	18,743	6,787	967	175,086	19,927
費用合計		1,018,439	115,909	51,926	7,396	1,097,981	124,961
投資純損失		(609,591)	(69,378)	(27,641)	(3,937)	(651,933)	(74,196)
投資有価証券売却に係る実現純利益	12	1,247,977	142,032	67,369	9,595	1,351,177	153,777
当期実現純利益		1,247,977	142,032	67,369	9,595	1,351,177	153,777
投資有価証券に係る未実現評価利益 / (損失) の変動純額	13	54,048	6,151	719	102	55,149	6,277
運用による純資産の増加		692,434	78,806	40,447	5,761	754,393	85,857
受益証券発行による収益		890,735,733	101,374,634	2,612,669	372,122	894,737,950	101,830,126
受益証券買戻費用		(951,169,613)	(108,252,614)	(5,101,926)	(726,667)	(958,984,999)	(109,142,083)
		(60,433,880)	(6,877,980)	(2,489,257)	(354,545)	(64,247,049)	(7,311,957)
宣言された分配金	9	(692,434)	(78,806)	(40,447)	(5,761)	(754,393)	(85,857)
期末現在純資産		603,846,969	68,723,824	16,279,803	2,318,732	628,785,185	71,562,042

* 期首の連結残高は、2015年10月31日現在の為替レートを使用して合算されたものである。2014年10月31日現在の為替レートを使用して合算された場合の同期首の同残高は、694,590,985米ドルである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

統計情報

	2015年10月31日終了年度		2014年10月31日終了年度		2013年10月31日終了年度	
米ドル・ポートフォリオ	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
期末現在発行済受益証券口数	60,384,696,884	口	66,428,084,856	口	70,871,793,850	口
期末現在純資産総額	603,846,969	68,723,824	664,280,849	75,601,803	708,717,939	80,659,189
期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円
英ポンド・ポートフォリオ	英ポンド	千円	英ポンド	千円	英ポンド	千円
期末現在発行済受益証券口数	1,627,980,325	口	1,876,906,042	口	2,481,946,328	口
期末現在純資産総額	16,279,803	2,318,732	18,769,060	2,673,277	24,819,463	3,535,036
期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2015年10月31日現在

注１．概況

外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグの2010年12月17日法（改正済）のパート およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下、本注記において「AIFM法」という。）の規定により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（以下「契約型投資信託」という。）である。ファンドは、CESR - 10 - 049に定義される短期マネー・マーケット・ファンドとして運用される。

ファンドは、ルクセンブルグ法に基づき設立され、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 Bに登記上の事務所を有し、AIFM法第2章に基づきファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為する権限を付与された管理会社であるジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「JFML」という。）によって管理・運用される。2014年7月以降、管理会社の資本金は2,500,000ユーロであった。

ファンドは、1997年10月8日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル C ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン紙（以下「メモリアル」という。）に公告されたファンドの約款（以下「約款」という。）に従って管理・運用される。約款の変更に関する通知は、メモリアルにおいて、2014年9月18日に公告された。2015年4月1日に効力を生じた直近の総合約款は、商業登記簿（Registre de Commerce et des Sociétés）に届出が行われており、閲覧および複製を入手することができる。

2015年10月31日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドは、存続期限の定めなく設立されており、2つのサブ・ファンドを有している。

- 米ドル・ポートフォリオ、1997年10月9日付で運用開始
- 英ポンド・ポートフォリオ、1998年8月13日付で運用開始

2015年10月31日現在、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、以下のファンドの管理会社に任命されている。

- アラムコ・グローバル・ファンド
- DIAMファンド
- DLIBJオープン・ファンド
- 外貨建マネー・マーケット・ファンド
- グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド
- コリア・プライム・ファンド
- みずほ・ファンド・シリーズ
- NAMインベストメント・ファンド
- NAMアンブレラ・ファンド
- ニッコウAMインベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）
- ニッコウAMワールド・ファンズ
- ヌーベル・エポック・アンブレラ・ファンド
- TMAアンブレラ・ファンド
- 東京マリン・ファンド

注２．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。

2.2 連結財務書類

連結純資産計算書、連結運用および純資産変動計算書は、個々のサブ・ファンドの純資産計算書および運用計算書の合計を表しており、年度末現在の実勢為替レートで米ドルに換算されている。

2.3 有価証券への投資

各サブ・ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。各ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社は、ファンドの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

2.4 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

外国為替取引における利益および損失は、当期の損益を決定する運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.5 共通費の割当

各サブ・ファンドについて共通して発生した費用は、各サブ・ファンドの間で純資産に応じて比例配分される。

注３．2015年10月31日現在の実勢為替レート

2015年10月31日現在の以下の為替レートが使用されている。

1 英ポンド = 1.53185米ドル

1 日本円 = 0.0082953131米ドル

注４．管理報酬およびA I F M報酬

管理会社は、各ポートフォリオの純資産から、四半期毎に当該四半期中の各ポートフォリオの日々の平均純資産総額の最大年率0.06％で支払われる管理報酬（四半期毎に最低5,500米ドル（米ドル・ポートフォリオ）および3,300英ポンド（英ポンド・ポートフォリオ）を受領する権利を有する。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2015年10月31日に終了した会計年度に適用された平均料率は、以下のとおりである。

- | | |
|----------------|---------|
| - 米ドル・ポートフォリオ | 0.0112％ |
| - 英ポンド・ポートフォリオ | 0.0229％ |

注５．投資運用報酬

米ドル・ポートフォリオ

投資運用会社は、当該四半期中のサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額に基づき四半期毎に計算された、サブ・ファンドの資産から四半期毎に米ドルで後払いされる投資運用報酬を受領する権利を有する。

- | | |
|--------------------|---------|
| - 2 億米ドル以下 | 年率0.18％ |
| - 2 億米ドル超 5 億米ドル以下 | 年率0.15％ |
| - 5 億米ドル超 20億米ドル以下 | 年率0.10％ |
| - 20億米ドル超 | 年率0.09％ |

英ポンド・ポートフォリオ

投資運用会社は、投資運用会社が当該報酬を受領する権利を放棄する場合を除いて、当該四半期中のサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額に基づき四半期毎に計算された、サブ・ファンドの資産から四半期毎に英ポンドで後払いされる投資運用報酬を受領する権利を有する。

- | | |
|---------------------------|---------|
| - 1 億 2 千万英ポンド以下 | 年率0.18％ |
| - 1 億 2 千万英ポンド超 3 億英ポンド以下 | 年率0.15％ |
| - 3 億英ポンド超 12億英ポンド以下 | 年率0.10％ |
| - 12億英ポンド超 | 年率0.09％ |

年間最低報酬を36,000英ポンドとする。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2015年10月31日に終了した会計年度に適用された平均料率は、以下のとおりである。

- | | |
|----------------|---------|
| - 米ドル・ポートフォリオ | 0.0266％ |
| - 英ポンド・ポートフォリオ | 0.0687％ |

注６．保管報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われる各サブ・ファンドの日々の純資産総額の平均の最大で年率0.032%の保管報酬、ならびに最大で年率0.008%の監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該サブ・ファンドが負担する。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2015年10月31日に終了した会計年度に適用された平均料率は、以下のとおりである。

- 米ドル・ポートフォリオ保管報酬	0.0059%
- 米ドル・ポートフォリオ監督報酬およびモニタリング報酬	0.0015%
- 英ポンド・ポートフォリオ保管報酬	0.0122%
- 英ポンド・ポートフォリオ監督報酬およびモニタリング報酬	0.0031%

注７．販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンド資産から、四半期毎に支払われる当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大で年率0.30%の報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、当該販売会社により、関連する四半期中に販売された各サブ・ファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2015年10月31日に終了した会計年度に適用された平均料率は、以下のとおりである。

- 米ドル・ポートフォリオ	0.0558%
- 英ポンド・ポートフォリオ	0.1145%

注８．税制

ファンドは課税上、ルクセンブルグの法律の対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、ファンドは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の対象となっている。

組入有価証券へのファンドの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

注９．分配金

管理会社は、各サブ・ファンドの１口当たり純資産額を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。各サブ・ファンドの発行済受益証券に関する分配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の年度について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定される各サブ・ファンドの１口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつき当該サブ・ファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法令に従うものとする。

注10．報酬補償

ファンドにより管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および日本における代行協会員（以下「関係法人」という。）に支払われる報酬ならびにファンドにより他の取引相手方および／または業務提供者に対し支払われる報酬および費用は、ファンドの投資方針に詳述されるとおり、受益証券1口当たりの純資産価格を可能な限り一定に維持するため、関係法人間での書面による合意により、随時、当該関係法人により減額および／または費用負担されることがある。かかる報酬補償は、2015年10月31日に終了した年度においては発生していない。

注11．取引費用

2014年11月1日から2015年10月31日までの期間にファンドに発生した取引費用は、譲渡性のある証券、金融派生商品またはその他の適格資産の購入または買戻しに関連する。取引費用には、手数料、決済報酬、仲介報酬、保管取引報酬が含まれる。2014年11月1日から2015年10月31日までの年度に発生した取引費用は、運用計算書における「その他の費用」に記載されており、以下のとおりである。

- 米ドル・ポートフォリオ 18.84米ドル
- 英ポンド・ポートフォリオ 9.10英ポンド

すべての取引費用が個別に識別可能なわけではない。

注12．投資有価証券の売却に係る実現純損益

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、売却有価証券の平均原価に基づいて決定される。

2015年10月31日に終了した年度における各サブ・ファンドの投資有価証券に係る実現損益の内訳は、以下のとおりである。

	外貨建マネー・マーケット・ ファンド - 米ドル・ポートフォリオ	外貨建マネー・マーケット・ ファンド - 英ポンド・ポートフォリオ
	米ドル	英ポンド
投資有価証券の売却に係る実現利益	1,247,977	67,369
投資有価証券の売却に係る実現損失	-	-
投資有価証券の売却に係る実現純損益 合計	1,247,977	67,369

注13．投資有価証券に係る未実現評価利益／（損失）の変動純額

2015年10月31日に終了した年度における投資有価証券に係る未実現評価利益／（損失）の変動額の内訳は、以下のとおりである。

	外貨建マネー・マーケット・ ファンド - 米ドル・ポートフォリオ	外貨建マネー・マーケット・ ファンド - 英ポンド・ポートフォリオ
	米ドル	英ポンド
投資有価証券に係る未実現評価利益の 変動額	54,048	719
投資有価証券に係る未実現評価損失の 変動額	-	-
投資有価証券に係る未実現評価利益／ （損失）の変動純額合計	54,048	719

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

未監査情報

当期中、その非流動的な性質により特別な取決めの対象となっているＡＩＦの資産の比率は０％であった。

当期中、ＡＩＦの流動性の管理に関する新たな取決めはなかった。

報酬：

ＡＩＦＭＤの要件に基づき、ＪＦＭＬは、関連するステークホルダーにより定期的に更新され、また取締役会により最終的な確認を受けて承認された報酬方針を詳細に定めている。

これに伴い、特に、重要なリスクテイクとして認定された２名のスタッフのため、報酬に関するすべての要件が分析された。これらの要件を充足するため、ＪＦＭＬは、以下の要素を考慮に入れることを決定した。

- 小規模な組織（2015会計年度においては８名のスタッフ）
- 認定されたスタッフの限定的な範囲（2015会計年度においては２名の認定されたスタッフ）
- 運用におけるファンドの性格
- ＡＩＦの投資戦略の低い複雑性

このように、ＡＩＦＭとしてのＪＦＭＬの仕組みにとって適切な方法で規則に対応するため、人事部（以下「人事部」という。）は、ＪＦＭＬの取締役会とともに、すべての報酬要件（ＡＩＦＭＤ：第22(2)(e)条ならびに第22(2)(f)条およびレベル 規則第107(1)条ないし第107(4)条）を作成した。すべてのこれらの情報は、機密保持のために人事部に保管される。これらは、各投資家からの要請に応じた協議において利用できるように備置される。各要請は、ＡＩＦＭの２名のコンダクティング・オフィサーにより予備的に審査される。

レバレッジ

ＡＩＦＭ法に従い、2015年10月31日（報告期間の最終日現在）のレバレッジ水準は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	NAVに対する割合で示す、 コミットメント法に基づき 算出されるレバレッジ額	NAVに対する割合で示す、 グロス法に基づき算出される レバレッジ額
外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ	100	100
外貨建マネー・マーケット・ファンド - 英債券・ポートフォリオ	100	100

現在のリスク特性

A I Fの現在のリスク特性は、以下の表に要約されるとおりである。

ファンド名	主要な投資戦略	評価頻度	コミットメント・レバレッジ		グロス・レバレッジ		市場リスク	信用リスク	取引相手方リスク	流動性リスク	オペレーショナル・リスク	評価リスク
			コミットメント・レバレッジ水準	上限（NAVに対する割合（％））	グロス・レバレッジ水準	上限（NAVに対する割合（％））						
外貨建マネー・マーケット・ファンド・米ドル・ポートフォリオ	マネー・マーケット商品	毎日	100	125	100	120	低	低	低	中	低	低
外貨建マネー・マーケット・ファンド・英ポンド・ポートフォリオ	マネー・マーケット商品	毎日	100	125	100	120	低	低	低	中	低	低

管理会社が当該リスクを管理するために採用しているリスク管理システム

J F M Lは、管理会社としての地位において、リスク管理がその中核業務であり、リスクに対するかかる姿勢により、各A I Fに影響を及ぼし得るすべての要因の潜在的なプラス面およびマイナス面を理解し管理する継続的な取組みが推進されることを十分に認識している。それにより、A I Fの全体的な投資目的の達成における成功の見込みが上昇し、失敗の見込みおよび不確実性が低下する。

管理会社は、リスク管理の重要性を認識しており、リスク管理をさらに重視し、以下のような方針を展開した。

- * 管理会社の事業の性質、規模および複雑性ならびに管理会社が実施するすべての活動に応じる方針。
- * 恒久的に機能し、適切に人材を配置する方針。
- * 定期的に評価および監視される方針。
- * 文化、慣行および組織または環境の変化を反映するために継続的に更新される方針。

リスク管理部門の役割

管理会社のリスク管理部門は、ポートフォリオ管理部門を含む運用ユニットから機能的かつ階層的に独立しているものとみなされる。リスク管理部門は、リスク管理を担当する管理会社のコンダクティング・オフィサーに直接報告を行う。リスク管理部門は、主に以下の3つの責任を負っている。

- ）各A I Fの全リスクおよび当該リスクの構成要素を評価および数値化すること。
- ）A I FをA I Fの目論見書にその概要が記載されるリスク特性と一致するように確保するために適切とみなされる措置を講じるように、投資運用会社に通知すること。
- ）A I Fの目論見書に定義され、内部で合意されたリスクの上限および基準値を監視し、違反行為が生じた場合には是正措置を講じること。

システムおよびモデル

管理会社は、A I Fの詳細なリスク特性を毎日提供するため、独自のモデルおよびシステムと第三者のリスクモデルを併用している。リスク管理システムは、A I Fの全リスクおよび当該リスクをもたらし要因を評価することを追求する。リスク測定基準にはとりわけボラティリティおよびバリュー・アット・リスク（「V a R」）が含まれ、評価される要因には市場リスク、カントリー・リスク、セクター・リスク、時価総額リスク、流動性リスク、取引相手方リスクおよびレバレッジ・リスクが含まれる。当該特性およびその他の主要なエクスポージャーは、リスク管理チームによって独自のアプリケーションを通じて監視されている。現在、リスク測定基準および内部モデルにより提供されるリスクモデルならびに標準のリスクおよび流動性に関する報告は、ポートフォリオのリスク測定基準を設定するために、独自の報告システムにより使用されている。管理会社の独自のシステムにより、市場環境に依拠する特別かつ特定のリスク分析を実施する

ことができる。リスク管理部門は、様々な方法、取決めおよび（（平均日次売買高およびスプレッドを使用する）特定の流動性評価方法、一般のおよび例外的な流動性の条件下でのシナリオテストおよびストレステスト、ならびに例えば大量の買戻しが発生した場合の資金流動性リスクなどのその他の流動性リスク指標などの）流動性リスク要因を用いて流動性リスクを判断および評価する。

また、管理会社は、そのリスク評価方法を、総合的かつリスクに適したストレステスト・プログラムで補完している。ストレステストは日々実施されている。ストレステスト・プログラムは、関連する市場のパラメーターの予期せぬ変化によってA I Fの価値が大幅に下落する可能性を評価することを目的としている。ストレステストは、A I Fの価値または価値の変動に相当の影響を及ぼし得るあらゆるリスクを対象としている。最後に、モデルの適切性およびリスク管理システムの適切なパラメーター化について検証するため、バックテストが定期的に実施される。

リスク管理方針

管理会社は、管理会社が運用するA I Fが晒されるまたは晒されることがあるすべてのリスクを見極める、適切かつ文書化されたリスク管理方針を確立し、実施し、また、維持している。リスク管理方針は、管理会社が運用する各A I Fの市場リスク、流動性リスク、取引相手方リスクおよび運用する各A I Fに重大な影響を及ぼすことがあるその他の関連するすべてのリスク（オペレーショナル・リスクを含む。）を評価できるようにするために必要な手続で構成されている。リスク管理方針は、（ ）一般のおよび例外的な流動性の条件下でA I Fの流動性リスクを評価および監視するための方法、手段および取決め（定期的に実施される流動性ストレステストの使用を含む。）、（ ）管理会社におけるリスク管理に関する責任配分、（ ）各A I Fについて設定されたリスク特性およびリスク制限、ならびに（ ）常設のリスク管理部門による報告の条件、内容、頻度および宛先ならびにその独立性を確保し、その職務によって生じる可能性のある利益相反を管理するための保護措置について詳述したものである。

レバレッジ

当期中、レバレッジの限度に変更はなかった。

重要な変更

当該会計年度において、重要な変更はなかった。

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Combined statement of net assets as at October 31, 2015

(expressed in the Sub-fund currency and in US dollars)

ASSETS	Notes	US Dollar Portfolio USD	Sterling Pound Portfolio GBP	Combined USD
Investments in securities at market value	2.3	447 823 618	12 492 009	466 959 502
Investment in securities at cost		447 598 402	12 481 246	466 717 798
Cash at bank		156 173 783	3 794 840	161 986 908
Bank interest receivable		70 207	4 942	77 778
Prepaid expenses		1 074	29	1 119
Total assets		604 068 682	16 291 820	629 025 307
LIABILITIES				
Management Company fees and AIFM fees payable	4	19 284	1 045	20 885
Investment Management fees payable	5	49 170	3 171	54 027
Professional fees payable		20 811	574	21 690
Depository fees payable	6	13 218	716	14 315
Distributors fees payable	7	96 412	5 226	104 418
Subscription tax payable	8	4 863	131	5 064
Other payable		17 955	1 154	19 723
Total liabilities		221 713	12 017	240 122
Net assets		603 846 969	16 279 803	628 785 185
Number of units outstanding		60 384 696 884	1 627 980 325	
Net asset value per unit		USD 0.01	GBP 0.01	

The accompanying notes form a integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2015
(expressed in the Sub-fund currency and in US dollars)

	Notes	US Dollar Portfolio USD	Sterling Pound Portfolio GBP	Combined USD
Net assets at the beginning of the year *		664 280 849	18 769 060	693 032 234
INCOME				
Interest on time deposits		289 083	22 374	323 356
Other income	10	119 765	1 911	122 692
Total income		408 848	24 285	446 048
EXPENSES				
Management Company fees and AIFM fees	4	75 242	4 170	81 629
Investment Management fees	5	188 098	12 545	207 315
Distributors fees	7	376 193	20 849	408 133
Professional fees		101 356	3 000	105 951
Depository fees	6	51 566	2 858	55 944
Subscription tax	8	61 294	1 717	63 923
Other expenses		164 690	6 787	175 086
Total expenses		1 018 439	51 926	1 097 981
Net investment (loss)		(609 591)	(27 641)	(651 933)

* The opening balance was combined using the foreign exchange rates as of October 31, 2015. The same net assets when combined using the foreign exchange rates ruling as of October 31, 2014 reflected a figure of USD 694 590 985.

The accompanying notes form a integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2015
(cont.)

(expressed in the Sub-fund currency and in US dollars)

	Notes	US Dollar Portfolio USD	Sterling Pound Portfolio GBP	Combined USD
Net investment (loss) (brought forward)		(609 591)	(27 641)	(651 933)
Net realised gain on sales of investments	12	<u>1 247 977</u>	<u>67 369</u>	<u>1 351 177</u>
Net realised gain for the year		1 247 977	67 369	1 351 177
Net change in unrealised appreciation / (depreciation) on investments	13	<u>54 048</u>	<u>719</u>	<u>55 149</u>
Increase in net assets as a result of operations		692 434	40 447	754 393
Proceeds from units issued		890 735 733	2 612 669	894 737 950
Payments for units redeemed		(951 169 613)	(5 101 926)	(958 984 999)
		<u>(60 433 880)</u>	<u>(2 489 257)</u>	<u>(64 247 049)</u>
Dividends declared	9	(692 434)	(40 447)	(754 393)
Net assets at the end of the year		<u><u>603 846 969</u></u>	<u><u>16 279 803</u></u>	<u><u>628 785 185</u></u>

The accompanying notes form a integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Statistical information

	Year ended October 31, 2015	Year ended October 31, 2014	Year ended October 31, 2013
US Dollar Portfolio			
Number of units outstanding at the end of the year	60 384 696 884	66 428 084 856	70 871 793 850
	USD	USD	USD
Total net asset value at the end of the year	603 846 969	664 280 849	708 717 939
Net asset value per unit at the end of the year	0.01	0.01	0.01
Sterling Pound Portfolio			
Number of units outstanding at the end of the year	1 627 980 325	1 876 906 042	2 481 946 328
	GBP	GBP	GBP
Total net asset value at the end of the year	16 279 803	18 769 060	24 819 463
Net asset value per unit at the end of the year	0.01	0.01	0.01

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2015

Note 1 - General

Gaikadate Money Market Fund (the "Fund") is an open-ended mutual investment umbrella fund ("Fonds Commun de Placement") regulated by the provisions of part II of the Luxembourg law of December 17, 2010 as amended and the law of July 12, 2013 on Alternative Investment Managers (the "AIFM Law"). The Fund intends to be managed as a short-term Money Market Fund as defined by CESR-10-049.

The Fund is managed by Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. ("JFML"), a management company incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg, having its registered office at 1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach and authorized to act as the Alternative Investment Fund Manager of the Fund in accordance with Chapter 2 of the AIFM Law. Since July 2014, the AIFM's share capital amounted to EUR 2 500 000.

The Fund is managed in accordance with the management regulations of the Fund (the "Management Regulations") which became effective on 8th October 1997 and were published on 10th November 1997 in the Mémorial C, Recueil des Sociétés et Associations (the "Mémorial"). Notices of amendments to the Management Regulations were published in the Mémorial on 18th September 2014. The latest consolidated Management Regulations which became effective on April 1, 2015 and are on file with the Registre de Commerce et des Sociétés, where they may be inspected and copies obtained.

As of October 31, 2015, Gaikadate Money Market Fund, which has been created for an undetermined year, has two Sub-funds:

- US Dollar Portfolio, launched on October 9, 1997
- Sterling Pound Portfolio, launched on August 13, 1998

As of October 31, 2015, Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. has been appointed AIFM for:

- Alamco Global Fund
- DIAM Fund
- DLIBJ Open Fund
- Gaikadate Money Market Fund
- Global Property Portfolio Fund
- Korea Prime Fund
- Mizuho Fund Series
- NAM Investment Fund
- NAM Umbrella Fund

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2015 (cont.)

Note 1 - General (cont.)

- Nikko AM Investment Trust (Luxembourg)
- Nikko AM World Funds
- Nouvelle Epoque Umbrella Fund
- TMA Umbrella Fund
- Tokio Marine Fund

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 Presentation of financial statements

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investment.

2.2 Combined financial statements

The combined statement of net assets and combined statement of operations and changes in net assets represent the total of the statements of net assets and statements of operations of the individual Sub-funds, translated in USD at the exchange rates prevailing at the year-end.

2.3 Investments in securities

Each Sub-fund's portfolio securities are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in years during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. Each Fund's portfolio holdings is monitored by or under the direction of the AIFM to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to investors, the AIFM will take corrective action as specified in the prospectus of the Fund.

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2015 (cont.)

Note 2 - Significant accounting policies (cont.)

2.4 Translation of foreign currencies

Assets and liabilities denominated in currencies other than the Sub-fund's currency are translated into that currency at the exchange rates prevailing at year-end. Income and expenses denominated in currencies other than the Sub-fund's currency are translated at the exchange rates prevailing at the transaction date.

The cost of securities denominated in currencies other than the Sub-fund's currency is translated at the exchange rate prevailing at purchase date.

Gains and losses on foreign exchange transactions are recognised in the statement of operations and changes in net assets determining the result for the year.

2.5 Common costs allocation

The costs incurred in common for the different Sub-funds are distributed between each of them in proportion to their respective net assets.

Note 3 - Exchange rates prevailing as at October 31, 2015

The following exchange rate has been used as at October 31, 2015:

1 GBP = 1.53185 USD

1 JPY = 0.0082953131 USD

Note 4 - Management Company fees and AIFM fees

The AIFM is entitled to a management fee payable quarterly out of the assets of each Portfolio at a maximum annual rate of 0.06 per cent of the average of the daily net asset values of each Portfolio during the relevant quarter, with a minimum of USD 5 500 per quarter for the US Dollar Portfolio and GBP 3 300 per quarter for the Sterling Pound Portfolio.

This fee described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus. The average rates applied for the financial year ended October 31, 2015 are:

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2015 (cont.)

Note 4 - Management Company fees and AIFM fees (cont.)

- US Dollar Portfolio 0.0112%
- Sterling Pound Portfolio 0.0229%

Note 5 - Investment Management fees

US Dollar Portfolio

The Investment Manager is entitled to receive an investment management fee out of the assets of the Portfolio calculated quarterly based on the average daily aggregate net asset values of the Portfolio during the relevant quarter and payable in USD quarterly in arrears:

- | | |
|---|------------|
| - up to USD 200 million: | 0.18% p.a. |
| - over USD 200 million and up to USD 500 million: | 0.15% p.a. |
| - over USD 500 million and up to USD 2 billion: | 0.10% p.a. |
| - over USD 2 billion: | 0.09% p.a. |

Sterling Pound Portfolio

The Investment Manager is entitled to receive an investment management fee out of the assets of the Portfolio calculated quarterly based on the average daily aggregate net asset values of the Portfolio during the relevant quarter and payable in GBP quarterly in arrears:

- | | |
|---|------------|
| - up to GBP 120 million: | 0.18% p.a. |
| - over GBP 120 million and up to GBP 300 million: | 0.15% p.a. |
| - over GBP 300 million and up to GBP 1.2 billion: | 0.10% p.a. |
| - over GBP 1.2 billion: | 0.09% p.a. |

with a minimum of GBP 36 000 per year unless the Investment Manager waives its right to payment of such fees.

Those fees described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus. The average rates applied for the financial year ended October 31, 2015 are:

- US Dollar Portfolio 0.0266%
- Sterling Pound Portfolio 0.0687%

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2015 (cont.)

Note 6 - Depositary fees

The Depositary is entitled to receive a Depositary fee at a maximum annual rate of 0.032% and a supervisory and monitoring fee at a maximum annual rate of 0.008% of the average of the daily net assets of each of the Sub-fund payable quarterly. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of a Fund is entrusted, are borne by such Sub-fund.

Those fees described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus. The average rates applied for the financial year ended October 31, 2015 are:

- US Dollar Portfolio Depositary fee 0.0059%
- US Dollar Portfolio supervisory and monitoring fee 0.0015%
- Sterling Pound Portfolio Depositary fee 0.0122%
- Sterling Pound Portfolio supervisory and monitoring fee 0.0031%

Note 7 - Distributors fees

Each distributor in Japan is entitled to a fee at a maximum annual rate of 0.30% of the average of the daily net assets of each of the Sub-fund payable quarterly. Allocation among the distributors will be decided based on the average of daily outstanding balance of units of each Sub-fund during the relevant quarter sold by such distributors.

This fee described above may be changed from time to time by a written agreement between the parties concerned as described in the prospectus. The average rates applied for the financial year ended October 31, 2015 are:

- US Dollar Portfolio 0.0558%
- Sterling Pound Portfolio 0.1145%

Note 8 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law with respect to its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a "Taxe d'abonnement" on its net asset value at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly on the basis of the net assets at the end of the relevant quarter.

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2015 (cont.)

Note 8 - Taxation (cont.)

Income derived from the Fund's investments in securities held may be subject to withholding taxes withheld at source in the countries of the issuers of such securities and which may not always be recoverable.

Note 9 - Dividends

The AIFM intends to declare daily dividends in an amount necessary to maintain each Sub-fund's net assets per unit at the amount specified in its investment policy. The dividends in respect of the units of each Sub-fund issued are accrued during the year from (and including) the payment date of the units up to (but excluding) the repayment date of such units.

On the last Dealing Day in each month all dividends declared, accrued (up to and including the day immediately preceding the last Dealing Day) and not yet paid (after deducting withholding and other taxes required to be paid (if any) in Luxembourg and/or countries of unitholders in respect of dividends), are automatically reinvested against issue of further units of the relevant Sub-fund at the net assets per unit of such Sub-fund determined on the Dealing Day preceding the aforesaid last Dealing Day.

If the Distributor or Selling Dealer, on behalf of the unitholder, has so indicated to the Transfer Agent, dividends will instead be paid in cash on the next Dealing Day following the aforesaid last Dealing Day by check or bank transfer, subject to applicable foreign exchange regulations applicable in the country where the payment has been requested to be made.

Note 10 - Fees compensation

The fees paid by the Fund to the AIFM, the Investment Manager, the Depositary and the Agent Securities Company in Japan (the "Parties") as well as the fees and expenses paid by the Fund to other counterparties and/or service providers may, by written agreement between the Parties, be reduced and/or compensated by such Parties from time to time in order to maintain to the extent possible a constant Net Asset Value per Unit as more fully described in the investment policy of the Fund. Such fee compensation did not occur for the year ended October 31, 2015.

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2015 (cont.)

Note 11 - Transaction Costs

The transaction costs incurred by the Fund from November 1, 2014 to October 31, 2015 relate to the purchase or sale of transferable securities, derivatives or other eligible assets.

Transaction costs include commission costs, settlement fees, broker fees and custody transaction fees. Transaction costs incurred for the year November 1, 2014 to October 31, 2015 are recorded in the Statement of operations under the caption "Other expenses" and were as follows:

- US Dollar Portfolio: USD 18.84
- Sterling Pound Portfolio: GBP 9.10

Not all transaction costs are separately identifiable.

Note 12 - Net realised gain/ (loss) on sales of investments

The net realised gain/(loss) on sales of investments is determined on the basis of the average cost of investments sold.

The split of realised gain/(loss) on investments for each Sub-fund for the year ended October 31, 2015 is as follows:

	Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio	Gaikadate Money Market Fund - Sterling Pound Portfolio
	USD	GBP
Realised gain on sales of investments	1 247 977	67 369
Realised loss on sales of investments	-	-
Total net realised gain/(loss) on sales of investments	1 247 977	67 369

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2015 (cont.)

Note 13 - Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments

The split of change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments for the year ended October 31, 2015 is as follows:

	Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio	Gaikadate Money Market Fund - Sterling Pound Portfolio
	USD	GBP
Change in unrealised appreciation on investments	54 048	719
Change in unrealised depreciation on investments	-	-
Total net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments	54 048	719

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Unaudited information

During the financial year the percentage of the AIF's assets which are subject to special arrangements arising from their illiquid nature is 0%.

During the financial year there were no new arrangements for managing the liquidity of the AIF.

Remuneration:

As per AIFMD requirements, JFML has elaborated a Remuneration Policy which is regularly updated by relevant stakeholders and ultimately reviewed and approved by the Board of Directors.

As such, all requirements in terms of remuneration have been analyzed, especially for the 2 staff who have been identified as material risk takers. In order to comply with these requirements JFML has decided to take into account the following parameters:

- Low-size organization (8 staffs in Financial Year 2015)
- Limited perimeter of Identified Staff (2 identified staff in Financial Year 2015)
- Nature of the funds under management
- Low complexity of AIFs' investment strategies

Thus, to comply with the regulations in a manner that is appropriate to the structure of JFML as the AIFM, the Human Resources Department (" HR Department ") with JFML Board of Directors have prepared all remuneration requirements (AIFMD: Articles 22(2)(e) and 22(2)(f), as well as Level II Regulations Articles 107(1) to 107(4)). All these information are kept within the HR Department for confidentiality reasons. They will be made available for consultation upon request of any investor. Each request will be preliminary screened by the two (2) Conducting Officers of the AIFM.

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Unaudited information (cont.)

Leverage

In accordance with the AIFM Law, the level of leverage on 31 October 2015 (as at the end of the reporting period) is as follows:

Sub-Fund(s)	Leverage value under commitment method expressed as a percentage of the NAV	Leverage value under gross method expressed as a percentage of the NAV
Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio	100	100
Gaikadate Money Market Fund - Sterling Pound Portfolio	100	100

Current risk profile

The current risk profile of the AIF is summarized in the below table:

Fund name	Main Investment Strategy	Valuation frequency	Commitment Leverage		Gross Leverage	
			Commitment Leverage Level	Max limit (NAV%)	Gross Leverage Level	Max limit (NAV%)
Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio	Money Market Instruments	Daily	100	125	100	120
Gaikadate Money Market Fund - Sterling Pound Portfolio	Money Market Instruments	Daily	100	125	100	120

Fund name	Market risk	Credit risk	Counterparty risk	Liquidity risk	Operational risk	Valuation risk
Gaikadate Money Market Fund - US Dollar Portfolio	Low	Low	Low	Medium	Low	Low
Gaikadate Money Market Fund - Sterling Pound Portfolio	Low	Low	Low	Medium	Low	Low

Risk management systems employed by the AIFM to manage those risk

JFML in its capacity of AIFM fully recognises that Risk Management is a core activity and this attitude toward risk drive our constant efforts to understand and manage the potential upside and downside of all those factors which can affect each of the AIFs. It increases the probability of success, and reduces both the probability of failure and uncertainty of achieving the AIF's overall investment objectives.

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Unaudited information (cont.)

Risk management systems employed by the AIFM to manage those risk (cont.)

The AIFM recognises the importance and increased focus on Risk Management and has developed a policy that is:

- * Tailored to the nature, scale and complexity of the AIFM's business and to all range of activities it carries out,
- * Permanent function and appropriately staffed,
- * Subject to regular measurement and monitoring,
- * Continually updated to reflect culture, practice and organisation or environment change.

Roles of the risk management function

The risk management function at the AIFM is considered as functionally and hierarchically separated from the operating units, including the portfolio management function. The risk management function reports directly to the Conducting Officer of the AIFM in charge of risk management. The risk management function has 3 main responsibilities:

- i) to measure and to quantify the total risk of each AIF and the components of that risk,
- ii) to inform the investment manager to take such action as may be deemed appropriate to ensure that the AIF conform to the risk profile outlined in the AIF Prospectus;
- iii) to monitor risk limits and thresholds as defined in the AIF prospectus and internally agreed and implement remedial actions should breaches occur.

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Unaudited information (cont.)

Systems and models

The AIFM combines proprietary models and systems with third party risk models to produce, on a daily basis, a detailed risk profile of the AIFs. Risk management systems aim to measure the total risk of an AIF and the contributing factors to the risk. The risk metrics include among others volatility and value at risk (“VaR”) and the factors assessed include market, country, sector, market capitalisation, liquidity, counterparty, leverage risk. This profile and other key exposures are monitored by the risk management team through a proprietary application. Currently, risk model and standard risk and liquidity reports provided by Risk Metrics and internal models are used by a proprietary reporting system to generate portfolio risk metrics. The AIFM proprietary system allows to generate ad-hoc and specific risk analysis depending on the market environment. The risk management function determines and measure liquidity risk through various means, arrangements and liquidity risk factors like a specific liquidity scoring methodology (using average daily volumes and spreads), scenarios and stress testing under normal and exceptional liquidity conditions as well as other liquidity risk indicators like funding liquidity risk in case of large redemptions for example.

The AIFM also complements its risk approach with a comprehensive and risk-adequate stress testing program. Stress tests are carried out on a daily basis. The stress testing program is designed to measure any potential major depreciation of the AIF's value as a result of unexpected changes in the relevant market parameters. The stress tests cover all types of risks which could affect the value or the fluctuations in value of the AIF to any significant degree. Finally, a back-testing activity will be performed periodically in order to verify the goodness of the model and the right parameterization of the risk management system.

Gaikadate Money Market Fund

Mutual Investment Fund

Unaudited information (cont.)

Risk Management Policy

The AIFM has established, implemented and maintain an adequate and documented risk management policy which identifies all the relevant risks to which the AIFs it manages are or may be exposed. The risk management policy comprises such procedures as are necessary to enable the AIFM to assess for each AIF it manages the exposure of that AIF to market, liquidity and counterparty risks, and the exposure of the AIF to all other relevant risks, including operational risks, which may be material for each AIF it manages. The risk management policy details the techniques, tools and arrangements that enable liquidity risk of the AIF to be assessed and monitored under normal and exceptional liquidity conditions including through the use of regularly conducted liquidity stress tests; the allocation of responsibilities within the AIFM pertaining to risk management; the risk profiling and the risk limits set up for each AIF; the terms, contents, frequency and addressees of reporting by the permanent risk management function and a description of the safeguards in place to ensure its independency and manage any potential conflict of interest arising from its duties.

Leverage

There was no change in the leverage limits during the financial year.

Material changes

No material changes occurred during the financial year.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

米ドル・ポートフォリオ

(2017年1月末日現在)

		米ドル	千円
.	資産総額	552,107,850.10	62,835,394
.	負債総額	709,717.30	80,773
.	純資産総額（ - ）	551,398,132.80	62,754,621
.	発行済口数	55,139,813,280口	
.	1口当たりの純資産価格（ / ）	0.01	1円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

1 ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ルクセンブルグみずほ信託銀行

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ミュンスバッハ L - 5365、
ガブリエル・リップマン通り 1 B

ルクセンブルグ商号登記登録番号 B 30235

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

2 受益者集会

受益者集会は開催されない。

3 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は2,500,000ユーロ（約3億438万円）で、平成29年1月末日現在全額払込済である。なお、1株25ユーロ（約3,044円）の記名式株式10万株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成24年1月31日	500,000ユーロ
平成25年1月31日	500,000ユーロ
平成26年1月31日	500,000ユーロ
平成26年7月1日	2,500,000ユーロ
平成27年1月31日	2,500,000ユーロ
平成28年1月31日	2,500,000ユーロ
平成29年1月31日	2,500,000ユーロ

(2) 会社の機構

管理会社の定款（以下「定款」という。）に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会における管理会社の株主の決議によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任しその職務を開始するまでは、その地位に留まる。ただし、管理会社の株主の決議により理由の如何を問わずいつでも解任および／または更迭される。取締役は、再任されることができる。

死亡、退任その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次回の株主総会までの欠員を補充するための取締役を多数決で選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名を選出する。また、取締役会は、取締役会および株主総会の議事録を作成する秘書役1名を選出することができる。秘書役は取締役であることを要しない。

取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催される。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務める。会長が不在の場合には、株主または取締役会は他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会に出席し議決を行う者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができる。

取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合には役員を随時任命することができる。特に、2010年法第15章の要求に従い、管理会社の業務を効率的に遂行するため取締役会は少なくとも役員2名を任命する。かかる任命のいずれも、取締役会の決定により随時取り消すことができる。

役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しない。

選任された役員は、定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負う。

当該取締役会における主な論点が記載された議題を含む取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役に宛ててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。書面による、またはファックス、電子メールもしくは取締役会が承認したその他の通信手段による各取締役の同意により、各取締役は通知を放棄することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催される取締役会については、各々につき個別の通知をする必要はない。

取締役は、いずれの取締役会においても、書面またはファックス、電子メールもしくは取締役会が承認したその他の通信手段によって、他の取締役（ただし、取締役以外の者を指名することはできな

い。）を取締役会における代理人に指名し、さらには当該代理人が当該取締役会に出席し、審議し、投票し、当該取締役会に代わって当該取締役会におけるすべての役割を果たすことができる旨を証明することにより、行為することができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によりなされる。いずれの取締役会においても、議案に対する賛成票と反対票が同数の場合には、会長が決定投票権を有する。

上記にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した一または複数の書面により構成することができる。かかる決議の日付は、最後の署名の日とする。

法律または定款により株主総会に留保された権限を例外として、取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。しかしながら、取締役は、取締役会の決議により特に認められたものを除き、個々の行為により、管理会社を拘束することはできない。

管理会社は、投資運用会社より投資運用・顧問業務の提供を受け、投資運用会社は、その職務の遂行にあたって、常に管理会社の取締役の指図に従う（前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（3）運用体制」を参照のこと。）。

（3）役員および従業員の状況

（平成29年1月末日現在）

氏名	役職名	略歴	所有株式数
鈴木 寿茂	取締役	みずほ信託銀行株式会社 カストディ・プロダクツ営業部 次長	0
影山 裕	取締役および会長	みずほ信託銀行株式会社 信託プロダクツ業務 コンプライアンス・ リスク管理室 室長	0
井出 講仁	コンダクティング・ オフィサー兼取締役	ジャパン・ファンド・マネジメント （ルクセンブルグ）エス・エイ	0
ピエール・グース （Pierre GOES）	コンダクティング・ オフィサー兼取締役	ジャパン・ファンド・マネジメント （ルクセンブルグ）エス・エイ	0

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は、2013年法に従ってAIFのAIFMとして行為することおよび2013年法別表

1．に記載する活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表 2．に記載する活動を遂行することができる。

また、管理会社の目的は、2010年法第16章および第125 - 2条に従い、管理会社として行為し、UCIの設定、販売促進、事務管理および投資対象の運用、ならびにとりわけ2010年法パート に基づくUCIの設立および2007年法に基づくAIFであるSIFの設立を目的とする。

更に、管理会社は、一般的に、AIFの運用、管理事務、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。AIFMは、AIFのために、証券、財産およびより一般的にはAIFの認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、および、AIFおよびAIFの受益者のために、全ての権利および特権（とりわけ、AIFの資産を構成する証券に付随する全ての議決権）を行使することができる。これらの権限は、包括的なものではなく、明示的なものと思料される。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するAIFの目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる達成のために有益および必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法および2013年法の規定に定める制限内に限る。

管理会社は、ファンドに関して投資助言・運用をアセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドに委託しており、また保管受託銀行の義務を確保することならびに会社事務・支払事務・管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務および評価業務をルクセンブルグみずほ信託銀行に委託している。

管理会社は、平成29年1月末日現在、ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託12本およびアイルランド籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託3本の管理・運用をしており、その純資産総額は、757,095,559.02米ドル、11,407,395.70英ポンド、36,284,456.77ユーロおよび34,606,328,149円の合計である。

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の監査済財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条5項ただし書の規定適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成29年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝121.75円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2015年12月31日現在

（単位：ユーロ）

	2015年		2014年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
流動資産				
一年以内期限到来債権（注５および注６）	1,025,756	124,886	139,127	16,939
譲渡性を有する有価証券および その他の金融商品	200	24	2,947	359
現金預金、郵便振替貯金および手許現金	2,229,345	271,423	2,601,478	316,730
	3,255,301	396,333	2,743,552	334,027
負債				
資本金および準備金（注３）				
発行済資本金	2,500,000	304,375	2,500,000	304,375
準備金				
法定準備金	16,314	1,986	14,861	1,809
前期繰越損益	182,661	22,239	155,059	18,878
当期損益	(291,288)	(35,464)	29,055	3,537
	2,407,687	293,136	2,698,975	328,600
引当金（注４および注10）	10,471	1,275	486	59
非劣後債務				
一年以内期限到来債務（注５および注８）	837,143	101,922	44,091	5,368
	3,255,301	396,333	2,743,552	334,027

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2015年12月31日終了年度

（単位：ユーロ）

	2015年		2014年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
スタッフ費用（注７および注９）	906,129	110,321	252,155	30,700
a）サラリーおよび賃金	763,422	92,947	229,404	27,930
b）サラリーおよび賃金にかかる 社会保障費	142,707	17,375	22,751	2,770
その他の営業費用（注８および注９）	861,429	104,879	262,350	31,941
上記科目に含まれないその他の税金（注10）	13,490	1,642	3,505	427
当期利益	-	-	29,055	3,537
	1,781,048	216,843	547,065	66,605
収益				
純売上（注６）	1,479,547	180,135	30,095	3,664
金融流動資産による収益				
金融流動資産によるその他の収益	754	92	73	9
その他の利息収入およびその他の財務収益				
関係会社から生じたその他の利息収入および その他の財務収益	9,459	1,152	2,392	291
特別利益（注７、注８および注９）	-	-	514,505	62,641
当期損失	291,288	35,464	-	-
	1,781,048	216,843	547,065	66,605

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2015年12月31日現在

注１．概況

管理会社（以下「当社」という。）は、当初ＩＢＪファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイと呼ばれ、1994年１月28日、ルクセンブルグの法律に準拠した「株式会社」（Société Anonyme）として、ルクセンブルグにおいて設立された。この名称は、2001年５月21日付で、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイに変更された。

管理会社は、2014年７月１日付で、ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「ＡＩＦＭ」という。）として認可されている。

管理会社の目的は、2013年法に従ってオルタナティブ投資ファンド（以下「ＡＩＦ」という。）のＡＩＦＭとして行為することおよび2013年法別表 １．に記載する活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表 ２．に記載する活動を遂行することができる。また、管理会社の目的は、2010年12月17日の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関するルクセンブルグ法（以下「2010年法」という。）第16章および第125 - 2 条に従い、管理会社として行為し、投資信託（以下「ＵＣＩ」という。）の設定、販売促進、事務管理および運用、ならびにとりわけ2010年法パート １に基づくＵＣＩの設定および2007年２月13日付専門投資信託に関するルクセンブルグ法（以下「2007年法」という。）に基づくＡＩＦであるルクセンブルグ専門投資信託（以下「ＳＩＦ」という。）の設立を目的とする。

更に、管理会社は、一般的に、ＡＩＦの運用、事務管理、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。ＡＩＦＭは、ＡＩＦのために、証券、財産およびより一般的にはＡＩＦの認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を名簿登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、および、ＡＩＦおよびＡＩＦの受益者のために、すべての権利および特権（とりわけ、ＡＩＦの資産を構成する証券に付随するすべての議決権）を行使することができる。これらの権限は、包括的なものではなく、明示的なものと思料される。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するＡＩＦの目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる達成のために有益および必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法および2013年法の規定に定める制限内に限る。

当社は、普通株式の100%を保有する、ルクセンブルグみずほ信託銀行（ミズホ・トラスト・アンド・バンキング（ルクセンブルグ）エス・エイ）により管理されている。当社の最終的な親会社は、日本の法律に基づき設立され、日本の東京に登記上の事務所を有するみずほ信託銀行株式会社である。

みずほ信託銀行株式会社の連結財務書類については、日本 〒100 - 8333 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 丸の内二丁目ビルの株式会社みずほフィナンシャルグループから入手することが出来る。

当社は、以下のルクセンブルグ、ケイマンおよびアイルランドの契約型投資信託に対し、ＡＩＦＭとして行為している。

ルクセンブルグの契約型投資信託

- アラムコ・グローバル・ファンド
 - * グローバル・フィクスト・インカム・アクティブ・ポートフォリオ
- ＤＩＡＭ ファンド
 - * ＤＩＡＭ ジャパン・スモール・キャップ・ファンド（2015年８月17日運用停止）
 - * ＤＩＡＭ マルチカレンシー・ファンド（日本円）
 - * ＤＩＡＭ グローバル・エクイティ・クオンティタティブ・アクティブ・ファンド（2015年10月５日現在償還手続中）
 - * ＤＩＡＭ グローバル・エクイティ・ハイ・インカム・エフィシエント・ファンド（2015年10月６日現在償還手続中）

- * D I A M エマージング・マーケット・スモール・キャップ・エクイティ・エフィシエント・ファンド(2015年10月6日現在償還手続中)
- * D I A M アジアパシフィック E x ジャパン・ファンド
- * D I A M ジャパン・コーポレート・バリュー・フォーカス・ファンド(2015年11月30日設立)
- D L I B J オープン・ファンド
 - * G F 97
- 外貨建マネー・マーケット・ファンド
 - * 英ポンド・ポートフォリオ
 - * 米ドル・ポートフォリオ
- グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド
 - * ヨーロピアン・インカム・ファンド
 - * ヨーロピアン・グロース・ファンド
- みずほ ファンド・シリーズ
 - * ユーロ・マンスリー・インカム・ファンド
- みずほ T B ファンド
 - * ジャパン・エクイティ・リサーチ・バリュー・プラス(2015年8月18日現在償還手続中)
- ニッコウAM ワールド・ファンズ
 - * ニッコウAM インテック・グローバル・コア・ファンド
- ニッコウAM インベストメント・トラスト(ルクセンブルグ)
 - * ニッコウAM インテック・コクサイ・ファンド
- ヌーベル・エポック・アンブレラ・ファンド
 - * ヨーロピアン・ボンド・インカム・ファンド
 - * ヨーロピアン・エクイティ・アクティブ・ファンド
 - * U S ボンド・インカム・ファンド
- T M A アンブレラ・ファンド
 - * エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ
 - * グローバル・エクイティ・ポートフォリオ
 - * グローバル・フィクスト・インカム・ポートフォリオ
 - * ヘッジド・インターナショナル・ボンド・ポートフォリオ
 - * インターナショナル・アグレゲイト・ボンド・ポートフォリオ
 - * インターナショナル・ボンド・ポートフォリオ
 - * T M R A グローバル・インカム・ポートフォリオ
 - * 円ヘッジド・インターナショナル・アグレゲイト・ボンド・ポートフォリオ(2015年3月3日現在償還手続中)
 - * T M A I アジアン・エクイティ・ポートフォリオ
 - * T M A A C W I E X ジャパン・ポートフォリオ
 - * T M R A ヘッジド・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ
- 東京マリン・ファンド
 - * ファー・イースト・エクイティ・ポートフォリオ
- トップマネジャー
 - * トップマネジャー (安定コース)(2015年11月24日償還)
 - * トップマネジャー (バランスコース)(2015年11月24日償還)
 - * トップマネジャー (積極コース)(2015年11月24日償還)
- トップマネジャー・セレクション
 - * F F T W グローバル・フィクスト・インカム・ポートフォリオ(2015年10月14日償還)
 - * ペイデン・アンド・リゲル・グローバル・フィクスト・インカム・ポートフォリオ(2015年10月14日償還)

ケイマンの契約型投資信託

- みずほ グローバル・セレクトィッド・アンブレラ・ユニット・トラスト
 - * みずほ ストラテジック・コモディティーズ・ファンド（2015年2月17日償還）
- みずほ アンブレラ・ユニット・トラスト
 - * カリバーン・ストラテジック・ファンド 2008 - 02（適格機関投資家向け）
（2015年3月9日償還）
 - * カリバーン・ストラテジック・ファンド 2008 - 03（適格機関投資家向け）
（2015年3月9日償還）
 - * みずほ人民元建て債券ファンド（2015年7月29日償還）

アイルランドの契約型投資信託

- NAM アンブレラ・ファンド
 - * ジャパン・ステュワードシップ・ファンド
- NAM インベストメント・ファンド
 - * ヨーロピアン・エクイティ・ファンド
 - * グローバル・エクイティ・ファンド
 - * ノース・アメリカン・エクイティ・ファンド
 - * アジア・パシフィック・エクイティ・フォーカス・ファンド
 - * アジア・パシフィック・ダイナミック・エクイティ・ファンド
 - * アジア・エクセレント・エクイティ・ファンド
 - * ワールドワイド・ネオ・グロース・エクイティ・ファンド
- コリア・プライム・ファンド
 - * コリア・プライム・ファンド・ワン

注2．重要な会計方針

年次財務書類は、ルクセンブルグ大公国における一般に認められた会計原則および施行されている規則に従って作成される。

貸借対照表および損益計算書は、2010年12月10日の法律（以下「2010年12月10日法」という。）に準拠したレイアウトに従って適用されている。

当社が採用する主要な会計方針は、以下に要約される。

譲渡性を有する有価証券およびその他の金融商品

当社のポートフォリオに含まれる有価証券は、取得原価または入手可能な最終市場価格のいずれか低い価格で表示されている。

下記のグローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンドは、当社の年次決算の設定日において2015年12月31日現在の純資産総額を入手できないため、2015年9月30日現在の純資産総額に基づき評価された。

損益計算書の表示

2010年12月10日法第47条に従い、当社は下記の項目を、「総損失」または「総利益」の科目の下に結合した。

- 純売上
- 営業費用

外貨換算

当社は、会計帳簿をユーロ（ユーロ）で記帳しており、年次財務書類を当該ユーロで表示している。

ユーロ以外の通貨建てのすべての資産は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか低い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

ユーロ以外の通貨建てのすべての負債は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか高い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

この結果、未実現為替損失とともに実現為替損益のみが損益計算書に反映されている。

ユーロ以外の通貨建て収益および費用は、支払日の実勢為替レートでユーロに換算されている。

注３．資本金および準備金

発行済資本金

2013年12月31日現在、引受済、発行済かつ全額払込済資本金の額は、額面25ユーロの記名株式20,000株で表章される50万ユーロであった。

2014年6月30日付で、親会社であるルクセンブルグみずほ信託銀行は、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの会社資本を200万ユーロ増加させ、250万ユーロとすることを決定した。1口当たり25ユーロの額面価格による、既存株式と同じ権利および特権を有する新株80,000株の新規引受けは完了している。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、引受済、発行済かつ全額払込済資本金の額は、額面25ユーロの記名株式100,000株で表章される250万ユーロであり、ルクセンブルグみずほ信託銀行が全額出資している。

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、前期繰越損失控除後の年次純利益の5%を最低額とする法定準備金を、当該準備金が発行済株式資本金の額面価格の10%相当に達するまで積み立てなければならない。当社の存続期間中、当該準備金は、現金配当または他の方法により分配されない。法定準備金への積立は、株主総会での承認後に発効する。

法定準備金の変動は、下記のとおりである。

	(単位：ユーロ)	
	2015年	2014年
期首残高	14,861	14,861
利益からの積立	1,453	-
決算残高	16,314	14,861

前期繰越利益

	(単位：ユーロ)	
	2015年	2014年
期首現在前期繰越利益	155,059	170,546
前期利益 / (損失)	29,055	(15,487)
法定準備金への積立	(1,453)	-
期末現在前期繰越利益	182,661	155,059

注４．引当金

当該科目には、当期の納税引当金が含まれている。

数個の契約型投資信託を管理運用する当社は、ルクセンブルグ税務当局により、法人所得税、都市事業税および資産税の対象となる商事会社であると考えられている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注５．販売および業務提供による債権

当社が業務を提供するファンドの各種目論見書に記載したとおり、当社は、管理報酬および／またはA I F M報酬を受領する権利を有する。

当社は、遂行業務への報酬として、以下のファンドに関し各サブ・ファンドにつき毎年500米ドル、1,000米ドル、15,000米ドルまたは100,000米ドルの固定管理報酬および／またはA I F M報酬を受領する権利を有する契約を第三者との間で締結した。

- アラムコ・グローバル・ファンド（2015年5月10日まで）
- D L I B J オープン・ファンド
- みずほ T B ファンド（2015年7月28日まで）
- ニッコウAM ワールド・ファンズ
- ヌーベル・エポック・アンブレラ・ファンド（2015年1月7日まで）
- ニッコウAM インベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）

当社はまた、以下のファンドの資産から特定の料率（年率0.005%から年率0.035%まで）において各ポートフォリオまたはシリーズ・トラストの平均純資産価額を基準に四半期毎に計算され、四半期毎に後払いされる管理報酬および／またはA I F M報酬を受領する権利を有する。

- グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド
- みずほ グローバル・セレクトィッド・アンブレラ・ユニット・トラスト（2015年3月31日まで）
- みずほ アンブレラ・ユニット・トラスト（2015年8月31日まで）
- ニッコウAM インベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）
- D I A M ファンド（2014年9月1日から）
- 外貨建マネー・マーケット・ファンド
- N A M アンブレラ・ファンド
- N A M インベストメント・ファンド
- みずほ T B ファンド（2015年7月29日から9月24日まで）
- 東京マリン・ファンド（2015年6月5日から）
- アラムコ・グローバル・ファンド（2015年5月11日から）
- T M A アンブレラ・ファンド（2015年7月28日から）
- ヌーベル・エポック・アンブレラ・ファンド（2015年1月8日から）
- トップマネジャー（2015年5月1日から2015年10月21日まで）
- コリア・プライム・ファンド（2015年1月7日から）
- D L I B J オープン・ファンド（2015年12月22日から）

- みずほ ファンド・シリーズ（2015年2月5日から）

注6．純売上

当該科目には以下のものが含まれている。

	（単位：ユーロ）	
	2015年	2014年
管理報酬	937,237	396,007
専門家報酬	774,591	-
投資顧問報酬、代行協会員報酬および販売会社報酬	(232,281)	(307,590)
その他の費用	-	(58,322)
	1,479,547	30,095

2015年12月22日付で、ルクセンブルグみずほ信託銀行（以下「信託銀行」という。）およびJFMLは、業務レベル契約を締結したが、信託銀行がJFMLを、ルクセンブルグおよびケイマン諸島に所在するファンドの中央管理業務の提供を受けるために任命したことによる。2015年12月31日現在、JFML（訳注）は信託銀行に提供した業務に対する報酬として、総額774,591ユーロの専門家報酬を受領している。（訳注）原文では「JMF」と記載されているが、正しくは「JFML」である。

注7．スタッフ

2015年12月31日現在、当社は2名のコンダクティング・オフィサーおよび6名の従業員を有している。2014年12月31日現在、当社は2名のコンダクティング・オフィサーおよび2名の従業員を有していた。

注８．その他の営業費用

当該科目には以下のものが含まれている。

	(単位：ユーロ)	
	2015年	2014年
リスク管理に関する費用	202,376	145,274
ITサービス	149,269	-
業務関連費用	133,166	-
貸出費用	104,319	15,481
撤去費用	-	12,217
付加価値税	98,014	-
専門家および監督報酬	57,519	-
その他の費用	47,005	24,946
保険	38,086	-
旅費	16,136	11,316
監査費用	14,847	-
法務費用	692	53,116
	861,429	262,350

2015年12月22日付で、ルクセンブルグみずほ信託銀行およびジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「JFML」という。）は、業務レベル契約を締結したが、JFMLが信託銀行を、人事、総務、法務およびコンプライアンス、内部監査、更には契約書の作成ならびにJFMLが管理会社および／またはAIFMとして行為するファンドの目論見書の作成に関する業務の提供を受けるために任命したことによる。これらの業務に対する報酬として、JFMLは763,422ユーロの費用および債務を計上した。

注９．特別利益

AIFM通達に従い、当社は2014年においてスタッフおよび営業費用を増加させた。ルクセンブルグみずほ信託銀行は、2014年12月31日まで、当社の事業を支援し、また当社のスタッフ費用（252,155ユーロ）およびその他の営業費用（262,350ユーロ）を引き受けることを決定した。

注10．税金

当社は、株式会社として設立されたルクセンブルグの商事会社に適用されるすべての税金が課せられる。

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Balance sheet
As of 31 December 2015
(expressed in EUR)

<u>Assets</u>	2015	2014
Current assets		
Debtors becoming due and payable within one year (Notes 5 and 6)	1,025,756	139,127
Transferable securities and other financial instruments	200	2,947
Cash at bank, cash in postal cheque accounts and cash in hand	2,229,345	2,601,478
	3,255,301	2,743,552

The accompanying notes are an integral part of these annual accounts.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Balance sheet
As of 31 December 2015
(expressed in EUR)

<u>Liabilities</u>	2015	2014
Capital and reserves (Note 3)		
Subscribed capital	2,500,000	2,500,000
Reserves		
Legal reserve	16,314	14,861
Profit or loss brought forward	182,661	155,059
Profit or loss for the financial year	(291,288)	29,055
	<u>2,407,687</u>	<u>2,698,975</u>
Provisions (Notes 4 and 10)	10,471	486
Non-subordinated debts		
becoming due and payable within one year (Notes 5 and 8)	837,143	44,091
	<u>3,255,301</u>	<u>2,743,552</u>

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Profit and loss account
For the year ended 31 December 2015
(expressed in EUR)

<u>Charges</u>	2015	2014
Staff costs (Notes 7 and 9)	906,129	252,155
a) Salaries and wages	763,422	229,404
b) Social security on salaries and wages	142,707	22,751
Other operating charges (Notes 8 and 9)	861,429	262,350
Other taxes not included in the previous caption (Note 10)	13,490	3,505
Profit for the financial year	-	29,055
	<u>1,781,048</u>	<u>547,065</u>
 <u>Income</u>	 2015	 2014
Net turnover (Note 6)	1,479,547	30,095
Income from financial current assets		
other income from financial current assets	754	73
Other interest and other financial income		
derived from affiliated undertakings	9,459	2,392
Extraordinary Income (Notes 7, 8 and 9)	-	514,505
Loss for the financial year	291,288	-
	<u>1,781,048</u>	<u>547,065</u>

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts
As of 31 December 2015

Note 1 - General

The Management Company (hereafter the "Company"), initially called IBJ Fund Management (Luxembourg) S.A., was incorporated on 28 January 1994 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg Law. Its name was changed to Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. effective as of May 21, 2001.

The Management Company has been authorised as the Alternative Investment Fund Manager (the "AIFM") of the Fund on 1st July 2014.

The purpose of the Management Company is to act as AIFM in accordance with the 2013 Law for alternative investment funds ("AIFs") and to perform the activities listed in item 1. of the Annex 1 of the 2013 Law. The Management Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of such Annex. The purpose of the Management Company is further to act as management company in accordance with the chapter 16 and article 125-2 of the Luxembourg law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment in transferable securities (the "2010 Law") and in their respect to take care of the creation, the promotion, the administration and the management of undertakings for collective investment ("UCIs") and notably UCIs set-up under Part II of 2010 Law and Luxembourg specialized investment funds ("SIFs") set-up under the Luxembourg law of 13 February 2007 on specialized investment funds (the "2007 Law") which are AIFs.

The Management Company may more generally carry out any activities connected with the management, administration, marketing and promotion of the AIFs. It may on behalf of the AIFs enter into any contracts, purchase, sell, exchange and deliver any securities, property and, more generally, assets constitutive of authorised investments of the AIFs, proceed to or initiate any registrations and transfers in their name or in third parties' names in the register of shares or debentures of any Luxembourg or foreign companies, and exercise on behalf of the AIFs and the holders of units of the AIFs, all rights and privileges, especially all voting rights attached to the securities constituting the assets of the AIFs. The foregoing powers shall not be considered as exhaustive, but only as declaratory.

The Management Company may carry out any activities, linked directly or indirectly to, and deemed useful and necessary for, the accomplishment of its object and that of the AIFs it manages, remaining, however, within the limitations set forth by the Luxembourg laws and regulations and, in particular, the provisions of the 2007 Law, the 2010 Law and the 2013 Law.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2015

Note 1 - General (continued)

The Company is controlled by Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Mizuho Trust & Banking Co., Ltd., a Trust Bank incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo, Japan.

The consolidated accounts of Mizuho Trust & Banking Co, Ltd may be obtained from Mizuho Financial Group, Inc., Marunouchi 2-Chome Building, 2-5-1, Marunouchi, Chiyoda-Ku, Tokyo, 100-8333, Japan.

The Company acts as AIFM for the following Luxembourg, Cayman and Irish mutual investment funds:

Luxembourg mutual investment funds

- Alamco Global Fund:

- Global Fixed Income Active Portfolio;

- DIAM Fund:

- DIAM Japan Small Cap Fund (Deactivated on August 17, 2015);
- DIAM Multicurrency Fund (JPY);
- DIAM Global Equity Quantitative Active Fund (Put into liquidation on October 5, 2015);
- DIAM Global Equity High Income Efficient Fund (Put into liquidation on October 6, 2015);
- DIAM Emerging Markets Small Cap Equity Efficient Fund (Put into liquidation on October 6, 2015);
- DIAM Asia Pacific Ex Japan Fund;
- DIAM Japan Corporate-value Focus Fund (set-up on November 30, 2015);

- DLIBJ Open Fund:

- GF97;

- Gaikadate Money Market Fund:

- Sterling Pound Portfolio;
- US Dollar Portfolio;

- Global Property Portfolio Fund:

- European Income Fund;
- European Growth Fund;

- Mizuho Fund Series:

- Euro Monthly Income Fund;

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2015

Note 1 - General (continued)

- Mizuho TB Fund:
 - Japan Equity Research Value Plus (Put into liquidation on August 18, 2015);
- NIKKO AM World Funds:
 - NIKKO AM Intech Global Core Fund;
- NIKKO AM INVESTMENT TRUST (LUXEMBOURG):
 - NIKKO AM Intech Kokusai Fund;
- Nouvelle Epoque Umbrella Fund:
 - European Bond Income Fund;
 - European Equity Active Fund;
 - US Bond Income Fund;
- TMA Umbrella Fund:
 - Emerging Markets Bond Portfolio;
 - Global Equity Portfolio;
 - Global Fixed Income Portfolio;
 - Hedged International Bond Portfolio;
 - International Aggregate Bond Portfolio;
 - International Bond Portfolio;
 - TMRA Global Income Portfolio;
 - Yen Hedged International Aggregate Bond Portfolio (Put into liquidation on March 03, 2015);
 - TMAI Asian Equity Portfolio;
 - TMA ACWIEX Japan Portfolio;
 - TMRA Hedged High Yield Bond Portfolio;
- Tokio Marine Fund:
 - Far East Equity Portfolio;
- Top Manager:
 - Top Manager - I (Moderate Fund) (Liquidated on November 24, 2015);
 - Top Manager - II (Balanced Fund) (Liquidated on November 24, 2015);
 - Top Manager - III (Aggressive Fund) (Liquidated on November 24, 2015);
- Top Managers Selection:
 - FFTW Global Fixed Income Portfolio (Liquidated on October 14, 2015);
 - Payden & Rygel Global Fixed Income Portfolio (Liquidated on October 14, 2015);

Cayman mutual investment funds

- Mizuho Global Selected Umbrella Unit Trust:
 - Mizuho Strategic Commodities Fund (Liquidated on February 17, 2015);

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2015

Note 1 - General (continued)

- Mizuho Umbrella Unit Trust:
 - Caliburn Strategic Fund 2008-02 for Qualified Institutional Investors (Liquidated on March 9, 2015);
 - Caliburn Strategic Fund 2008-03 for Qualified Institutional Investors (Liquidated on March 9, 2015);
 - Mizuho RMB Bond Fund (Liquidated on July 29, 2015);

Irish mutual investment funds

- NAM UMBRELLA FUND:
 - Japan Stewardship Fund;
- NAM INVESTMENT FUND:
 - European Equity Fund;
 - Global Equity Fund;
 - North American Equity Fund;
 - Asia Pacific Equity Focus Fund;
 - Asia Pacific Dynamic Equity Fund;
 - Asia Excellent Equity Fund;
 - Worldwide Neo Growth Equity Fund;
- KOREA PRIME FUND:
 - KOREA PRIME FUND ONE.

Note 2 - Significant accounting policies

The annual accounts are prepared in accordance with the generally accepted accounting principles and regulations in force in the Grand Duchy of Luxembourg.

The layout of balance sheet, profit and loss account has been adapted to comply with the Luxembourg Law of 10 December 2010 (the "Law").

The principal accounting policies applied by the Company are summarised below:

Transferable securities and other financial instruments

Securities included in the Company's portfolio are stated at the lower of their acquisition cost or their last available market value.

The underlying Global Property Portfolio Fund has been valued based on the Net Asset Value as of 30.09.2015 as the Net Asset value as at 31 December 2015 is not available at the date of the establishment of the Company annual accounts.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2015

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

Profit and loss account presentation

In accordance with article 47 of the Law, the Company combined under the caption "Gross loss" or "Gross profit" the following items:

- Net turnover;
- Operating charges.

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the annual accounts are expressed in this currency.

All assets expressed in a currency other than EUR are valued individually at the lower of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

All liabilities expressed in a currency other than EUR are valued individually at the higher of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Consequently only realized exchange gains and losses together with unrealized exchange losses are reflected in the profit and loss account.

Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rates prevailing at payment date.

Note 3 - Capital and reserves

Subscribed capital

As at 31 December 2013, the capital subscribed, issued and fully paid in, amounted to EUR 500,000 represented by 20,000 shares with a face value of EUR 25 each.

On 30 June 2014, Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A., the Mother Company, decided to increase the corporate capital of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. by an amount of EUR 2,000,000, so as to raised it to EUR 2,500,000. A new subscription of 80,000 new shares with a nominal value of EUR 25 per share, having the same rights and privileges as the existing shares has been made.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2015

Note 3 - Capital and reserves (continued)

As at 31 December 2015 and 2014, the capital subscribed, issued and fully paid in, amounts to EUR 2,500,000 represented by 100,000 shares with a face value of EUR 25 each and fully owned by Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A..

Legal reserve

Luxembourg companies are required to appropriate to legal reserve a minimum of 5% of the annual net income, after deducting any losses brought forward, until this reserve equals 10% of the nominal value of the subscribed share capital. This reserve may not be distributed in the form of cash dividends, or otherwise, during the life of the Company. The appropriation to legal reserve is effected after the approval at the general meeting of shareholders.

The movements on the legal reserve are as follows:

	2015 EUR	2014 EUR
Opening balance	14,861	14,861
Appropriation from profit	1,453	-
Closing balance	16,314	14,861
Results brought forward		
	2015 EUR	2014 EUR
Results brought forward, at the beginning of the year	155,059	170,546
Profit/(Loss) of the preceding year	29,055	(15,487)
Appropriation to legal reserve	(1,453)	-
Results brought forward, at the end of the year	182,661	155,059

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2015

Note 4 - Provisions

This caption includes provisions for taxation for the year under review.

The Company, managing several mutual investment funds, is considered by the Luxembourg tax authorities to be a commercial company subject to corporate income tax, municipal business tax and net worth tax. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 5 - Claims resulting from sales and provisions of services

As stated in the various prospectuses of the funds for which the Company provides services, the Company is entitled to receive Management fees and/or AIFM fees.

As compensation for the services to be performed, the Company entered into an agreement with third parties under which it is entitled to receive a fixed amount of management fees and/or AIFM fees of USD 500, USD 1,000, USD 15,000 or USD 100,000 per annum and per sub-fund for the following funds:

- Alamco Global Fund (until May 10, 2015);
- DLIBJ Open Fund;
- Mizuho TB Fund (until July 28, 2015);
- NIKKO AM World Funds;
- Nouvelle Epoque Umbrella Fund (until January 7, 2015);
- NIKKO AM INVESTMENT TRUST (LUXEMBOURG).

The Company is also entitled to receive a Management and/or AIFM fees out of the assets of the following funds at specific rates (from 0.005% to 0.035%) per annum calculated quarterly based on the average Net Asset Value of each Portfolio or Series Trust during the relevant quarter and payable quarterly in arrears:

- Global Property Portfolio Fund;
- Mizuho Global Selected Umbrella Unit Trust (until March 31, 2015);
- Mizuho Umbrella Unit Trust (until August 31, 2015);
- NIKKO AM INVESTMENT TRUST (LUXEMBOURG);
- DIAM Fund (from September 1, 2014);
- Gaikadate Money Market Fund;
- NAM UMBRELLA FUND;

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2015

Note 5 - Claims resulting from sales and provisions of services (continued)

- NAM INVESTMENT FUND;
- Mizuho TB Fund (from July 29 to September 24, 2015);
- Tokio Marine Fund (from June 5, 2015);
- Alamco Global Fund (from May 11, 2015);
- TMA Umbrella Fund (from July 28, 2015);
- Nouvelle Epoque Umbrella Fund (from January 8, 2015);
- Top Manager (from May 1, 2015 to October 21, 2015);
- KOREA PRIME FUND (from January 7, 2015);
- DLIBJ Open Fund (from December 22, 2015);
- Mizuho Fund Series (from February 5, 2015).

Note 6 - Net Turnover

This caption includes:

	2015 EUR	2014 EUR
Management fees	937,237	396,007
Professional fees	774,591	-
Advisory, Agent Company and Distributor fees	(232,281)	(307,590)
Other charges	-	(58,322)
	<u>1,479,547</u>	<u>30,095</u>

On 22 December 2015, Mizuho Trust and Banking (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and JFML have signed a Service Level agreement whereas the Bank appointed JFML for the provision of a part of central administration related services of the funds domiciled in Luxembourg and Cayman Islands. As at 31 December 2015, JMF has received professional fees amounting to EUR 774,591 in consideration of the services provided to the Bank.

Note 7 - Staff

As at 31 December 2015, the Company has two conducting officers and six employees. As at 31 December 2014 the Company had two conducting officers and two employees.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2015

Note 8 - Other operating charges

This caption includes:

	2015 EUR	2014 EUR
Risk Management related charges	202,376	145,274
IT Services	149,269	-
Services Costs	133,166	-
Rent fees	104,319	15,481
Removal costs	-	12,217
VAT	98,014	-
Professionals and Supervisory fees	57,519	-
Other charges	47,005	24,946
Insurance	38,086	-
Travelling costs	16,136	11,316
Audit fees	14,847	-
Legal fees	692	53,116
	861,429	262,350

On 22 December 2015, Mizuho Trust and Banking (Luxembourg) S.A. and Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. ("JFML") have signed a Service Level agreement whereas JFML appointed the Bank for the provision of human resources, general administration, legal and compliance, internal audit and services related to the documentation of agreements and prospectus for the funds for which JFML acts as Management Company and/or AIFM. In consideration of these services, JFML has recorded an expense and a payable of EUR 763,422.

Note 9 - Extraordinary Income

To comply with AIFM Directive, the Company had increased in 2014 its staff and operating expenses. Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. had decided to support its undertaking and took in charge the Company's staff cost (EUR 252,155) and other operating charges (EUR 262,350) until 31 December 2014.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2015

Note 10 - Taxation

The Company is subject to all taxes applicable to Luxembourg commercial companies formed as "Société Anonyme".

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類はユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の平成29年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝121.75円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2016年 6 月30日現在

（単位：ユーロ）

	ユーロ	千円
資産		
投資	1,198.40	146
コール預金口座	2,169,887.67	264,184
未収管理報酬	247,440.71	30,126
未収税金	0.00	0
金融監督委員会手数料の償却	12,568.30	1,530
前納付加価値税	0.00	0
有価証券未収金	0.00	0
その他の未収金（公証関係）	0.00	0
専門家報酬	121,010.95	14,733
資産合計	2,552,106.03	310,719
資本金および負債		
負債		
未払監査報酬	10,191.40	1,241
未払税金	10,470.74	1,275
未払付加価値税	6,131.31	746
未払販売報酬	1,520.21	185
未払一般販売報酬	3,245.41	395
未払投資運用報酬	1,984.77	242
未払代行協会員報酬	496.19	60
未払投資顧問報酬	14,337.07	1,746
未払人件費	26,322.17	3,205
未払弁護士報酬	0.00	0
未払不動産賃借料 - シルダルの不動産および研究所	16,999.98	2,070
未払賃借料 - 国外居住者	5,026.12	612
未払維持修繕費（事務所）	2,593.08	316
未払保管システム費用	165.90	20
未払維持修繕費（システム）	81,373.23	9,907

	ユーロ	千円
未払維持修繕費（機械）	1,274.04	155
未払保険料	0.00	0
未払セキュリティ関係費用	1,850.35	225
未払印刷費	45.45	6
未払事務用品費用	0.00	0
未払財務情報提供料	5,781.81	704
未払定期購読・書籍関連費用	0.00	0
未払電気・ガス・水道料	432.30	53
未払電話使用料	495.17	60
未払郵送料	172.13	21
未払交際費	1,263.49	154
未払寄付金	140.46	17
未払旅費	1,557.82	190
未払登録料 - 国外居住者	0.00	0
未払飲料費	352.18	43
未払セミナー費用	22.40	3
未払什器および機器費用	45.39	6
未払業務関連費用	15,189.13	1,849
未払会員費	167.08	20
その他の未払費用	3,308.98	403
負債合計	212,955.76	25,927
資本金		
資本金	2,500,000.00	304,375
法定準備金	16,313.89	1,986
前期繰越損益	(108,627.40)	(13,225)
当期損益	(68,536.22)	(8,344)
資本金合計	2,339,150.27	284,792
資本金および負債合計	2,552,106.03	310,719

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2016年6月30日現在

（単位：ユーロ）

	ユーロ	千円
費用		
監査報酬	7,605.70	926
投資顧問報酬	40,819.30	4,970
支払済税金（富裕税）	1,752.49	213
金融監督委員会手数料	12,431.70	1,514
その他手数料／現金支出費	107.50	13
付加価値税（業務提供報酬）	2,036.31	248
弁護士報酬	1,442.00	176
販売報酬	9,112.13	1,109
一般販売報酬	20,750.18	2,526
代行協会員報酬	3,014.65	367
投資運用報酬	12,058.66	1,468
為替損失	37,823.60	4,605
公告費用	216.07	26
スタッフ費用	393,895.69	47,957
その他の営業費用（管理費用）	7,898.86	962
サラリーおよび賃金にかかる社会保障費	86,347.88	10,513
専門家報酬	0.00	0
不動産賃借料 - シルダルの不動産および研究所	33,691.24	4,102
賃借料 - 国外居住者	9,748.29	1,187
維持修繕費（事務所）	3,579.85	436
保管システム費用	265.51	32
維持修繕費（システム）	137,592.25	16,752
維持修繕費（機械）	2,171.41	264
保険料	452.33	55
セキュリティ関係費用	3,208.99	391
印刷費	162.17	20
事務用品費用	104.27	13
財務情報提供料	9,099.81	1,108

	ユーロ	千円
定期購読・書籍関連費用	294.91	36
電気・ガス・水道料	654.19	80
電話使用料	467.52	57
郵送料	800.95	98
交際費	1,361.43	166
寄付金	275.89	34
旅費	2,280.84	278
登録料 - 国外居住者	0.00	0
飲料費	552.13	67
セミナー費用	547.70	67
什器および機器費用	46.31	6
業務関連費用	33,285.18	4,052
会員費	167.08	20
ユニット・トラストにかかる損失	1.60	0
3 %の付加価値税	23.79	3
8 %の付加価値税	52.34	6
17%の付加価値税	32,861.97	4,001
費用合計	911,062.67	110,922
収益		
コール預金口座にかかる利息	0.00	0
管理報酬	528,639.67	64,362
前期からの未実現損益	0.00	0
為替利益	47,054.57	5,729
申告付加価値税	0.00	0
受領済配当金	2.89	0
特別利益	0.00	0
ユニット・トラストにかかる利益	0.00	0
専門家報酬	266,308.51	32,423
その他の報酬	520.81	63
収益合計	842,526.45	102,578
純利益 / （損失）合計	(68,536.22)	(8,344)

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（ ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ ）適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、日本における販売会社およびその他の業務提供会社ならびにそれらの各関連会社、取締役、役員および株主は、トラストの管理・運用業務と利益相反を生じる可能性のある他の金融活動、投資活動および専門業務に関与することがある。これらには、他の投資信託の運用、証券の購入・販売、ブローカー業務、保管・預託業務、他の投資信託または他の会社（ファンドが投資する可能性のある会社を含む。）の取締役、役員、マネージャー、顧問または代理人を務めることを含む。各関係者は、各自が有するであろう当該関与により、各々の義務の履行が十分に果たされないことのないよう確保する。利益相反が生じた場合には、管理会社の取締役会および各関係者は、かかる利益相反が合理的な時間内にトラストの利益のために公正に解決されるよう努める。

管理会社およびすべての業務提供者は、利益相反を回避するために合理的な努力を尽くすものとし、これが不可能であることが判明した場合には、管理会社およびすべての業務提供者は、トラストが公正かつ正当な方法により取り扱われることを確保する。利益相反に関する方針はA I F Mにより確立されている。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律によって定められる定足数および投票の要件に従い株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグ法の一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令の規定に従いA I Fを管理運用するための関連する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

英ポンド・ポートフォリオは、平成29年2月28日付で償還された。

上記の他、管理会社およびトラストに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、各年1月1日に開始し、同年12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、定款の変更のために必要な方法で採択された株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッド（「投資運用会社」）

（Asset Management One International Ltd.）

資本金の額

2017年1月末日現在、900万英ポンド（約12億8,187万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成29年1月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝142.43円）による。

事業の内容

アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドは、2016年10月1日に、D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社およびみずほ信託銀行株式会社の資産運用部門が統合して設立された主要な資産運用会社であるアセットマネジメントOne株式会社の全額出資子会社である。アセットマネジメントOne株式会社は、東京に本社を置き、日本における機関投資家および個人投資家の双方に対し主導的な地位を占めるアジア最大の資産運用会社の一つである。アセットマネジメントOne株式会社は、世界最大の機関投資家に対しても投資戦略を提供することがあり、ロンドン、ニューヨーク、香港およびシンガポールに子会社拠点を有し、世界規模のネットワークを有している。アセットマネジメントOne株式会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（51％）と第一生命ホールディングス株式会社（49％）により共同で出資されており、長期的な展望に基づき、かつ、長期事業戦略の財政的支援を可能にする強固な基盤の提供を受けている。

ロンドンを拠点とする子会社であるアセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドは、E M E A地域全体の機関投資家への業務提供について責任を負い、包括的な新規事業、顧客対応およびマーケティングの機能を有する。アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドは、E M E A全体の政府系ファンド、年金基金、金融機関、基金およびその他の大手機関・法人投資家に対し日本およびアジアの投資戦略や流動性ソリューションを提供することに専念している。

アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドは、機関投資家に対し、グローバル・マーケットにおける一任勘定および一般顧問双方にわたる投資サービスを提供する。

(2) ルクセンブルグみずほ信託銀行（「保管受託銀行」、「会社事務・支払事務・管理事務代行会社」、「登録・名義書換事務代行会社」および「外部評価会社」）

（Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.）

資本金の額

2017年1月末日現在、105百万米ドル（約120億円）

事業の内容

証券の保管にかかる各種業務、投資信託管理にかかる各種業務、持株会社に対する税法上の特典を利用した資金運用会社の設立およびその運用に関連する各種業務の代行、ユーロ債発行にかかる各種代理業務、ならびに一般銀行業務および外国為替業務を行っている。

(3) みずほ証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

資本金の額

2017年1月末日現在、125,167百万円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他の第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。また、同社は、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っている。

(4) 岡三証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2017年1月末日現在、50億円

事業の内容

金融商品取引業

(5) PWM日本証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2017年1月末日現在、30億円

事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。日本国内において、投資信託受益証券の販売を行っている。

(6) 株式会社 証券ジャパン（「日本における販売会社」）

資本金の額

2017年1月末日現在、30億円

事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

(1) アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッド（「投資運用会社」）

ファンドに関する投資顧問・運用業務を提供する。

(2) ルクセンブルグみずほ信託銀行（「保管受託銀行」、「会社事務・支払事務・管理事務代行会社」、「登録・名義書換事務代行会社」および「外部評価会社」）

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務および会社事務・支払事務・管理事務代行業務を行う。また、ファンドの登録・名義書換事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務を行う。

トラストが、現在、通達2009/65/ECおよび2010年法パート により譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に適用ある保管体制に服するため、保管受託銀行は、2010年法（適用法令（以下「保管関連規則」という。）により完結、履行または解釈される。）に従い自らの機能および責任を負担する。

保管受託銀行の権利および義務は、2010年法および保管受託銀行と管理会社との間で締結された契約（以下「保管契約」という。）に準拠する。

保管受託銀行は、トラスト資産の保管ならびに／または（場合に依じて）記録および所有権確認を委託されており、2010年法パート に規定される義務および職務を履行する。とりわけ、保管受託銀行は、トラストのキャッシュフローを効率的かつ適切に監視することを確保する。

保管受託銀行は、保管関連規則に従い以下の行為を行う。

- (a) トラストによってまたはトラストのために実行された受益証券の販売、発行、買戻しおよび取消が保管関連規則、約款および英文目論見書に従って行われることを確保すること、
- (b) トラストの受益証券の価額が保管関連規則、2010年法に規定される手続、約款および英文目論見書に従って計算されることを確保すること、
- (c) 保管関連規則、約款および英文目論見書に抵触しない限り、A I F Mの指示を実行すること、
- (d) トラストの資産に関わる取引において、対価が通常の期限内にトラストに送金されることを確保すること、および

(e) トラストの収益が保管関連規則、約款および英文目論見書に従って充足されることを確保すること。

保管受託銀行は、第三者の保管代理人の選考および指名ならびに当該第三者の保管代理人および委託事項に関する当該第三者の保管代理人の取決めについての定期的審査および継続的監視において、正当な技術、注意および配慮を払う。

保管受託銀行は、一部の投資対象について自らの保管職務を履行することを委託する書面による契約を締結している（具体的な関連情報は要請に応じて入手することができる。）。別段の規定がある場合を除き、（ただし、2010年法により許可される制限内で）保管受託銀行の責任は、自らが保管職務を第三者に委託していることにより原則として影響を受けない。

保管保有する金融商品が喪失した場合、保管受託銀行は、同じ種類の金融商品または相当する金額を遅滞なくトラストに返還する。ただし、当該喪失が保管受託銀行の合理的な管理を超えた外部的事象によるものであり、これに反するあらゆる合理的努力にかかわらずその結果が避けられないものであった場合を除く。

通常の業務過程の一環として、保管受託銀行または保管代理人は、随時、保管および関連業務の提供につき、他の顧客、ファンドまたはその他の第三者との間に取決めを締結することができる。かかる取決めは、保管受託銀行または保管代理人がトラスト、受益者または管理会社との間に利益相反を有する状態を発生させることがある。

保管受託銀行は、（ ）本項に記載する利益相反を含む何らかの利益相反が保管受託銀行とトラスト、受益者または管理会社との間に生じた場合には、自らの保管職務の履行が、職務上および序列上、その他の潜在的に相反する職務と分離すること、および、（ ）何らかの利益相反が保管代理人とトラスト、受益者または管理会社との間に生じた場合には、保管代理人の保管職務の履行が、職務上および序列上、その他の潜在的に相反する職務と分離することを確保する。保管受託銀行は常に適用法に基づく自らの義務を考慮する。

上記のとおり、本書の日付現在、トラストは、2010年法に規定されるUCITS保管体制に従わなければならない。ルクセンブルグにおけるUCITSおよびAIFMD保管体制の範囲を明確にするため、ルクセンブルグの個人投資家に販売される、2010年法パート に服する投資信託のみがより厳格なUCITS保管体制の範囲に該当するという原則の下、2016年7月29日に新たな法案（法案7024）がルクセンブルグ議会に提出された。トラストは、ルクセンブルグの個人投資家に受益証券を販売していないため、当該法案が可決された場合、2013年法に規定されるAIFMD保管体制に服することになる。

また、ルクセンブルグみずほ信託銀行は、会社事務・支払事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社として、ルクセンブルグ法により要求される一般的な管理事務の遂行、ファンド証券の発行および買戻しの手続、ファンドの受益証券の純資産価格の計算ならびに会計帳簿の維持にも責任を負う。

さらに、ルクセンブルグみずほ信託銀行は、AIFMD第19条(4)(a)に従ってトラストの資産に関する評価業務を提供する外部評価会社（以下「外部評価会社」という。）としてAIFMにより任命されている。

外部評価会社は、AIFMDに従って責任を負うものとする。

外部評価会社は、トラストの資産に関する一部の評価業務をAIFMに提供し、透明性が高く適切に記録された、とりわけトラストの資産に関する評価プロセスを確保する書面による評価方針および評価手順の確立、維持、実施および検討につき、AIFMDに従ってAIFMを援助する。

AIFMおよび外部評価会社は、利益相反を回避するために合理的な努力を尽くすものとし、これが不可能であることが判明した場合には、AIFMおよび外部評価会社は、トラストが公正かつ正当な方法により取り扱われることを確保する。利益相反に関する方針はこの点に関して確立されている。

(3) みずほ証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

日本におけるファンド証券の販売業務および代行協会員業務を行う。

- (4) 岡三証券株式会社（「日本における販売会社」）
日本におけるファンド証券の販売業務を行う。
- (5) PWM日本証券株式会社（「日本における販売会社」）
日本におけるファンド証券の販売業務を行う。
- (6) 株式会社 証券ジャパン（「日本における販売会社」）
日本におけるファンド証券の販売業務を行う。

3【資本関係】

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、ルクセンブルグみずほ信託銀行の全額出資子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

（2016年10月付）

．定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承し、2012年7月1日に発効）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（その後の改正を含む。）
A I F	2013年法第1条第39項の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	通達2003 / 41 / E C および通達2009 / 65 / E C ならびに規則（E C ）No.1060 / 2009 および規則（E U ）No.1095 / 2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U
A I F M R	免除、一般的業務条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会による通達2011 / 61 / E U を補足する2012年12月19日付委員会委任規則（E U ）No.231 / 2013
C E S R	欧州証券市場監督局（E S M A ）に置き換わった欧州証券規制当局委員会
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合（E E C の継承機関であるE C を吸収）
F C P	契約型投資信託
K I I D	通達2009 / 65 / E C 第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	E U 加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるE U 加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でE U 加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	特定の行政府の公告が行われる官報の一版であるメモリアルB，ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミック
メモリアルC	要求される特定の会社の公告および通知が行われ、2016年6月1日付でR E S A に変更された官報の一版であるメモリアルC，ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
パート ファンド	（特にU C I T S 通達をルクセンブルグ法において施行する）2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。

パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
R A I F	ルクセンブルグのリザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法第1条の意味の範囲内でのリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
R E S A	2016年6月1日付でメモリアルCに代わる公式発表の中央電子プラットフォームとなったルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアション
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
S I C A R	リスク・キャピタルに投資する投資法人
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S 通達	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009 / 65 / E C（改正済）
または	
通達2009 / 65 / E C	
U C I T S 通達	預託業務、報酬関連方針および制裁について譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009 / 65 / E Cを改正する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014 / 91 / E U
または	
通達2014 / 91 / E U	
U C I T S 法	U C I T S 通達を、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へと法制化する2016年5月10日法
U C I T S 規則	預託機関の義務に関して欧州議会および理事会通達2009 / 65 / E Cを補完する、2015年12月17日付委員会委任規則（E U）2016 / 438
または	
E U 規則2016 / 438	
U C I T S 所在加盟国	U C I T S 通達第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
U C I T S ホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、U C I T S 所在加盟国以外の加盟国
U C I T S 管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

．投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、通達85 / 611 / E E C（以下「U C I T S 通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法に取って代えられた。

2002年法は、通達2001 / 107 / E Cおよび通達2001 / 108 / E C（U C I T S 通達を改正し、以下「U C I T S 通達」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に取って代わった。

2010年法は、U C I T S 通達をルクセンブルグ法に法制化し、2002年法に取って代わった。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。専門投資信託（以下「S I F」という。）は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。S I Fは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってU C Iの一種として区分されている。S I Fは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、C S S Fによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日、A I F M Dをルクセンブルグ法に法制化した2013年法が公表され、同日に施行された。

A I F M Dは、主にE U（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される通達ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ビークル（すなわちA I F）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

上記の結果、2013年法は、別の新しい法律としてA I F M Dをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、リスク・キャピタルに投資する投資法人に関する2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法も改正した。本概要ではS I C A Rについて簡略的に言及する。

2013年法によりもたらされた現行の投資信託に関する法律の改正は、（ ）完全に適用対象となる投資ビークル（すなわち、A I F M Dの「商品」に関する要件が適用される投資ビークル）と、（ ）A I F（いずれの場合においてもA I Fとしての適格性を有しているすべてのパート ファンド）ではないか、または、A I Fではあるが運用会社による運用資産が2013年法とA I F M Dの定める最低限度額を下回る投資ビークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非U C I T Sの管理会社および非A I F Mの管理会社に関する新しい制度が導入された。

A I F M Dひいては2013年法は、A I F（当該A I Fがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。）を運用するルクセンブルグで設立されたA I F Mに適用されることに留意することが重要である。また、E U加盟国以外の国で設立されたA I F Mが、ルクセンブルグ内で設立されたA I Fを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してA I F（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるA I F Mに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へU C I T S 通達を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に施行された。

U C I T S 通達において重点が置かれているのは以下の3点である。

- 預託制度の見直し
- 報酬規則の導入
- 行政的制裁の調整

．ルクセンブルグ投資信託の法制度と法的形態に関する基本構造

1．一般条項

1.1．2010年法

2010年法は、U C I T Sをパート で、その他U C Iをパート でそれぞれ区別して取り扱っており、全体として以下の5つのパートにより構成される。

- パート U C I T S（以下「パート 」という。）
- パート その他のU C I（以下「パート 」という。）
- パート 外国のU C I
- パート 管理会社
- パート U C I T Sおよびその他のU C Iに適用される一般規定

1.2．2007年法

2007年法はS I Fのみを取り扱い、2つのパートに分かれている。

- パート 専門投資信託に適用される一般条項
- パート オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法の第2章またはA I F M Dの第2章に基づき認可されたA I F Mにより運用される専門投資信託に適用される特別条項

1.3．2013年法

2013年法は主にA I F Mの運営および認可制度を取り扱っている。条文の一部はA I Fにも直接適用される。また詳細な条項が、マーケティングと第三国規則を取り扱っている。

2．法的形態

2010年法パート およびパート と2007年法適用対象S I Fに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP))
- 2) 投資法人 (investment company)
 - 変動資本を有する投資法人 (以下「S I C A V」という。)
 - 固定資本を有する投資法人 (以下「S I C A F」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法（パート ファンドおよびパート ファンド）、2007年法（S I F）、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3．契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託 (F C P)

契約型の投資信託は、F C Pそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心としている。

3.1.1. F C Pの概要

F C Pは法人格を持たず、投資家の集団投資による、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者の責任は、それぞれの出資額に限定される。F C Pは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびU C I T Sとパート ファンドに関しては2010年法またはS I Fに関しては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより、F C Pに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、F C Pの約款（以下を参照のこと。）に基づく。F C Pへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、F C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する権利を有する。

3.1.2. F C Pの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式証券、無記名式証券または無券面化証券を発行する。管理会社は、約款に規定された条件に基づき、受益証券の端数に関する制限なく、端数受益証券登録簿への記載について書面による確認書を発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、F C Pによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、C S S F規則は、2010年法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付I M L通達91 / 75（改正済）は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設定することもできる。

S I Fに関しては、受益証券の発行および（適用ある場合は）償還または買戻しに適用ある条件と手順は、約款において定められ、より詳細な規定は求められない。よって、S I Fは購入および買戻しの両面においてオープン・エンド型またはクローズド・エンド型のファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T Sまたはパート ファンドとしての適格性を有しているF C Pの認可が得られてから6か月以内に、またS I Fとしての適格性を有しているF C Pの認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、F C Pについては少なくとも1か月に1度(例外規定に従う。)は計算されなければならない。S I Fは約款に従い発行価格および買戻価格を定めることができ、ファンドの純資産価額に基づかないこともある。S I Fの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注)緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って単独の保管受託銀行が任命されるよう確保する。約款にその名称が記載され、C S S Fの承認を受けた保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督機能および随時合意されるその他の業務について責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有するか、またはその登記上の事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法の定める金融機関でなければならない。

2010年法の定めによると、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当する種類のF C Pに関する十分な経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約により証明されなければならない。当該契約は、とりわけ、2010年法ならびにその他の適用ある法令、規制および行政規定に定められるとおり、保管受託銀行がその保管受託銀行として任命されたF C Pのために職務を遂行するのに必要とみなされる情報量について規定するものとする。

B．パート F C Pおよびパート F C Pに関して、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って実行されるよう確保すること。
- F C Pの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるよう確保すること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を実行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に保管受託銀行に送金されるよう確保すること。
- F C Pの収益が法律または約款に従って使用されるよう確保すること。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュ・フローを適切に監視し、とりわけF C Pの受益証券の申込みに際してF C Pの受益者によりまたはF C Pの受益者のために行われるすべての支払が受領されるよう確保し、また、F C Pのすべての現金がa) F C P名義、F C Pを代理して行為する管理会社名義またはF C Pを代理して行為する保管受託銀行の名義で開設され、b) 通達2006 / 73 / E C¹第18条第1項a)、b) およびc) に規定される法人において開設され、また、c) 通達2006 / 73 / E C第16条に定められる原則に従って維持される預金口座に記帳されるよう確保する。

預金口座がF C Pを代理して行為する保管受託銀行の名義で開設される場合、上記b) において言及される法人の現金および保管受託銀行自身の現金は一切当該口座に記帳されないものとする。

C．F C Pの資産は、以下のとおり、保管受託銀行にその保管を委託される。

- a) 保管される金融商品に関して、保管受託銀行は、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

¹ 「通達2006 / 73 / E C」とは、投資会社の設立要件および運営条件ならびに通達の定義語についての欧州議会および理事会通達2004 / 39 / E Cを施行する2006年8月10日付委員会通達2006 / 73 / E Cをいう。

）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、通達 2006 / 73 / E C 第16条に定められる原則に従い、F C Pを代理して行為する管理会社の名義で開設された保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるよう確保し、常に適用法に従い F C Pに属するものであることを明確に確認できるよう確保する。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

）F C Pを代理して行為する管理会社により提供される情報または文書および入手可能な場合には外部の証拠に基づきF C Pが所有権を有するか否かを判断することにより、当該資産にかかるF C Pの所有権を確認し、

）F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、当該記録を最新の状態に維持する。

D . 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧表を管理会社に提出する。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、保管受託銀行または保管の職務を委託された第三者により自己の勘定で再利用されてはならない。再利用とは、保管される資産の取引（譲渡、担保設定、売却および貸与を含むが、これらに限定されない。）をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ、再利用が認められる。

a) F C Pの勘定で資産を再利用を遂行する場合であり、

b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合であり、

c) F C Pの利益および受益者の利益のために再利用する場合であり、かつ、

d) 権原譲渡契約に基づきF C Pが受領する高品質かつ流動性のある担保によりカバーされる取引である場合。

担保の市場価格は、常に、再利用される資産の市場価格にプレミアムを加えた金額以上であるものとする。

保管受託銀行および / またはF C Pの資産の保管を委託されたルクセンブルグに所在する第三者が支払不能となった場合、保管される資産は、当該保管受託銀行および / または第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用することができない。

E . 保管受託銀行は、上記Bにおいて言及される職務を第三者に委託してはならない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cにおいて言及される職務を第三者に委託することができる。

a) 2010年法に定められる要件を回避する目的で業務を委託するのではなく、

b) 保管受託銀行が委託について客観的な理由を示すことができ、

c) 保管受託銀行が、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託する第三者を選定および任命し、また、引き続き、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託した第三者および当該第三者に委託した事項に関する当該第三者の手配について定期的な見直しおよび継続的な監視を行う場合。

上記Cにおいて言及される職務は、第三者が委託された業務の遂行中常に以下に該当する場合にのみ、保管受託銀行により当該第三者に委託することができる。

a) 委託されたF C Pの資産の性質および複雑性に対して適切かつふさわしい構造および専門性を有している。

b) 上記Cのa) において言及される保管業務が以下に服している。

）有効な健全性規制（最低資本要件を含む。）および該当する法域における監督。

）金融商品を保管していることを確保するための外部の定期的な監査。

c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることを明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を、自らの資産および保管受託銀行の資産から分離している。

d) 第三者が支払不能となった場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用されないよう確保するために必要なすべての措置を講じている。

e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められる一般的な義務および禁止事項を遵守している。

第3段落のb))にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の法人が保管することが義務付けられているものの、第3段落のb))に定められる委託要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地の法人が存在せず、また、以下に該当する場合に限り、当該第三国の法律により要求される範囲内でのみ、自らの職務を当該現地の法人に委託することができる。

- a) 該当するF C Pに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約により当該委託が義務付けられていること、委託を正当化する状況にあることおよび当該委託に伴うリスクについて十分に知らされている場合。
- b) F C Pを代理して行為する管理会社が、当該現地の法人に当該金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

第三者は、その後、同一の要件に従い、それらの職務を再委託することができる。かかる場合、下記Fの第4段落は、関連する当事者について準用する。

F. 保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対して、保管受託銀行または上記Cのa) に基づく金融商品の保管を委託された第三者による紛失について責任を負うものとする。

保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、同一の種類の金融商品またはその相当額を、F C Pを代理して行為する管理会社に対して、不当に遅滞することなく返還しなければならない。保管受託銀行は、当該紛失が自らの合理的な支配を超えた外部の事象により生じたものであり、これに対抗するあらゆる合理的な努力を尽くしたとしてもその結果は不可避であったことを証明できる場合には責任を負わないものとする。

また、保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対して、2010年法に基づく自らの義務を過失または故意により適切に履行しなかったことでF C Pおよび受益者が被ったその他のすべての損失について責任を負うものとする。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eにおいて言及される委託により影響を受けることはない。

上記第1段落ないし第3段落において言及される保管受託銀行の責任は、合意により免除または限定されることはない。これと矛盾する合意はすべて無効となる。

F C Pの受益者は、補償の重複または受益者間の不公平な扱いを生じさせないことを条件として、直接的または間接的に、管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社および保管受託銀行の両方の立場で行為することはできない。それぞれの職務の遂行において、管理会社および保管受託銀行は、F C Pおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門性をもって、独立して、また、単独で行為するものとする。

保管受託銀行は、F C P、受益者、管理会社および自身の間の利益相反を生じさせることがあるF C PまたはF C Pを代理する管理会社に関する活動を遂行してはならない。ただし、保管受託銀行が、自らの保管受託業務の遂行を自らのその他の相反する可能性のある業務から業務上および階層的に分離しており、利益相反の可能性が適切に確認、管理、監視およびF C Pの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、F C Pに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自主的に退任するか、または管理会社により解任された場合（2か月以内に行われなければならない保管受託銀行の交代までの間に、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）。
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手續の対象となり、または清算される場合。
- c) 保管受託銀行の認可が監督当局により取り消された場合。
- d) 約款に定められるその他のすべての場合。

3.1.4. 管理会社

F C Pは、2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に終了する。

- a) 管理会社が退任した場合。ただし、通達2009/65/ECに従い認可された別の管理会社と交代することを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手續の対象となり、または清算される場合。
- c) 管理会社の認可が監督当局により取り消された場合。
- d) 約款に定められるその他のすべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、通達2009/65/ECに準拠するUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章のいずれかが適用される。また、UCITSの管理会社は、加えて、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。（さらなる詳細については、以下 3.1を参照のこと。）

3.1.5. 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別途の条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定されている会社形式で設立することができる。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定されている場合、投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

3.2.1.1. 2010年法に基づくSICAVs

2010年法に従い、SICAVの形態を有する会社型投資信託としてUCITSおよびUCIを設立することができる。

2010年法に基づき、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法から逸脱しない限度で適用される。

3.2.1.2. 2007年法に基づくSICAV

公開有限責任会社（société anonyme）の形態に加え、2007年法は、SICAVが株式有限責任会社組合（société en commandite par actions）、特別有限責任組合（société en commandite spéciale）、普通有限責任組合（société en commandite simple）、非公開有限責任会社（a

société à responsabilité limitée) または公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée sous forme de société anonyme)といった形態をとることを認めている。2007年法におけるS I C A Vの目的は、投資リスク分散を目指してその資金を資産に投資し、十分な情報の与えられた投資家に資産運用の利益を提供することのみである。規約には、資本金額は常に会社の純資産額と同額である旨が明確に記載されている。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資会社は1915年法の適用対象となっている。しかし、2007年法は、S I Fが柔軟な法人形態を取れるように一連の側面に基づき当該規則から離れている。

3.2.1.3. 2010年法および2007年法に基づくS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件と構成は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パート S I C A Vは、125万ユーロ以上の株式資本の処分を行う必要がある。この最低資本金は、S I C A V認可後6か月以内に達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロに引き上げることができる。
- S I Fに関して、資本剰余金または組合持分への拠出額により増加したS I C A Vの応募資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低額はS I C A V認可後12か月以内に達しなければならない。大公規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロに引き上げることができる。

(注) 現在そのような規制は存在しない。

- 取締役の任命およびその変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- U C I T Sおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- U C I T Sおよびパート ファンドについて、規約は、発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定する(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回、S I Fについては最低年に1回とする。)。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- S I C A Vの投資口は、無額面とする。

3.2.2. 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

A. S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って単独の保管受託銀行が任命されるよう確保する。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督機能および随時合意されるその他の業務について責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するか、またはその登記上の事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法の定める金融機関でなければならない。

2010年法の定めによると、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当する種類のS I C A Vに関する十分な経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関

する情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約により証明されなければならない。当該契約は、とりわけ、2010年法ならびにその他の関連法令、規制および行政規定に定められるとおり、保管受託銀行がその保管受託銀行として任命されたS I C A Vのために職務を遂行するのに必要とみなされる情報量について規定するものとする。

B. パート S I C A Vおよびパート S I C A Vに関して、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- S I C A Vの投資口の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って実行されるよう確保すること。
- S I C A Vの投資口の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるよう確保すること。
- 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理して行為する管理会社の指示を実行すること。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に保管受託銀行に送金されるよう確保すること。
- S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるよう確保すること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュ・フローを適切に監視し、とりわけS I C A Vの投資口の申込みに際して投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるよう確保し、また、S I C A Vのすべての現金がa) S I C A VまたはS I C A Vを代理して行為する保管受託銀行の名義で開設され、b) 通達2006 / 73 / E C²第18条第1項a)、b)およびc)に規定される法人において開設され、また、c) 通達2006 / 73 / E C第16条に定められる原則に従って維持される預金口座に記帳されるよう確保する。

預金口座がS I C A Vを代理して行為する保管受託銀行の名義で開設される場合、上記b)において言及される法人の現金および保管受託銀行自身の現金は一切当該口座に記帳されないものとする。

² 「通達2006 / 73 / E C」とは、投資会社の設立要件および運営条件ならびに通達²の定義語についての欧州議会および理事会通達2004 / 39 / E Cを施行する2006年8月10日付委員会通達2006 / 73 / E Cをいう。

C. SICAVの資産は、以下のとおり、保管受託銀行にその保管を委託される。

- a) 保管される金融商品に関して、保管受託銀行は、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、通達2006/73/EC第16条に定められる原則に従い、SICAVを代理して行為する管理会社の名義で開設された保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるよう確保し、常に適用法に従いSICAVに属するものであることを明確に確認できるよう確保する。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 -) SICAVにより提供される情報または文書および入手可能な場合には外部の証拠に基づきSICAVが所有権を有するか否かを判断することにより、当該資産にかかるSICAVの所有権を確認し、
 -) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、当該記録を最新の状態で維持する。

D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧表をSICAVに提出する。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、保管受託銀行または保管の職務を委託された第三者により自己の勘定で再利用されてはならない。再利用とは、保管される資産の取引(譲渡、担保設定、売却および貸与を含むが、これらに限定されない。)をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ、再利用が認められる。

- a) SICAVの勘定で資産を再利用を遂行する場合であり、
- b) 保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合であり、
- c) SICAVの利益および投資主の利益のために再利用する場合であり、かつ、
- d) 権原譲渡契約に基づきSICAVが受領する高品質かつ流動性のある担保によりカバーされる取引である場合。

担保の市場価格は、常に、再利用される資産の市場価格にプレミアムを加えた金額以上であるものとする。

保管受託銀行および/またはSICAVの資産の保管を委託されたルクセンブルグに所在する第三者が支払不能となった場合、保管される資産は、当該保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用することができない。

E. 保管受託銀行は、上記Bにおいて言及される職務を第三者に委託してはならない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cにおいて言及される職務を第三者に委託することができる。

- a) 2010年法に定められる要件を回避する目的で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託する第三者を選定および任命し、また、引き続き、あらゆる正当な技量、配慮および注意をもって、自らの業務の一部を委託した第三者および当該第三者に委託した事項に関する当該第三者の手配について定期的な見直しおよび継続的な監視を行う場合。

上記Cにおいて言及される職務は、第三者が委託された業務の遂行中常に以下に該当する場合にのみ、保管受託銀行により当該第三者に委託することができる。

- a) 委託されたSICAVの資産の性質および複雑性に対して適切かつふさわしい構造および専門性を有している。
- b) 上記Cのa)において言及される保管業務が以下に服している。
 -) 有効な健全性規制(最低資本要件を含む。)および該当する法域における監督。
 -) 金融商品を保管していることを確保するための外部の定期的な監査。

- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることを明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を、自らの資産および保管受託銀行の資産から分離している。
- d) 第三者が支払不能となった場合に、第三者により保管されるS I C A Vの資産が、第三者の債権者への分配または当該債権者の利益のための換金に利用されないよう確保するために必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められる一般的な義務および禁止事項を遵守している。

第3段落のb))にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の法人が保管することが義務付けられているものの、第3段落のb))に定められる委託要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地の法人が存在せず、また、以下に該当する場合に限り、当該第三国の法律により要求される範囲内でのみ、自らの職務を当該現地の法人に委託することができる。

- a) 該当するS I C A Vに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約により当該委託が義務付けられていること、委託を正当化する状況にあることおよび当該委託に伴うリスクについて十分に知らされている場合。
- b) S I C A Vが、当該現地の法人に当該金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

第三者は、その後、同一の要件に従い、それらの職務を再委託することができる。かかる場合、下記Fの第4段落は、関連する当事者について準用する。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対して、保管受託銀行または上記Cのa))に基づく金融商品の保管を委託された第三者による紛失について責任を負うものとする。

保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、同一の種類の金融商品またはその相当額を、S I C A Vに対して、不当に遅滞することなく返還しなければならない。保管受託銀行は、当該紛失が自らの合理的な支配を超えた外部の事象により生じたものであり、これに対抗するあらゆる合理的な努力を尽くしたとしてもその結果は不可避であったことを証明できる場合には責任を負わないものとする。

また、保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対して、2010年法に基づく自らの義務を過失または故意により適切に履行しなかったことでS I C A Vおよび投資主が被ったその他のすべての損失について責任を負うものとする。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eにおいて言及される委託により影響を受けることはない。

上記第1段落ないし第3段落において言及される保管受託銀行の責任は、合意により免除または限定されることはない。これと矛盾する合意はすべて無効となる。

投資主は、補償の重複または投資主間の不公平な扱いを生じさせないことを条件として、直接的または間接的に、S I C A Vを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vおよび保管受託銀行の両方の立場で行為することはできない。いかなる会社も、管理会社および保管受託銀行の両方の立場で行為することはできない。それぞれの職務の遂行において、S I C A V、S I C A Vを代理して行為する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門性をもって、独立して、また、単独で行為するものとする。

保管受託銀行は、S I C A V、投資主、管理会社および自身の間の利益相反を生じさせることがあるS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関する活動を遂行してはならない。ただし、保管受託銀行が、自らの保管受託業務の遂行を自らのその他の相反する可能性のある業務から業務上および階層的に分離しており、利益相反の可能性が適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自主的に退任するか、またはS I C A Vにより解任された場合（2か月以内に行われなければならない保管受託銀行の交代までの間に、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）。

- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手續の対象となり、または清算される場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の認可が監督当局により取り消された場合。
- d) 規約に定められるその他のすべての場合。

3.2.3. 管理会社

会社形態の投資信託は、それぞれの適格性に応じ、2010年法の第15章（U C I T S）または第16章（パート ファンドおよびS I F）のいずれかに服する管理会社により管理することができる。

S I C A Vが管理会社を指定した場合、S I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に終了する。

- a) 指定された管理会社が自主的に退任するか、またはS I C A Vにより解任された場合。ただし、通達2009 / 65 / E Cに従い認可された別の管理会社と交代することを条件とする。
- b) 指定された管理会社がS I C A Vにより解任され、S I C A Vが自己管理型S I C A Vの形態をとることを決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議を開始し、支払停止に陥り、裁判所の管理下に置かれ、類似の手續の対象となり、または清算される場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の認可が監督当局により取り消された場合。
- e) 規約に定められるその他のすべての場合。

3.2.4. 関係法人

上記 3.1.5項「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、最低でもS I C A Vの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下の3.2項の(4)ないし(8)に定める規定は、通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4．ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1. 2010年法および2007年法

4.1.1. 複数のコンパートメントおよびクラスの構造

2007年法および2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するU C I（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、U C I内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたU C Iのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。C S S Fは、2010年法および2007年法に従うU C Iの運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するC S S F通達12 / 540を発行した。同通達に従い、運用開始前や再開待ちのコンパートメント等の運用中でないコンパートメントに対するC S S Fの承認は、最長18か月間有効である。

4.1.2. 2010年法に基づく投資口の発行および買戻し

S I C A Vは、反対の内容を有する規約に従うことを条件として、いつでも投資口を発行することができる。2010年法の対象であるS I C A Vの発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3. 2007年法に基づく投資口の発行および買戻し

S I Fは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口 / 受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5 %までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、(例えば、SIFが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じするため)純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口(当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

4.2. 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、FCPの管理会社、および投資法人自体に対して(2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り)適用される。

4.2.1. 会社設立の要件(1915年法第26条)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.69ユーロ相当額である。

4.2.2. 規約の必要的記載事項(1915年法第27条)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 設立者の身元
- () 会社の形態および名称
- () 登記上の事務所
- () 会社の目的
- () 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- () 発行時に払込済の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する株式クラスの種類の記載
- () 株式の形態(記名式、無記名式または無券面化の形態)
- () 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
- (注) 1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載
- (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (x) 会社の存続期間
- (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

4.2.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第29条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること

（ ）応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から 3 か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

．2010年法に服するルクセンブルグのU C I T S

1．ルクセンブルグのU C I T Sについて

2010年法パート に基づきU C I T Sとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、U C I T Sを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2．ルクセンブルグのU C I T Sの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、F C Pおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

U C I T Sが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のU C I T Sとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T Sは、通達2009 / 65 / E Cに従い認可されたU C I T Sまたは同通達第1条第2項第1号および第2号、a) およびb) に規定する範囲のその他のU C I の受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のU C I は、C S S FがE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のU C I の受益者に対する保護水準はU C I T Sの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009 / 65 / E Cの要件と同等であること。
 - かかるU C I の業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - （合計で）取得が予定されているU C I T Sまたはその他のU C I の資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のU C I T SまたはU C I の受益証券に投資されないこと。
- (3) U C I T Sは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登記上の事務所を有するか、第三国に登記上の

事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証される日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9) (a) ルクセンブルグに登録上の事務所を有する投資法人または管理会社（各運用UCITSに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる状況であれ、こうした業務によりUCITSがその設立書類に掲げる投資目的から逸脱してはならない。

- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登記上の事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成

を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体によるのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、C S S Fは、U C I T Sに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のE U加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

C S S Fは、(10)および(11)に記載する制限に適合するU C I T Sの受益者への保護と同等の保護を当該U C I T Sの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのU C I T Sは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するU C I T Sは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するU C I T Sは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) U C I T Sは、(2)に記載するU C I T Sおよび／またはその他のU C Iの受益証券を取得することができるが、一つのU C I T Sまたはその他のU C Iの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するU C Iの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていないなければならない。

- (b) U C I T S以外のU C Iの受益証券への投資は、合計して、一つのU C I T Sの資産の30%を超えてはならない。

U C I T SがU C I T Sおよび／またはその他のU C Iの受益証券を取得した場合、U C I T Sまたはその他のU C Iのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のU C I T Sおよび／または他のU C Iの受益証券に、U C I T Sが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先U C I T Sおよび／またはU C Iの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のU C I T Sおよび／または他のU C Iにその資産の相当部分を投資するU C I T Sは、目論見書において、当該U C I T Sならびに投資を予定している投資先U C I T Sおよび／またはU C Iの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該U C I T Sならびに投資先U C I T Sおよび／またはU C Iの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、U C I T Sが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) U C I T Sが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資

を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

(c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

(d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

(15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートまたは通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。

(b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。

() 同一発行体の議決権のない株式の10%

() 同一発行体の債務証券の10%

() (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%

() 一発行体の短期金融商品の10%

上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

(c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。

1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登記上の事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。

5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

(16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書2項の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

(b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

(17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。

(b) (a)にかかわらず、

1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。

UCITSが、1) および2) に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。

(18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を出した。

通達08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により取って代えられる。）の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。

通達08/356は、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を取り扱っている。当該通達08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

通達14/592は、ETFおよびETFを取り扱うその他のUCITSの問題、金融デリバティブ商品の使用、UCITSの担保に関する規則ならびに適格性を有する金融指標に関するESMAガイドラインのルクセンブルグにおける実施について取り扱っている。

通達2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITS管理会社 / 第15章に従う管理会社

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1. ルクセンブルグに登録上の事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録上の事務所を有する管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または株式有限責任会社組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

第15章に従う管理会社には、2010年法が適用除外を認めていない限り、1915年法の規定が適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルBにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009 / 65 / E Cに従い認可されるU C I T Sの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のU C Iの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009 / 65 / E Cの下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T Sの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびU C Iの受益証券に関する保管および管理事務業務

- (4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (6) 上記(2)とは別に、ルクセンブルグに登録上の事務所を持ち、2010年法第15章に基づく認可を受けた管理会社は、2013年法第2章に基づくA I FのA I F MとしてC S S Fからも事前承認を取得している場合、A I F M Dの定めるA I FのA I F Mとして任命されることができる。

A I F Mとして業務を履行する管理会社は、2013年法の別表 に記載された業務および2010年法第101条に従い認可を受けたU C I T Sの管理に関する追加業務しか行ってはならない。

(注) リストは、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用機能ならびにA I F MがA I Fを共同管理する上で別途行う可能性のある「その他の機能（管理事務、マーケティングおよびA I Fの資産に関する業務等）」で構成される。

A I F管理に関する運営業務において、管理会社は、金融商品に関する注文の受領および取次ぎから構成される2010年法第5条第4項の定める非中核サービスも提供することがある。

- (7) かかる管理会社はいわゆる「管理会社パスポート」を用いて、国際的な業務をすることができる。

- (8) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

() 管理会社が運用するF C P（管理会社が運用権限を委託したかかるF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

() 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

() 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登記上の事務所を有しなければならない。

(b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登記上の事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

(13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認

可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勧告し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2. ルクセンブルグに登録上の事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(5)、(8)および(9)に記載される条件に適合しなければならない。

管理会社の自己資本は(8)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009 / 65 / E Cに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(3) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
- (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97 / 9 / E Cを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

（注）上記により当該管理会社は、ルクセンブルグにおける投資家補償機構への加入を義務付けられている。

(4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

- a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。

- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- ）UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。

- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定および適用するものとし、当該方針および実務は、管理会社が運用するUCITSのリスク特性、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクの負担を奨励したり、UCITSの最善の利益のために行為する管理会社の義務の遵守を損なったりするものではないものとする。

報酬に関する方針および実務には、給与の固定および変動要素ならびに任意支払方式による年金給付が含まれる。

報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が運用するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者および上級管理職やリスク負担者の属する報酬区分に該当する報酬総額を受ける従業員を含む職員群に適用されるものとする。

- (7) 管理会社は、上記(6)において言及される報酬方針を策定し、適用するにあたり、自身の規模、内部組織ならびに事業の性質、範囲および複雑性に適する方法および範囲で、以下の原則を遵守するものとする。

- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進するものとし、管理会社が運用するUCITSのリスク特性、規則または設立文書に合致しないリスクの負担を奨励しないものとする。
- (b) 報酬方針は、管理会社、管理会社が運用するUCITSおよび当該UCITSの投資家の事業上の戦略、目的、価値および利益に合致し、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監督機能の一環として採用し、当該経営陣が報酬方針の一般原則の採用および少なくとも年1回の見直しを行い、また、それらの実施につき責任を負い、監視するものとする。本項において言及される業務は、経営陣の構成員のうち、該当する管理会社において業務執行の役割を担っておらず、かつリスク管理および報酬について専門的知識を有する者によってのみ実施されるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況については、少なくとも年1回、経営陣によりその監督機能の一環として採用された報酬に関する方針および手続の遵守に関する中心かつ独立した内部審査が行われるものとする。

- (e) 内部統制の職務に従事する職員は、同職員が統制する事業分野の業績とは無関係に、同職員の職務に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとする。
- (f) リスク管理およびコンプライアンスの職務を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合には、報酬委員会の直接の監視下に置かれるものとする。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個々の業績を評価する際には、個人および関連する事業部門またはUCITSの業績の評価と、それらのリスクの評価と、管理会社全体の業績結果の評価との組み合わせに基づくものとし、財務および非財務の基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績の評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいており、かつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社の運用するUCITSの投資家に対して推奨される保有期間を通じて分散されるよう確保するため、同期間に適した複数年の枠組みの中で行われるものとする。
- (i) 保証変動報酬は例外的なものであり、新規職員の雇用時にのみ、雇用期間の最初の年に限定して支払われるものとする。
- (j) 報酬総額の固定および変動要素については、適切にバランスを取るものとし、報酬の変動要素を一切支給しない可能性も含めて、変動要素を十分に柔軟な方針で運用できるようにするため、報酬の固定要素が報酬総額の大部分を占めるものとする。
- (k) 契約の早期解除に関する支払は、当該契約の終了までの期間において達成された業績が反映されるものとし、当該契約の不履行については報酬を与えないように策定されているものとする。
- (l) 報酬の変動要素またはプールされる報酬の変動要素を算定するために使用される業績の測定には、関連するすべての種類の現在および将来のリスクを統合するための包括的な調整メカニズムが含まれるものとする。
- (m) UCITSの法制度、ファンド規則または設立文書に従うことを条件として、報酬の変動要素の大部分、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券、同等の所有権、または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の有効なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成されるものとする。ただし、UCITSの運用が管理会社の運用するポートフォリオ全体の50%に満たない場合には、かかる50%の最低限の制限は適用されない。

本項において言及される証券は、インセンティブを管理会社、管理会社が運用するUCITSおよび当該UCITSの投資家の利益と連携させることを目的として策定された適切な保有方針に従うものとする。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる報酬の変動要素の部分および繰り延べられない報酬の変動要素の部分のいずれにも適用されるものとする。

- (n) 報酬の変動要素の大部分、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、関連するUCITSの投資家に対して推奨される保有期間を考慮して適切である期間、また、当該UCITSのリスクの性質と正確に合致する期間にわたり、繰り延べられるものとする。

本項において言及される期間は、少なくとも3年間とする。繰延べに関する取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に応じて比例して確定する。報酬の変動要素が特に高額である場合には、当該金額の少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして持続可能であり、かつ該当する事業部門、UCITSおよび個人の業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われるか、またはそれを受ける権利が付与されるものとする。

変動報酬の総額は、通常、管理会社または該当するUCITSの財務実績が低迷するか、または悪化した場合、現在の報酬およびそれまでに得た報酬額の支払における減額（マルス（malus）（等級別料率）やクロールバック（clawback）（回収）によるものを含む。）の両方を考慮し、大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が運用するUCITSの事業上の戦略、目的、評価および長期的な利益に合致するものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、5年間、上記(m)において定められる証券の形式で、管理会社により保有されるものとする。従業員が定

年退職する場合、任意支払方式による年金給付は、5年間の保有期間後に、上記(m)において定められる証券の形式で、当該従業員に支払われるものとする。

- (q) 職員は、個人的なヘッジ戦略または報酬に関する保険や賠償責任に関する保険を、その報酬に関する取決めに組み込まれるリスク調整効果を弱める目的で利用しない旨約束することを要する。
- (r) 変動報酬は、2010年法の要件を回避することを容易にするピークルや方法を通じて支払われないものとする。

第1段落に定められる原則は、その専門的業務が管理会社のリスク特性または管理会社が運用するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者および上級管理職やリスク負担者の属する報酬区分に該当する報酬総額を受ける従業員を含む職員の利益のために行われる、管理会社により支払われるいかなる種類の給付にも、UCITS自体により直接支払われるいかなる金額（成功報酬を含む。）にも、また、UCITSの受益証券または投資証券のいかなる譲渡にも適用されるものとする。

管理会社は、管理会社自身の規模、管理会社自身が運用するUCITSの規模、管理会社自身の内部組織ならびに管理会社自身の事業の性質、範囲および複雑性が重大な場合、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務ならびにリスク管理のために生み出されるインセンティブについてその要求に適いかつ独自の判断を下すことができるような形で構成されるものとする。

通達2009/65/EC第14a条第(4)項において言及されるESMAガイドラインに従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理に影響を及ぼすものおよび経営陣がその監督機能の一環として下すものを含む、報酬に関する決定の準備につき責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の構成員のうち、業務執行の役割を担わない者が務めるものとする。報酬委員会の構成員は、該当する管理会社の経営陣の構成員のうち、業務執行の役割を担わない者とする。

経営陣への従業員の代表参加が労働法により定められている管理会社においては、報酬委員会に—または複数の従業員代表者が含まれるものとする。報酬委員会は、その決定を準備するにあたり、投資家およびその他の利害関係者の長期的な利益ならびに公共の利益を考慮するものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条の意味する専属代理店を選定することが認められる。

管理会社が専属代理店の選定を決定した場合、同管理会社は、2010年法で許容される業務範囲において、1993年法第37 - 8条に基づき投資会社に適用される同じ規則に従わなければならない。

3.3. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSF通達03/108に記載され(かかる通達の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。)、その後、CSF通達05/185により補足された。

CSF規則10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年法の効力発生後、CSFは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人(いわゆる「自己管理型投資法人」)に適用される新たな規定に関するCSF通達11/508を発行した。CSF通達11/508の目的は、2010年法の効力発生後にUCITS管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、CSFは、CSF通達03/108、CSF通達05/185およびCSF通達11/508に取って代わる通達12/546を発行した。CSF通達12/546は、第15章に従う管理会社および自己管理型投資法人に関する認可の取得および維持に関連性のある条件を一つの通達内に含み、CSF規則10-4の一定の原則を詳述する。

CSF通達12/546は詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- 業務プログラムを記載した申請ファイルは、CSFに提出されなければならない。
- 管理会社および/または自己管理型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- 人的資源について、管理会社および/または自己管理型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、CSFにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- 一般的規則として、管理会社および/または自己管理型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社/自己管理型投資法人の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- 通達では、職員数は管理会社/自己管理型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。
- 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人およびリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。
- 通達では、管理会社/自己管理型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従いその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社/自己管理型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社/自己管理型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社/自己管理型投資法人の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1. ルクセンブルグのUCITSの認可・登録および監督

4.1.1. UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- () 認可を受けたU C Iは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定およびC S S Fの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

C S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2. 投資家に提供されるべき情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書ならびに年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がU C I T Sの受益証券/投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合はこの限りではない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

2010年法パート に従うU C Iに関しては、上記で言及される年次報告書の公表に関する4か月の期間は、6か月に延長され、半期報告書の公表に関する期間は、3か月に延長される。

4.1.3. ルクセンブルグのU C I T Sに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマナー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10 - 049(改正済)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009 / 65 / E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010 / 43 / E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則10 - 4

- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則10-5
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが従うべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF通達12/540

4.2. ルクセンブルグのUCITSに適用される追加要件

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 2010年法パート に従うUCITSは、上記()に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することができる。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことが立証された場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または(該当する場合には)投資法人は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 販売用資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177に従い、販売用資料については、当該資料が利用される外国の管轄権を有する当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るために当該資料をCSSFに提出する必要はない。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような広告資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融セクターの行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の規定に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみること

であると述べている。長文式報告書は、一般に公開されることを企図しておらず、かつUCIまたはUCIの管理会社の取締役会ならびにCSSFによる専用使用を目的として発行される。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136(CSSF通達08/348により改正)に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する刑事上の制裁

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。

UCITS 通達を実施し、2010年法を改正する2016年5月10日付ルクセンブルグ法は、CSSFが、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する旨を規定した。

(1) 下記(a)ないし(g)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
- 直前の項目において言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
- (UCIが任意清算される場合) 清算人
 - a) 2010年法を適用する目的においてCSSFが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
 - b) 不完全、不正確または虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
 - c) CSSFの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
 - d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
 - e) 下記(4)b)を理由としてCSSFにより宣言されたCSSFの差止命令を遵守しなかった場合
 - f) 関係機関の安定的かつ健全な運営をリスクにさらす可能性のある行動を取った場合
 - g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合

(2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(p)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート に従うUCITS、その管理会社、保管受託銀行
- 直前の項目において言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を実質的に行う者
 - a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または管理会社が取得者の子会社となるよう、UCITS管理会社における適格保有持分が直接的もしくは間接的に取得された場合または管理会社における当該適格保有持分がさらに増加された場合(以下「提案された取得」という。)であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につき、2010年法第108条第(1)項に違反してCSSFに対し書面により通知しなかった場合
 - b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または管理会社が子会社でなくなるよう、UCITS管理会社における適格保有持分が直接的も

しくは間接的に処分され、または減少した場合であって、2010年法第108条第(1)項に違反してC S S Fに対し書面により通知しなかった場合

- c) U C I T S 管理会社が、2010年法第102条第(5)項第b)号に違反して、虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を得た場合
- d) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第27条第(1)項に違反して、虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を得た場合
- e) 通達2014 / 65 / E Uの第11条第(1)項に記載される基準のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、U C I T S 管理会社が、2010年法第108条第(1)項に違反して当該取得または処分をC S S Fに報告しなかった場合
- f) U C I T S 管理会社が、2010年法第108条第(1)項に違反して、少なくとも年1回以上の頻度で、適格保有持分を所有する投資主および構成員の氏名ならびに当該保有高をC S S Fに報告しなかった場合
- g) U C I T S 管理会社が、2010年法第109条第(1)項第a)号の規定に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- h) U C I T S 管理会社が、2010年法第109条第(1)項第b)号の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- j) U C I T S 管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- k) U C I T S 管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
- l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に定めるその職務を遂行しなかった場合
- m) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vまたは(自己が運用している各F C Pについて)U C I T S 管理会社が、2010年法第5章の規定に基づく投資方針に関する義務を再三にわたって遵守しなかった場合
- n) U C I T S 管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第42条第(1)項の規定に基づくリスク管理プロセスまたはO T Cデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを実施しなかった場合
- o) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vまたは(自己が運用している各F C Pについて)U C I T S 管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を再三にわたって遵守しなかった場合
- p) 別の加盟国において自己が運用しているU C I T Sの受益証券を販売するU C I T S 管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合

(3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(n)のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行
- 直前の項目において言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を実質的に行う者
 - a) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125 - 1条第(5)項第b)号に違反して、虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を得た場合
 - b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125 - 1条の規定に基づく第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合

- c) 2010年法第12章に従うS I C A Vが、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に基づく第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - d) F C Pの法的形態を有さないU C I T Sまたは2010年法第13章に従うS I C A Vが、2010年法第99条第(6b)項および第(6c)項の規定に基づく第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - e) U C Iまたはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を再三にわたって遵守しなかった場合
 - f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に基づく自己の職務を遂行しなかった場合
 - g) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、虚偽の申述またはその他の不正な手段によりA I FのA I F Mとしての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第b)号に違反した場合
 - h) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
 - j) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2010年法第11条第(1)項および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - k) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
 - l) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - m) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、自己が運用している各A I Fについて、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を再三にわたって遵守しなかった場合
 - n) 別の加盟国において自己が運用しているA I Fの受益証券を販売する、2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、C S S Fは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および違法行為の反復の排除を求める命令
 - c) (U C Iまたは管理会社の場合) U C Iまたは管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくはU C Iの経営陣の構成員、または管理会社もしくはU C Iにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの事業体もしくはその他類似の事業体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
 - e) (法人の場合) 5,000,000ユーロまたは経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高(法人が親会社である場合または通達2013 / 34 / E Uに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合には、会計分野の関連するE U法に従い、年間総売上高は、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく年間総売上高または対応する種類の収益とする。)の10%を上限とする罰金
 - f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
 - g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益(決定可能な場合)は、それが上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が当該決定を知らされた後、C S S Fは、不当な遅滞なく、C S S Fのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとC S S Fが判断した場合、または、当該公表により金融市場の安定性もしくは継続中の調査が損なわれる場合、C S S Fは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)。
- c) 上記a) およびb) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合、制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 -) 金融市場の安定性が損なわれないこと。
 -) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

C S S Fが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (6) C S S Fはまた、制裁または措置を課する決定について不服申立てが行われている場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、C S S Fの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、C S S Fのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (8) 通達2009 / 65 / E Cの第99 e 条第(2)項に従い、C S S FがU C I T S、管理会社またはU C I T Sの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、C S S Fは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をE S M Aに報告するものとする。

さらに、C S S Fは、上記(1) c) に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をE S M Aに報告するものとする。
- (9) C S S Fが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S Fは、それらが効果的で、均衡が取れており、抑止的であることを確保するとともに、以下(該当する場合)を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
 - a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合には総売上高または自然人の場合には年間所得により示唆される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当する場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが特定可能な範囲に限られる。)
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S Fに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた違反防止措置
- (10) C S S Fは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かかる違反の報告に係る連絡経路の確保を含む。)を確立する。
- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
 - a) 違反報告およびそのフォローアップの受領に関する具体的な手続
 - b) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で行われた違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不当な扱いから適切に保護すること

- c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日付改正法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続との関連で開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (12) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる種類の責任も報告者に負わせることはない。
- (13) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部的に違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3. 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a) 管理会社または保管受託銀行がその事業の遂行を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b) 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c) 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2. SICAVについては、以下の事由が生じた場合には投資主総会に解散の提議がなされなければならない。

- a) 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2. 清算の方法

4.3.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

- a) FCPの場合、管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人
 - b) 会社型投資信託の場合、投資主総会によって選任された清算人
- 清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1.に記載された方法で預託される。

. 2013年法に従ったオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日にA I F M Dをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法が公表された。

() 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、（当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) U C I T S 通達に基づき認可を必要としない投資信託。

() 2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。

a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がA I Fではないことを条件とする。）

b) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M

() その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F、もしくは

() レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F

（それぞれを「最低限度額」という。）

A I F Mは、上記() b)に基づき2013年法の適用が免除される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない。2013年法の適用が免除されるA I F Mは、C S S Fへの登録時に、当該A I F Mが運用するA I Fを特定し、かかるA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供する。自らの登録完了後、2013年法の適用が免除されるA I F Mは、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、自ら運用するA I F Mにつき、取引している主な商品に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および最も重要な投資集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）C S S Fに提供しなければならない。2013年法の適用が免除されるA I F Mが最低限度額を上回るようになった場合、当該A I F Mは、C S S Fにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

かかるA I F Mは、A I F M Dパスポートによる恩恵を受けることなく（下記第 章1.6項を参照のこと。）、したがって、パート ファンドまたはS I Fの販売は引続き各国の私募規則に服する。

E U加盟国以外の国で設立されたA I F M（すなわち、E U圏外のA I F M）の認可は、2015年7月から取得可能となる。当該日までの間、2013年法は、E U加盟国以外の国で設立された一または複数のA I F（すなわち、E U圏外のA I F）を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるA I Fを販売しないE U圏外のA I F Mには適用されない。ただし、E U圏のA I Fの運用またはE U圏外のA I Fのルクセンブルグ内での販売を企図するE U圏外のA I F Mは、2013年法第58条第5項規定の要件を遵守しなければならない。

1. 2013年法に基づくAIFMおよび保管受託銀行制度

1.1. AIFM

1.1.1. AIFMについて

AIFとして適格性を有するルクセンブルグのファンドは、認可を受けたAIFMによって運用されなければならない。ただし、以下の条件のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

以下のいずれかのAIFM

- a) AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かつ当該選任を通じてAIFの運用に責任を負う「外部AIFM」、または
- b) AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの運営組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合には、当該AIF自体（この場合、「内部AIFM」（すなわちAIF自体）がAIFMとして認可される必要がある。）

内部運用されるAIFは、2013年法別表 に参照される当該AIFの内部運用業務以外の業務にかかわってはならない。

外部AIFMは、2013年法別表 に参照される業務およびUCITS 通達に基づく認可を条件とするUCITSの追加的運用以外の活動に従事してはならない。

前項とは別に、外部AIFMはさらに下記サービスを提供することができる。

- a) 投資家から与えられた委託に従い、顧客毎の一任ベースで行う投資ポートフォリオ（通達2003/41/EC第19条第1項に従った年金基金および企業退職金機関が保有するものを含む）の運用
- b) 以下の業務から構成される非中核的サービス。
 -) 投資助言
 -) 投資信託の受益証券または投資口に関連する保管および管理
 -) 金融商品に関する注文の受領および取次ぎ

AIFMは、2013年法第2章に基づき、以下のサービスを提供する権限を有しないものとする。

- a) 前項に言及されるサービスのみ
- b) 前項a)に言及されるサービスについて権限を有しない状態での、前項b)に参照される非中核的サービス
- c) AIF資産に関連する管理、販売および/またはその他サービスのみ
- d) リスク管理サービスを提供しないで行うポートフォリオ運用業務（逆もまた同様）。

1.1.2. AIFMの認可

ルクセンブルグ内で設立するAIFMが事業を開始するためにはCSSFの認可を必要とする。

認可申請には、以下の情報を含めるものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に実施する者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主またはメンバー（直接的もしくは間接的、自然人もしくは法人を問わない）の身元に関する情報および保有額に関する情報
- c) AIFMの組織構造を規定する事業プログラム（2013年法の第2章（「AIFMの認可」）、第3章（「AIFMの運営条件」）、第4章（「透明性要件」）、および（該当する場合）第5章（「特定の種類のAIFを運用するAIFM」）、第6章（「EU圏のAIFMが欧州連合圏内でEU圏のAIFを販売管理する権利」）、第7章（「第三国に関連する特別な規則」）および第8章（「個人投資家への販売」）に基づく自己の義務の遵守をAIFMがいかに企図しているかに関する情報を含む）
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託および再委託に関してなされた取決めにに関する情報。

さらに、認可申請には、AIFMが2013年法第6条の規定通りに管理することを企図しているAIFに関する情報を含めるものとする。

認可の付与は、AIFMが、特にCSSFが認可を与えるにあたり依拠する情報の重要な変更点について、当該変更の実施に先立ちCSSF宛に通知する義務を含有している。

1.2. A I F Mとしての認可も受けた管理会社

以下の事業体は、A I F Mとしての適格性を有する可能性がある。

- (a) 2010年法第15章に基づく管理会社
- (b) 2010年法第16章に基づく管理会社（第125 - 1 条および第125 - 2 条）
- (c) 2010年法パート に基づき内部運用されているU C I
- (d) 2007年法に基づき内部運用されているS I F
- (e) 2004年法に基づき内部運用されているS I C A R
- (f) 2013年法に基づき規制されるA I F Mの地位を採用する予定のその他ルクセンブルグの事業体。以下の事業体は当該地位を得なければならない。
 - 1 . 2010年法、2007年法または2004年法に基づく規制を受けないA I F に運用業務を提供するルクセンブルグの事業体
 - 2 . A I F としての適格性を有している内部運用されているルクセンブルグの事業体であって、2010年法、2007年法または2004年法に基づく規制を受けないもの。

1.2.1. 「第15章に基づくA I F M」

2010年法第101条を条件とする、第15章に基づく管理会社の主要業務は、U C I T S 通達に従い認可を受けたU C I T S の運用である。ただし、ルクセンブルグ内に登記上の事務所を有しており、かつ2010年法第15章に基づきC S S F から認可された管理会社は、C S S F から2013年法第2章に基づくA I F Mとして行為するための追加的許可を取得することを条件として、A I F M D の定めるA I F のA I F Mとしても選任されることがある。後者は、2013年法に規定されるすべての規則に従うことを前提とする。

A I F Mとして行為する第15章に基づく管理会社の認可情報については、第 章3.1を参照のこと。

1.2.2. その他管理会社 - 第16章に基づく管理会社

第16章に基づく管理会社は、管理会社およびA I F のA I F Mとして行為することができる。2010年法の第125 - 1 条、第125 - 2 条および第126条は、第16条に基づき存続する管理会社が充足しなければならない要件および実施可能な業務について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S F の事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または株式有限責任会社組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S F は当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S F に対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S F による認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S F によりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B) に記載される2010年法第125 - 2 条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1 条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () A I F M D に規定される範囲内のA I F 以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- () A I F M D に規定される範囲内のA I F としての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I F M D に規定される範囲内のA I F としての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および / または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2 条第2項a) に従い外部A I F Mを選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I F の運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - C S S F に対して当該管理会社が運用するA I F を特定すること。

- 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
- C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部A I F Mを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲のA I F以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登記上の事務所はいずれもルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
 - b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- 当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(1)A)()の活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

- B) 2010年法第88 - 2条第2項a)に規定される範囲内の外部A I F Mを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M Dに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S Fから事前 to 取得しなければならない。

2010年法第125 - 2 条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2 条に基づき運用するA I F に関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在はかかる規則は存在しない。

- b) 上記 a) に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S F に提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

(5) C S S F は、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用するU C I の資産を使用してはならない。

(7) 運用するU C I の資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S F の承認を得なければならない。

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S F から承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.3. 委託

2013年法に基づき、A I F M は、自己に代わって業務を遂行する任務を第三者に委託することができるが、当該委託の取決めの発効に先立ち、委託の企画をC S S F に通知しなければならない。2013年法第18条に従い、下記条件が充足されなければならない。

- (a) A I F M が自らの委託構造全体について客観的な理由をもって正当化できること
- (b) 受任者は各任務を遂行するにあたり十分なリソースを充当しなければならず、かつ当該受任者の事業を実質的に指揮する者は優れた評価を得ており、かつ十分な経験を有する者でなければならない。

(c) 委託内容がポートフォリオ管理またはリスク管理に関するものである場合、当該委任は、資産管理を目的として認可または登録された事業者のみに与えられるものであり、かつC S S Fの監督下に置かれるものでなければならないが、当該条件を充足することができない場合にはC S S Fの事前承認のみが必要となる。

(d) 委託内容がポートフォリオ管理またはリスク管理に関するもので、第三国の事業者に与えられるものである場合、上記c)の要件に加え、C S S Fと当該事業者の監督当局との間の協力が確保されなければならない。

(e) 委託によってA I F Mによる監督の実効性が阻害されてはならず、特に、A I F Mが投資家の最善の利益になるように行為することまたはそのように運営されることを阻害してはならない。

(f) A I F Mは、当該受任者が適格であって対象業務を引受ける能力を有していること、当該受任者が相当の注意をもって選出されたことを証明するとともに、A I F Mが委託された業務を常に有効に監督でき、常に受任者に追加指示をすることができ、かつ、投資家の利益になる場合には当該委託を直ちに有効に取消す立場にあることを証明できなければならない。

A I F Mは、継続的に、各受任者から提供されたサービスを検査しなければならない。

(注) A I F Mは最初から、当該第三者が十分なリソースを有していること、委託された任務を適切に遂行するために必要な技術、知識および経験を有した十分な人材を採用すること、さらに、委託された任務の履行を支える適切な組織構造を有していることを確認するために、受任者に関するデュー・デリジェンスを確立するものとする。当該デュー・デリジェンス活動は、A I F Mによって継続的に遂行される。

A I F Mは保管受託銀行、保管受託銀行の受任者またはその他A I F MもしくはA I F投資家の利益と相反する事業体に対し、ポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記制限は、受任者がポートフォリオ管理またはリスク管理を、自己が有するその他潜在的相反リスクから業務上および階層的に分離している場合には適用されないものとする。

A I F MのA I Fに対する責任は、A I F Mが自己の業務の一部を第三者に委託したことまたは再委託により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I Fの管理者であるとみなされなくなるような場合または郵便受け会社（ペーパーカンパニー）であると認識されるような場合、自己の業務のすべてを委託することはできない。

受任者が、A I F Mから委託された業務を再委託しようとする場合、下記条件が充足されなければならない。

- 再委託に先立ってA I F Mによる同意
- A I F Mは、当該委託の実施に先立ち、再委託の取決めの条件についてC S S Fに通知する
- A I F Mから受任者（第三者）に対する業務委託に関して上記に規定されるその他すべての条件が充足されなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F MからE U圏外の管理者に対して委託することができる場合がある。E U圏外の管理者によって最終的に（認可を受けたルクセンブルグのA I F Mからの委託を通じて）運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E U内のプロ投資家向けに販売することが可能である。

1.4. 透明性要件

1.4.1. 投資家に対する開示

A I F Mは、投資家によるA I Fへの投資に先立ち、自己が運用する各E U圏内のA I FおよびE U圏内で販売するA I Fについて、A I Fの規約（または、F C Pの場合は約款）に従って、以下の情報およびその重要な変更を投資家が入手できるようにしなければならない。

- A I Fの投資戦略および目的に関する説明、ならびにA I Fが自己の投資戦略もしくは投資方針（または両方）を変更することができる手続に関する説明
- 投資を目的として締結済みの契約関係についての主要な法的意味の説明
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査人およびその他サービス提供者の身元ならびにこれらの職務および投資家の権利に関する説明
- A I F Mが専門家責任補償の要件を遵守する方法の説明

- 委託された運用業務および保管受託銀行から委託された保管業務の説明、受任者の身元、ならびにかかる委託から生じ得る利益相反の説明
- A I F の資産評価手続および資産評価についての価格決定方法の説明
- A I F の流動性リスク管理、買戻しの権利および買戻しの取決めにに関する説明
- すべての報酬、手数料および経費、ならびに直接的もしくは間接的に投資家が負担することになるこれらの最高限度額に関する説明
- A I F M が投資家の公正な取扱いをいかに確保しているか、また、投資家が優遇措置を受けているまたは優遇措置を受ける権利を取得している場合は、かかる優遇措置の内容、かかる優遇措置を受ける投資家の種類、さらに（関連がある場合）これらの投資家とA I F またはA I F M との法的・経済的つながりについての説明
- 2013年法第20条に言及される、最新の年次報告書
- 受益証券または投資口の発行および販売についての手続および条件
- 2013年法第17条に従い確定された、A I F の最新の純資産価額またはA I F の受益証券または投資口の最新市場価格
- 利用可能な場合、A I F の過去の実績
- プライム・ブローカーの身元、A I F とプライム・ブローカー間の重要な取決めの説明、これに関する利益相反の管理の仕方、保管受託銀行との契約中のA I F 資産の譲渡および再利用に関する規定、さらに、存在する可能性のあるプライム・ブローカーに対する負債の譲渡に関する情報
- A I F のポートフォリオのレバレッジ利用、リスク特性および流動性管理についての情報がいつどのように定期的に開示されるのかに関する説明

A I F が自己の目論見書において発表する必要のある情報に対する追加情報に限り、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記の通り、A I F M は投資家に対し、自らの運用するE U圏内の各A I F および自らがE U圏内で販売する各A I F について、資産の非流動性、ファンドの流動性の管理の取決め、および現在のリスク特性に関する情報を定期的に開示しなければならない。

また、A I F M は、A I F によるレバレッジ利用に関する情報を開示するとともに、A I F がさらされるレバレッジの上限の変更、および転担保権またはレバレッジの取決めに基づき認められた保証内容、さらにA I F が採用したレバレッジの合計額を定期的に開示しなければならない。

1.4.2. 年次報告書

ルクセンブルグ内で設立されたA I F M は、自ら運用するE U圏内の各A I F および自らE U圏内で販売する各A I F について、各会計年度の年次報告書を、当該年次報告書で報告する会計年度終了後6か月以内に入手できるようにしなければならない。

年次報告書は、要請があった場合、投資家に提供するとともに、C S S F および（適切な場合）A I F の設立地である加盟国が利用できるようにしなければならない。

規制市場における取引を認められているA I F は、通達2004 / 109 / E C に従い、年次報告書で報告する会計年度終了後4か月以内に年次財務報告書を公表する義務を負う。

年次報告書は監査を受けなければならない、さらに、少なくとも貸借対照表または資産負債計算書、収支計算書、当該会計年度の活動報告書、投資家に提出された情報に関する重要な変更（上記1.4.1を参照のこと。）、ならびに会計年度中にA I F M からスタッフに支払われた報酬総額およびA I F から支払われた成功報酬の情報を含むものとする。

1.4.3. C S S F に対する報告義務

2013年法第22条に従い、A I F M は定期的にC S S F に報告を行わなければならない。

かかる報告には、A I F M が運用するA I F のために取引する主要投資対象、A I F M が取引する主要市場、およびA I F M が現在取引している主な商品、A I F M が加盟している市場もしくは積極的に取引している市場の情報、ならびにA I F M が運用する各A I F の主要なエクスポージャーおよび最も重要な投資集中の情報を含む。

A I F M は、自己が運用するE U圏内の各A I F および自己がE U圏内で販売する各A I F に関し、C S S F に対して以下の情報を提供しなければならない。

- 非流動性に起因する特別な取決めの対象となるAIFの資産割合
 - AIFの流動性管理に関する新たな取決め
 - AIFの現在のリスク特性および市場リスク、流動性リスク、取引先リスクおよびその他リスク（業務リスクを含む。）管理のためにAIFMが採用しているリスク管理システム
 - AIFが投資している資産の主要カテゴリーの情報、ならびに
 - 2013年法のリスク管理および流動性管理に関する規定に従い実施したストレステストの結果
- AIFMの報告頻度は、AIFの構造、運用資産額および利用されたレバレッジの程度に基づく。
- AIFMの運用するEU圏内の各AIFおよびAIFMのEU圏内で販売する各AIFについて、AIFMが運用しているAIFポートフォリオの運用資産が、合計で、AIFMD第3条第2項aおよびbの条件に基づく基準値である100百万ユーロまたは500万ユーロを超えるが、十億ユーロを超えない場合、半期毎に報告を行う。
 - 前項に言及される要件の対象となるAIFMの各AIFの運用資産（レバレッジ利用を通じて獲得した資産を含む。）が当該AIFについて合計で500百万ユーロを超える場合、四半期毎に報告を行う。
 - AIFMの運用するEU圏内の各AIFおよび当該AIFMのEU圏内で販売する各AIFについて、AIFMが運用しているAIFポートフォリオの運用資産が、合計で十億ユーロを超える場合、四半期毎に報告を行う。
 - AIFMの運用対象であり、かつレバレッジされていない各AIFについて、AIFMの基本投資方針に従い支配権を獲得することを目的として非上場会社および発行者に投資する場合、一年毎に報告を行う。

上記1.4.2に言及される年次報告書に加え、AIFMは（要請があった場合）CSSFに対して、自らが運用しているAIFの詳細なリストを四半期末毎に提出しなければならない。

1.4.4. レバレッジに関する報告

実質ベースでレバレッジを利用しているAIFを運用するAIFMは、自ら運用する各AIFが採用しているレバレッジ全体のレベル、現金または証券の借入れによるレバレッジと金融派生商品に組み込まれたレバレッジの内訳、ならびにレバレッジ契約に基づきAIFの資産がどの程度再利用されたかに関する情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報には、AIFMが運用している各AIFの借入金または借入証券の上位5つの調達先に関する情報および当該AIFについて当該各調達先から受けたレバレッジの額を含めなければならない。

CSSFが、システミック・リスクを効果的に監視するために必要と考える場合、CSSFはAIFMに対し、本第 章1.4記載の情報のほかに追加情報を、定期的におよびその都度、提出するよう要求することができる。

1.5. 保管受託銀行

2013年法は、AIFMDに規定される範囲内に完全に該当する、新たなAIF向け保管受託銀行制度を導入した。わずかな調整を条件として、2013年法は、2013年法の規定の範囲内に完全には該当しないSIFについては従前の保管受託銀行制度を維持している。

1.5.1 適格性を有する保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行を導入することで、適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

当該新たな金融セクターの特殊な専門家の業務は、1993年法により、以下のように定義されている。すなわち、（ ）当初の投資が行われた日から5年間に於いて買戻しの権利を行使することができず、かつ（ ）その基本投資方針に従い、原則として2013年法第19条第8項a）に従って保管されるべき資産に投資しないか、または、原則として、発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）の支配権の獲得を企図するSIF（2007年法の規定の範囲内）、SICAR（2004年法の規定の範囲内）およびAIF（AIFMDの規定の範囲内）の保管受託銀行の機能の提供である。

かかる業務は、とりわけ、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または現地事務代行者の業務に適合し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前項に記載され、かつ上記条件でのみ利用可能な新たな金融セクターの特殊な専門家に加え、適格性を有する保管受託銀行は通常、（従前の保管受託銀行制度と同様に）ルクセンブルグで設立された信用機関である。また、ルクセンブルグの投資会社は保管受託銀行制度として行為することができるが、以下の条件を充足することが前提となる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保管および管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行の業務に適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I F M D第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に基づき、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

1.5.2 義務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I Fの資産の保管義務
- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務、および
- 一定の監督業務

保管受託銀行自らが行わなければならない監督およびキャッシュ・フロー監視業務と異なり、保管受託銀行は一定の条件に基づき保管業務の全部または一部を委託する権限を有している。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、また、いくつかの例外を条件として、保管受託銀行の責任は、自己の業務の第三者への委託による影響を受けない。

さらに、保管受託銀行はA I Fまたはその投資家に対し、2013年法に基づくその義務を適切に履行する際の過失または意図的な不履行によって、当該A I Fまたはその投資家が被ったその他の損失すべてについて責任を負う。

1.6. A I Fの国際的な販売および運用

2013年法の第6章（「EU圏のA I F Mが欧州連合圏内でEU圏のA I Fを販売管理する権利」）および第7章（「第三国との関連での具体的な規則」）に規定の通り、A I Fは、認可を受けたA I F Mによって、A I F M Dに規定されたパスポート制度に基づき、ルクセンブルグおよびその他加盟国の専門投資家に販売することができる。かかる規定はまた、認可を受けたA I F Mが当該A I Fを国際的に運用する場合にも適用される。

かかる販売および運用は、規制当局同士の通知制度を利用して達成されるため、A I F Mは、A I Fを販売または運用するためにホスト加盟国から認可をとる必要も、販売を希望する各加盟国の関連する各国の要件を充足する必要もない。

2. 2010年法および2007年法を条件としたルクセンブルグのUCIの導入

2.1. 2010年法に基づくパート ファンド

2.1.1. 概要および範囲

上記の通り、すべてのパート ファンドは2013年法の定めるA I Fとして適格である。2010年法第3条は、同法第2条のU C I T Sの定義に該当するものの、2010年法のパート に該当するU C I T Sの資格を有さず、パート に準拠するファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のU C I T S
- E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるU C I T S
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

2.1.2. ルクセンブルグのパート ファンドの投資制限

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注)かかる規則は未発行である。

I M L通達91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行者から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行者から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、O E C D加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするE Cの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該U C Iがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型U C Iの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでC S S Fとともに協議することができる。

2.1.3. 管理会社およびA I F M

すべてのパート ファンドは単独のA I F Mによって運用されなければならないが、かかるA I F Mは、ルクセンブルグ内に設立され、2013年法第2章に基づき権限を得ているA I F Mまたはその他加盟国もしくは第三国に設立され、通達2011/61/E U第 章に基づき権限を得ているA I F Mであるものとする。

パート ファンドは、2013年法により、() 当該パート ファンド運用の責任者であるA I F Mを別途任命することで外部運用するか、または() 当該ファンドの法的形式上内部運用が許可されている場合で、その管理団体が外部A I F Mを任命しないと選択した場合、内部運用することができる。

後者の場合、パート ファンド自体がA I F Mであると認識されることになり、さらに、当該パート ファンドは() A I F Mに適用される2013年法上の義務すべてを遵守すること、および() 2013年法に基づく認可要請を提出することが義務づけられる。

2.1.3.1. 第15章に基づく管理会社およびA I F M

かかるパート ファンドを運用する管理会社についての条件は、上記に規定されている。

2.1.3.2. 第16章に基づく管理会社およびA I F M

上記の文言は、原則として、パート ファンドを運用する第16章に基づく管理会社に適用される。

2.1.4. パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1. 認可および登録

パート ファンドは、その業務を実施するために、事前にC S S F から認可を取得しなければならない。

パート ファンドは、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件に加え、2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部A I F Mが同条に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加え、2013年法第3条規定の適用除外を条件として、ファンド自体が2013年法第2章に従いA I F Mとして認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、良好な評価を十分に得ており、かつ十分な経験を有していなければならない。当該取締役およびその後任者に関する身元は、C S S F に報告されなければならない。

認可されたパート ファンドは、C S S F によってリストに記入される。

2.1.4.2. 投資家に提供されるべき情報

2010年法第150条は投資信託の目論見書ならびに年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法は、以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自らの運用する各F C Pのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更および年次報告書および半期報告書をC S S F に送付しなければならない。
- パート ファンドは、2010年法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成することが認められている。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するU C Iは、通達2009 / 65 / E Cに従うU C I T Sではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書に記載された方法により入手できる。
- 監査済年次報告書は6か月以内に公表されなければならない、半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。

A I F M Dに規定される範囲内に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたA I F Mによって運用されているかまたは内部運用A I F Mとして適格（下記参照）のパート ファンドについては、2010年法および2013年法により投資家に対する追加開示が義務づけられている。

2.1.4.3. ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加要件

（ ）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのU C Iが活動を行うためにはC S S F の認可を受けなければならない旨規定している。

（ ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（ ）販売用資料

2005年4月6日付C S S F 通達05 / 177に従い、販売用資料については、当該資料が利用される外国の管轄権を有する当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るために当該資料をC S S F に提出する必要はない。ただし、C S S F の監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような広告資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融セクターの行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条2項とは別に、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載し、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02 / 81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02 / 81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることであると述べている。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97 / 136（C S S F通達08 / 348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

() 違反に対する刑事上の制裁

一人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される（詳細は上記第4.2()を参照のこと。）。

2.1.5. 保管受託銀行

パート ファンドに関しては、第 章 3 . 「契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要」の項に詳述される保管受託制度が適用される。

2.1.6. 清算

上記第 章4.3「清算」に規定の文言は、2010年法に基づくパート ファンドの清算にも適用される。

2.2. 2007年法に基づくS I F

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」(以下「S I F」という。)と称している。

上記第 章に示されるとおり、2007年法は、A I F M Dをルクセンブルグ法に法制化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのS I F制度、すなわち、() 2007年法パート に従い、A I F M Dの対象となるA I Fとしての資格を有しないS I F、および、() 2007年法パート に従い、認可されたA I F Mによる運用が必要なS I Fを区別する。

2.2.1. 総則および範囲

S I F制度は、() その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCI、および、() その設立文書によりS I F制度に服するUCIに適用される。

S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達(いわゆる「目論見書通達」)の適用可能性の有無について重要性を有する。同通達は、2012年7月3日法によって置き換わった通達2010/73/EUによって改正されている。

S I Fは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはS I Fへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもS I F制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2. ルクセンブルグS I Fの投資制限

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

S I Fはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。これを受け、CSIFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認め得る。したがって、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSIFは、S I Fにおけるリスク分散に関する通達07/309を通じて、以下に詳述する規制ガイドラインを発行した。S I Fがアンブレラ型ファンドとして構成されている場合、当該S I Fに対する言及はすべて、そのコンパートメントへの言及であると理解されなければならない。

(1) S I Fは、自らの資産または払込約定金の30%を超えて、同じ発行者が発行する同じ性質の証券に投資することはできない。

(1)の規制は以下のものには適用されない。

() OECD加盟国または国際機関に対して発行された証券、および

() 少なくともS I Fに適用されるものと同程度のリスク分散要件に従う対象UCI

(2) 同じ発行者が発行する同じ性質の証券の空売りは、当該SIFの資産の30%を超えてはならない。

(3) 金融派生商品を用いる場合、SIFは、当該金融派生商品の原資産を適切に分散化することによって上記と同程度のリスク分散を確保しなければならない。同様の目的で、OTC取引における取引先リスクは、適用ある場合、関連する取引先の質および適格性を考慮して制限されなければならない。

CSSFはケース・バイ・ケースで免除を付与することができる。

CSSFは、SIFが上記分散化規則から逸脱する「猶予期間」を承認することができる。かかる猶予期間は、SIFの目論見書において開示される必要があり、運用資産の種類によって異なり得る。

2.2.3. 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章または第16章を条件として、SIFを運用することができる。SIFが2013年法の規定に基づきAIFとして適格性を有している場合、後者は、（AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合には）認可を受けたAIFMによって2013年法第2章の条件に基づき運用されるか、または（当該AIFMが最低限度額による適用除外の利益を享受することができない場合）登録済みAIFMによって運用されるものとする。

第15章に基づく管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。かかる管理会社がAIFMとして適格性を有するための条件は、上記の通りである。

第16章に基づく管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足しなければならない要件を規定している。かかる要件は上記規定の通りである。

2.2.4. SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1. 認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/マネージャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2007年法の改正前、2007年法は、設立された月の翌月内にCSSFに認可申請書が提出されることを条件として、規制当局の承認を得る前にSIFを設立できると定めていた。これにより、CSSFの承認を得る前にSIFを設立し、運用を開始することができた。2007年法の改正により、新たなSIFまたは既存のSIFの新たなサブ・ファンドはその運用開始前にCSSFの承認を得ることが必要となる。

2.2.4.2. 投資家に提供されるべき情報

募集書類および最新の公表済み年次報告書は、要請に基づき無償で応募者に提供される。ただし、2007年法は、当該文書に盛込むべき最低限の内容に関する別紙を定めていない。

募集書類には、投資家が自己に提案があった投資（特に当該投資に関するリスク）について情報に基づく判断ができるようにするために必要な情報を含めなければならない。

募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、追加証券または組合持分が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。募集書類の変更は、CSSFの承認を条件とする。

2.2.5. ルクセンブルグのSIFに対する追加要件

() 規制上の側面

2007年法上、S I Fは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付C S S F規則12 - 01は、これらの要件に関する措置を講じている。

() 財務報告および監査

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有する、ルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

1915年法第73条第2項とは別に、U C I T Sおよびパート ファンドについて、S I C A Vは、年次財務書類および承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録投資主に対して送付する義務を負わない。

招集通知には、これらの文書を投資主に提供する場所および実務上の取決めに記載し、各投資主が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記する。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

() 財務報告書の提出

2007年法第56条は、S I Fは募集書類およびその変更ならびに年次報告書をC S S F宛に送付しなければならない旨を規定する。

2.2.6. 保管受託銀行

S I Fは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法パート に服し、認可済みA I F Mによって運用されなければならないS I Fならびに2007年法パート に服し、A I F M Dの規定の範囲内でA I Fとして認められないS I Fは、異なる保管受託銀行制度に服する。A I F M Dに基づく制度は第 1章第1.5条に記載されており、A I F M Dに服さないS I Fについては、資産の保管は「監督」を意味すると理解される。すなわち、保管受託銀行は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

下記段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その基本投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a）に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する支配権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないS I Fに関しては、1993年法第26 - 1条に規定する範囲の金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7. 清算

上記第 1章4.3「清算」の記載内容は、2007年法に従ったS I Fの清算にも適用される。

2.3. S I C A R

2004年6月15日付で、ルクセンブルグ議会は、リスク・キャピタルに投資する法人（以下「S I C A R」という。）に関する2004年6月15日法（以下「2004年法」という。）を採択した。

リスク・キャピタルへの投資とは、事業体の設立、開発または上場を考慮して当該事業体への直接的または間接的な資産出資を意味する。かかる種類のピークルは、情報に精通した投資家（S I Fに関する2007年法と同様に2004年法に定義）のみが利用可能である。

2.4. R A I F

2016年7月28日、ルクセンブルグのリザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法が公布された。

これにより、ルクセンブルグにおける新たな投資ビークルである「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「RAIF」という。）」が導入された。RAIFは、AIFとして適格性を有しているSIF（またはSICAR）と実質的に共通した特徴（および柔軟性）を備えているものの、主な相違点は、RAIFがCSSFの認可および監督の規制に服さないことにある。そのため、RAIFが設立され、運用を開始するまでの時間枠は、市場参入までの時間を短縮するという観点から、より魅力的なものとなっている。RAIFは、SIFおよびSICARと同様に情報に精通した投資家のみが利用可能である。RAIFは、認可を受けたAIFMによって運用されなければならない、AIFMDによって規制される。その他のAIFについては、RAIFを運用する認可を受けたAIFMが、2013年法およびAIFMDの規定ならびに第三国規則を遵守した上で、最終的には自らが運用するRAIFを、専門投資家に対してEU圏内において国際的に販売することができる。

第4【その他】

- 1 目論見書の表紙に図案を採用する。
- 2 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがある。
- 3 交付目論見書に次の事項を記載することがある。
「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。」
- 4 交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。
「ファンドは、公社債や短期金融商品など値動きのある有価証券に投資しますので、1口当たりの純資産価格および日々の分配金額は変動します。また、ファンドは外貨を基準通貨としていますので、基準通貨以外の通貨から投資する場合には外国為替相場等の変動による影響を受けます。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。
したがって、ファンドは元本が保証されているものではなく、ファンドへの投資により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。」
- 5 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- 6 販売用資料を使用する。
販売用資料を以下の記載に従い使用する。
 - (1) チラシ、パンフレット、ダイレクトメール（ハガキ、封書用）として使用される他、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがある。
 - (2) 使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがある。また、写真、イラストおよびグラフを付加して使用されることがある。
 - (3) 運用実績として1口当たりの純資産価格の推移、設定来または直近3か月、6か月、1年、2年、3年、5年の騰落率を数値またはグラフで表示することがある。また、これらの運用実績について円換算したものを併せて記載することがある。
- 7 ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。
 - (1) 表面
ファンドの名称
表象される口数
署名（管理会社および保管受託銀行）
管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、公開有限責任会社（Société Anonyme）である旨の表示
約款のメモリアルへの掲載に関する情報
 - (2) 裏面
記載なし

独立監査人報告書

外貨建マネー・マーケット・ファンド受益者各位

我々は外貨建マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2015年10月31日時点の連結純資産計算書、投資有価証券および同日に終了した年度の連結運用計算書、純資産変動計算書および重要な会計方針の要約、その他の財務書類に対する注記で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に關してのルクセンブルグの法律および規則の要件に従って、財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするための管理会社の取締役会の決定に必要な内部統制についての責任を負う。

公認の監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々はルクセンブルグの「金融監督委員会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は公認の監査人の判断によるものであり、詐欺的行為または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、公認の監査人は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。また、監査は採用されている会計基準の適切性および管理会社の取締役会によってなされた会計見積の合理性の評価とともに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための満足かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、財務書類の作成に關してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの財務書類は、外貨建マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2015年10月31日現在の財政状態並びに同日に終了した年度の運用成績及び純資産の変動を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

その他

年次報告書に含まれている補足情報は、我々の監査との関連においてのみ目を通したが、上記基準に従った特定の監査手続の対象ではない。したがって、我々にかかる情報についての意見を表明するものではない。しかし、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に申し述べる意見はない。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーペラティブ

ルクセンブルグ、2016年3月9日

代表

〔署名〕
ローラン・マークス

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of
Gaikadate Money Market Fund

We have audited the accompanying financial statements of Gaikadate Money Market Fund and of each of its Sub-funds, which comprise the combined statement of net assets and the statement of investments as at October 31, 2015 and the combined statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the AIFM for the financial statements

The Board of Directors of the AIFM is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the AIFM determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the AIFM, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Gaikadate Money Market Fund and of each of its Sub-funds as of October 31, 2015, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, March 9, 2016

Laurent Marx

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を文書化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人報告書

外貨建マネー・マーケット・ファンド受益者各位

我々は外貨建マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2016年10月31日時点の連結純資産計算書、投資有価証券および同日に終了した年度の連結運用計算書、純資産変動計算書および重要な会計方針の要約、その他の財務書類に対する注記で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に關してのルクセンブルグの法律および規則の要件に従って、財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするための管理会社の取締役会の決定に必要な内部統制についての責任を負う。

公認の監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々はルクセンブルグの「金融監督委員会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は公認の監査人の判断によるものであり、詐欺的行為または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、公認の監査人は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。また、監査は採用されている会計基準の適切性および管理会社の取締役会によってなされた会計見積の合理性の評価とともに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための満足かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、財務書類の作成に關してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの財務書類は、外貨建マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2016年10月31日現在の財政状態並びに同日に終了した年度の運用成績及び純資産の変動を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

その他

年次報告書に含まれている補足情報は、我々の監査との関連においてのみ目を通したが、上記基準に従った特定の監査手続の対象ではない。したがって、我々はかかる情報についての意見を表明するものではない。しかし、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に申し述べる意見はない。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーペラティブ

ルクセンブルグ、2017年3月15日

代表

〔署名〕
ローラン・マークス

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of
Gaikadate Money Market Fund

We have audited the accompanying financial statements of Gaikadate Money Market Fund and of each of its Sub-funds, which comprise the combined statement of net assets and the statement of investments as at October 31, 2016 and the combined statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the AIFM for the financial statements

The Board of Directors of the AIFM is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the AIFM determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the AIFM, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Gaikadate Money Market Fund and of each of its Sub-funds as of October 31, 2016, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, March 15, 2017

Laurent Marx

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を文書化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
ミュンスバッハ
株主各位

2015年4月30日付の株主総会による任命を受けて、我々は、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2015年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書および重要な会計方針の要約、その他の情報で構成される添付の年次財務書類を監査した。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、年次財務書類の作成および表示についての責任ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない年次財務書類の作成および表示を可能にするため、取締役会によって決定されるその内部統制についての責任を負う。

公認の監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々はルクセンブルグの「金融監督委員会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類についての重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は「公認の監査人」の判断に依拠しており、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、「公認の監査人」は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。また、監査は採用されている会計基準の適切性および取締役会によってなされた会計見積りの合理性の評価とともに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、財務書類はジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2015年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績を真実かつ適正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

〔署名〕
クリストフィー・ハース

ルクセンブルグ、2016年 4 月11日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.
Munsbach

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated April 30, 2015, we have audited the accompanying annual accounts of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at 31 December 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé” (continued)

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. as of 31 December 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Christoph HAAS

Luxembourg, 11 April, 2016

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。